

苫小牧市環境白書

令和元年度版

(平成30年度実績)

苫小牧市環境衛生部

人間環境都市宣言

苫小牧市は、開基百年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、ここに、「人間環境都市」を宣言する。

[昭和 48 年 11 月 17 日議決]

刊 行 に あ た っ て



多くの命を育む勇払原野に囲まれ、豊かな自然と調和した文化を有する苫小牧市は、その快適な生活環境の中で全ての市民が心豊かに過ごし、未来に向かって挑戦するまち「人間環境都市」を宣言しています。

これまで、きめ細かな環境監視や公害の未然防止と自然環境の保全の取組を重点施策として推進してきたことにより、本市のさまざまな環境水準は比較的良好な状態にあります。

しかし、地球温暖化をはじめとした地球規模の問題や微小粒子状物質PM2.5による越境汚染など、環境問題の質や広がりを変化させてきています。

また、私たちの身近で起こりうる公害としては、自動車や航空機による大気汚染や騒音、生産活動などに起因するばい煙や悪臭の発生、工場排水や生活排水による水の汚れ、近隣騒音等があります。

このような環境問題を正面から受け止め、本市の環境特性を活かした快適な生活環境を次の世代を担う子どもたちに引き継ぐために、「苫小牧市環境基本条例」に基づき、平成30年3月に「苫小牧市第3次環境基本計画」を策定しました。苫小牧市の現状に適した取組みに向け、市民、事業者、市の三者がより一層の連携を図り、健康で安全な都市環境の構築に向けた、総合的かつ計画的に良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

本書は、平成30年度（2018年度）の本市における環境の状況と環境の保全及び創造に関して講じた施策等をまとめたものです。

市民の皆さんが、本書を通じて環境問題に関心を持っていただくとともに、環境保全活動に取り組む上での一助になれば幸いです。

令和元年11月

苫小牧市長 岩倉博文

目 次

第1章 苫小牧市の概要

第1節 地勢・気象	1
1 位置及び面積	1
2 気象	2
第2節 歴史・沿革	3
第3節 人口	3
第4節 産業	4

第2章 環境行政の概要

第1節 行政組織及び予算	5
1 行政組織及び事務分掌	5
2 予算	6
第2節 環境に関する主な取組み	8
1 苫小牧市役所エコオフィスプラン	8
2 グリーン購入の取組み	9
3 公共工事環境配慮	9
4 住宅用新・省エネルギーシステム補助事業	10
5 環境学習・啓発事業	11
第3節 審議会等	14
1 苫小牧市環境審議会	14
2 苫小牧市環境基本計画推進会議	15
3 苫小牧市自然環境保全審議会	16
4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員	17
5 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会	18

第3章 環境の現況と対策

第1節 大気	19
1 概況	19
2 測定地点及び測定項目	20
3 測定結果	23
4 大気汚染防止対策	40

第2節	水質	43
1	概況	43
2	環境基準達成状況	47
3	河川の水質測定地点及び測定結果	48
4	海域の水質測定地点及び測定結果	56
5	水質汚濁の防止対策	61
第3節	騒音・振動	63
1	概況	63
2	環境騒音及び自動車騒音・振動の状況	64
3	航空機騒音の状況	68
4	騒音・振動防止対策	69
第4節	悪臭	70
1	概況	70
第5節	公害苦情	73
第6節	自然環境	75
1	概況	75
2	自然環境保全地区等の指定の現況	75
3	野生鳥獣保護の現況	80
4	ウトナイ湖とラムサール条約	85
5	啓発事業	87
6	自然環境の保全対策	90
第7節	ごみ・リサイクル	92
1	基本理念	92
2	ごみ収集の体制と施設	92
3	市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>	94
4	市が収集しないごみ	95
5	ごみの量	96
6	ごみの内訳	97
7	春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」	97
8	ごみの広域処理	97
9	その他	98
10	資源リサイクルの概要	99

第4章 苫小牧市環境基本計画

第1節 概要	107
1 計画改定の背景	107
2 目的	107
3 計画の位置づけと期間	107
4 計画の構成	108
5 計画の推進体制	110
6 計画の進行管理	111
第2節 目標達成の指標	112
1 目標達成の指標	112
2 目標の達成状況	112
《安全安心快適なまち》	112
《人と自然が共生するまち》	113
《資源を大切にするまち》	113
《みんなで環境に取り組むまち》	114
《地球環境にやさしいまち》	114
第3節 施策の実施状況	115
1 安全安心快適なまち	115
(1) 健康で安全安心な生活環境を確保する	115
(2) 潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る	119
2 人と自然が共生するまち	122
(1) 人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する	122
(2) 緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ	123
3 資源を大切にするまち	124
限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める	124
4 みんなで環境に取り組むまち	126
(1) 環境を学び、大切にする心を育む	126
(2) よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる	127
5 地球環境にやさしいまち	128
環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める	128
第4節 協働による計画の推進	132

資料編

【参考 1】環境基準

1 大気汚染に係る環境基準	1 3 6
2 水質汚濁に係る環境基準	1 3 8
3 土壌の汚染に係る環境基準	1 4 4
4 地下水の水質汚濁に係る環境基準	1 4 5
5 ダイオキシン類に係る環境基準	1 4 5
6 騒音に係る環境基準	1 4 6
7 航空機騒音に係る環境基準	1 4 7

【参考 2】指針値・要請限度

1 大気汚染に係る指針値	1 4 8
2 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	1 4 9
3 自動車騒音に係る要請限度	1 5 0
4 道路交通振動に係る要請限度	1 5 0

【参考 3】悪臭物質と規制基準

1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度	1 5 1
2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制	1 5 2

【参考 4】法・条例による届出状況

1 大気関係	1 5 3
2 水質関係	1 5 4
3 騒音・振動関係	1 5 5
4 悪臭関係	1 5 7
5 ダイオキシン類関係	1 5 7

【参考 5】公害防止協定

1 締結状況	1 5 8
2 協定値	1 6 0

【参考 6】環境行政年表

【参考 7】苫小牧市環境基本条例

第1章 苫小牧市の概要

第1節 地勢・気象

1 位置及び面積

苫小牧市は、北海道の南西部に位置し太平洋に面しています。支笏洞爺国立公園の樽前山のふもとに開かれ、周囲には支笏湖などの湖沼や清流のほか、広大な森林などがあり自然環境に恵まれています。東にはウトナイ湖を有する勇払原野が広がり、自然と身近に接することができるまちです。

また、特定重要港湾苫小牧港を有し、鉄道幹線や国道、高速自動車道などの陸路交通のアクセスポイントであり、新千歳空港に隣接した北海道の海と空と陸の交通の要に位置しています。



北海道陸路交通の拠点都市

- 鉄 道** JR室蘭本線、千歳線、日高線への分岐点
- 国 道** 36号 (札幌、室蘭方面へ)
234号 (岩見沢方面へ)
235号 (日高方面へ)
276号 (ニセコ方面へ)
- 自動車道** 道央自動車道へ東西2か所のインターチェンジで直結高規格道路 (日高自動車道) の起点

位 置	東 経	141° 36' 34"
	北 緯	42° 37' 53"
広 ぼ う	東 西	39.9 km
	南 北	23.6 km
	周 囲	124.5 km
標 高 (海 抜)		6.651 m
面 積		561.58 km ²

資料：苫小牧市統計書

2 気 象

■月別概況（平成30年（2018年））

	平均気温 (°C)	最高平均 気温 (°C)	最低平均 気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均海面 気圧 (hPa)	降水総量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪量 (cm)
1月	-2.7	1.2	-7.4	70	1010.5	82.0	3.1	124.3	63
2月	-4.3	0.1	-9.5	71	1014.4	31.0	3.1	159.8	43
3月	2.1	6.1	-2.6	72	1015.7	144.5	3.8	181.3	24
4月	6.2	10.8	2.0	75	1013.0	46.0	3.0	172.3	—
5月	10.7	15.0	7.3	81	1011.1	101.0	2.9	181.9	—
6月	13.5	16.8	11.0	88	1009.3	245.5	3.1	115.9	—
7月	18.2	21.5	16.1	92	1011.0	198.5	2.6	74.3	—
8月	20.1	23.4	17.4	86	1009.5	285.5	3.3	105.4	—
9月	18.0	22.0	13.8	79	1014.1	53.0	3.5	164.1	—
10月	12.6	17.5	7.3	78	1014.9	199.0	3.4	177.1	—
11月	6.0	10.5	1.5	74	1019.2	58.0	3.1	142.2	3
12月	-1.2	2.4	-5.1	72	1016.0	42.5	3.0	124.5	26

※ 降雪量における「—」は「降雪なし」または「1cm未満の降雪」を示す。

資料：室蘭地方気象台

※ 平均湿度及び降水総量における「）」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

■気象極値

区 分	極 値
最高気温	35.5°C (平成19年(2007年)8月15日)
最低気温	-21.3°C (昭和20年(1945年)1月18日)
月最大降水量	697.0mm (昭和56年(1981年)8月)
月最小降水量	7.0mm (平成15年(2003年)2月)
日最大降水量	447.9mm (昭和25年(1950年)8月1日)
日最大降雪量	47cm (昭和43年(1968年)2月20日)
最深積雪	77cm (昭和53年(1978年)3月11日)
最大風速	31.8m/s 風向・南 (昭和29年(1954年)9月26日)
最大瞬間風速	38.6m/s 風向・南東 (昭和56年(1981年)8月23日)
最低海面気圧	965.0hPa (昭和45年(1970年)1月31日)

※ 極値は、気象官署観測開始からの値を使用する。

資料：室蘭地方気象台

※ 最深積雪は、平成16年(2004年)10月1日に特別地域気象観測所となったため統計切断となり参考値。

第2節 歴史・沿革

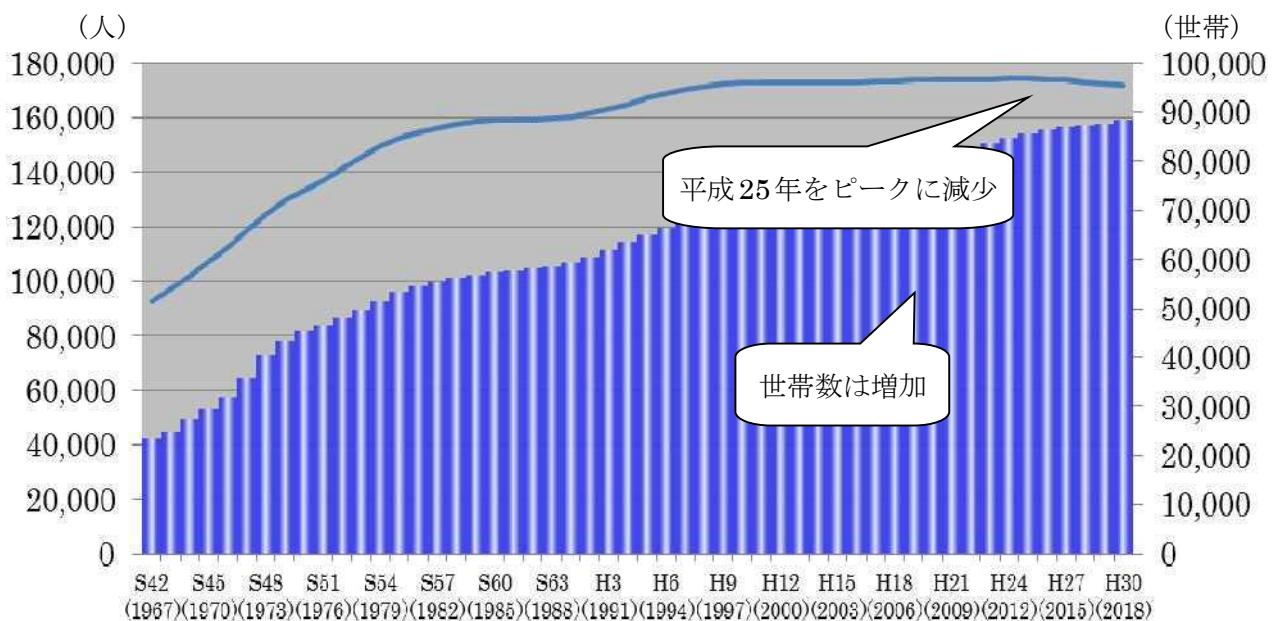
北海道には古くからアイヌ民族が暮らしていましたが、苫小牧地方ではすでに15世紀の半ば頃、道南に館を構えた小領主によって、アイヌ民族と和人の交易が行われていました。寛政12年(1800年)になると、現在の東京都八王子市から八王子千人同心が勇払に移住し苫小牧の開拓が始まります。そして、明治時代には製紙工場の操業開始を契機に工業都市として歩みははじめます。その後、戦後まもない昭和26年(1951年)国家レベルの事業として内陸掘込港に着手、現在の苫小牧港(西港)が築かれました。

高度経済成長期に入ると東部大規模工業基地の建設に伴って、昭和51年(1976年)東港の建設に着手、昭和55年(1980年)に第一船を迎え、現在では製紙業をはじめ自動車部品製造など多種多様な企業が立地し、製造品出荷額では人口で10倍以上を有する札幌市を上回るなど、北日本有数の流通港湾を有した総合工業都市として、発展し続けています。

第3節 人口

苫小牧市政が始まった昭和23年(1948年)の3万3千人から、経済成長期に16万人まで増加し、平成25年(2013年)の17万4千人をピークに人口減少傾向にあります。平成30年(2018年)12月末現在の人口は171,811人(世帯数88,545世帯)となり、前年末から562人の減(829世帯の増)、対前年増減率は▲0.33%(0.95%)で、5年連続で減少しています。

■人口及び世帯数の推移



資料：苫小牧市統計書

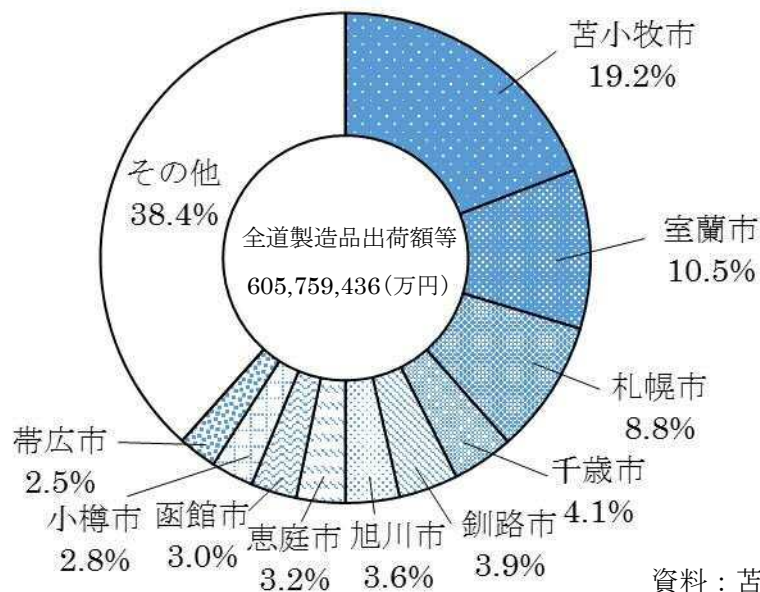
(注) 平成24年(2012年)7月以降の人口は、断りのない限り住民基本台帳法の改正により、外国人住民を含む。

第4節 産 業

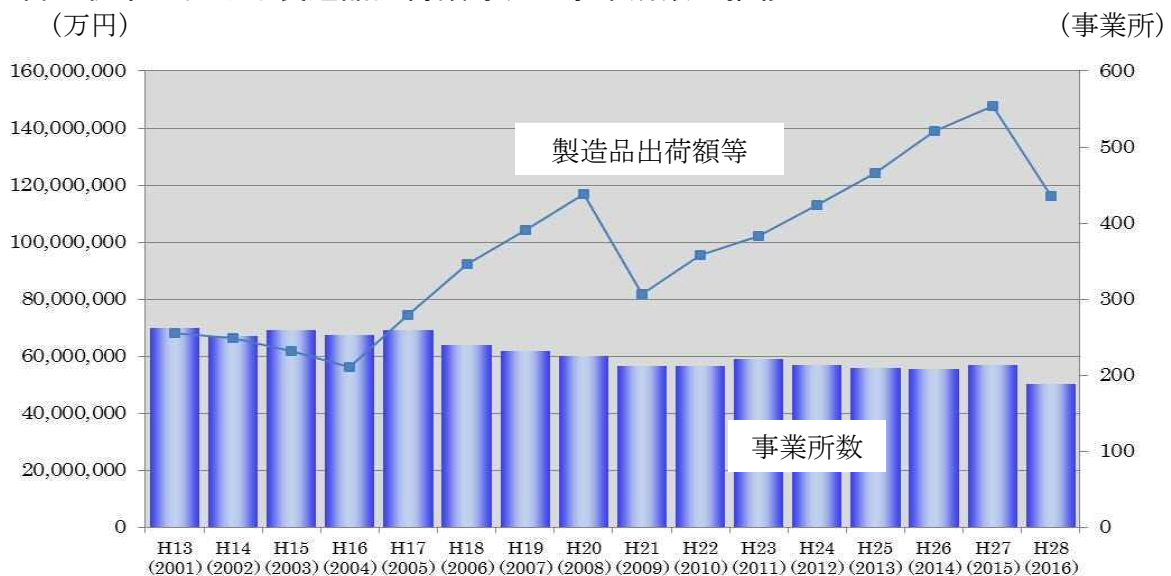
苫小牧市は道内最大の工業都市であり、北海道全体の製造品出荷額等の19.2%を占めています。その中でも、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が特に盛んです。

また、苫小牧市における製造品出荷額等とその事業所数の推移を見ると、事業所の大型化傾向も見られます。

■製造品出荷額等道内都市別割合（平成28年（2016年））



■苫小牧市における製造品出荷額等及び事業所数の推移



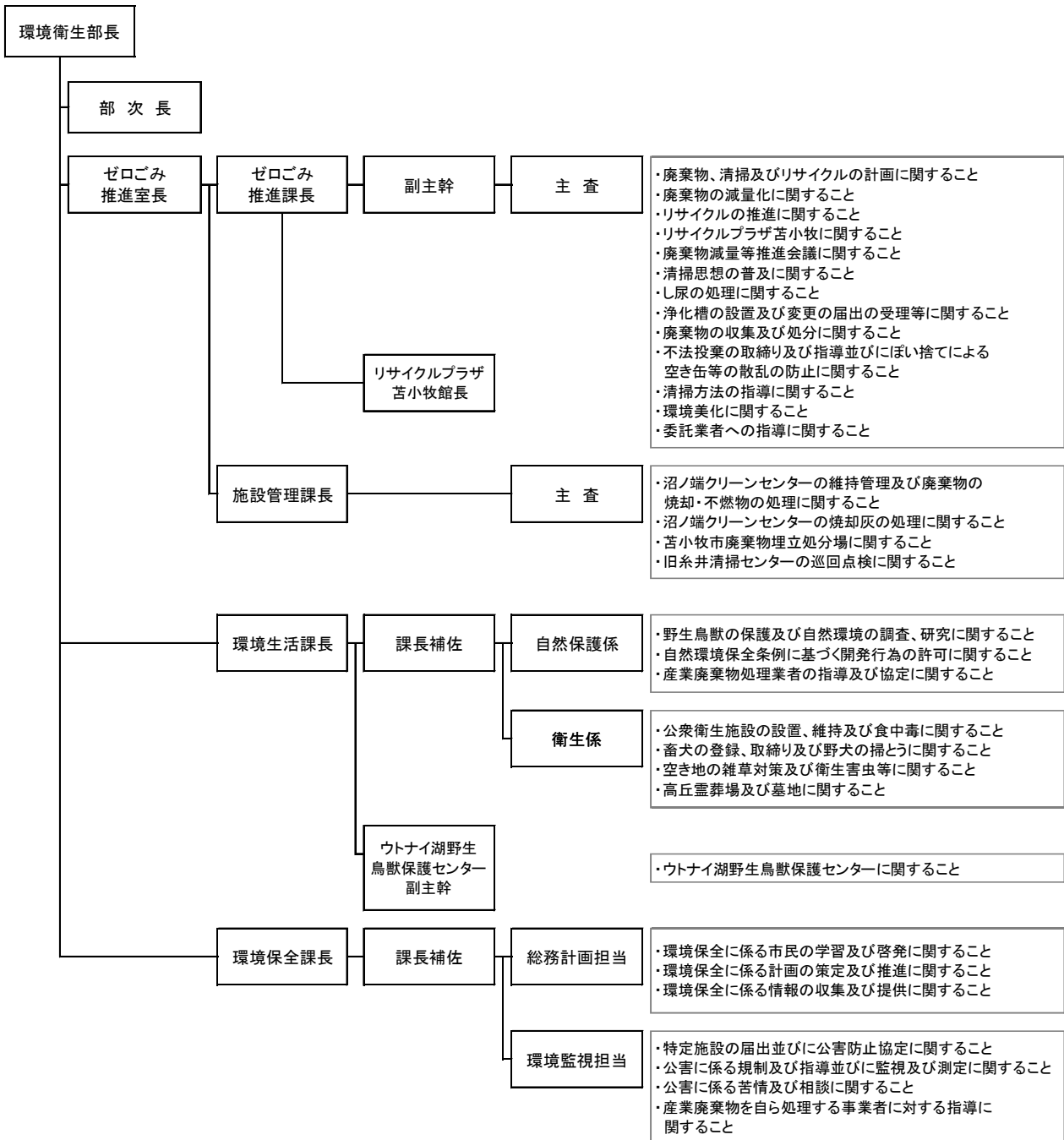
※ 「製造品出荷額等」とは、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計である。

第2章 環境行政の概要

第1節 行政組織及び予算

1 行政組織及び事務分掌

(平成31年(2019年)3月31日現在)



2 予 算

■環境保全費の事業別予算内訳

(単位：千円)

事業区分	平成30年度 (2018年度) 予算額	令和元年度 (2019年度) 予算額	比較増減
環境審議会委員経費	129	129	0
環境保全業務等経費	2,214	2,234	20
公害対策経費	28,080	25,704	▲2,376
環境基本計画推進事業費	502	498	▲4
公害測定機器整備事業費	9,878	0	▲9,878
大気汚染常時監視測定機器整備事業費	0	7,890	7,890
航空機騒音常時監視システム整備事業費	0	41,453	41,453
住宅用新・省エネルギーシステム補助事業費	15,000	7,000	▲8,000
計	55,803	84,908	29,105

(担当課：環境保全課)

■自然環境保護及び衛生諸費の事業別予算内訳

(単位：千円)

事業区分	平成30年度 (2018年度) 予算額	令和元年度 (2019年度) 予算額	比較増減
(自然環境保護費)			
自然環境保全審議会委員経費	133	92	▲41
自然環境保護経費	5,182	5,306	124
野生鳥獣保護センター管理運営経費	18,789	18,916	127
アライグマ捕獲事業費	5,749	5,944	195
小計	29,853	30,258	405
(衛生諸費)			
環境衛生経費	264	214	▲50
動物火葬場維持管理経費	1,340	1,638	298
畜犬登録事務等経費	3,298	3,369	71
公衆浴場下水道料金軽減経費	24,000	24,000	0
霊葬場指定管理費	46,180	49,065	2,885
苫小牧地方食品衛生協会補助金	120	120	0
霊園維持管理運営経費	0	22,398	22,398
公衆浴場振興補助金	378	378	0
公衆浴場設備整備助成金	133	536	403
公衆浴場確保対策事業費	1,000	625	▲375
霊葬場整備事業費	18,000	17,000	▲1,000
霊園管理基金積立金	0	1,752	1,752
霊園改修等事業費	0	2,500	2,500
小計	94,713	123,595	28,882
計	124,566	153,853	29,287

(担当課：環境生活課)

■清掃関連の事業別予算内訳

(単位:千円)

事業区分	平成30年度 (2018年度) 予算額	令和元年度 (2019年度) 予算額	比較増減
(清掃総務費)			
廃棄物減量等推進審議会委員経費	429	425	▲4
清掃庁舎管理運営経費	8,233	8,584	351
リサイクルプラザ事業推進経費	7,341	7,221	▲120
053(ゼロごみ)推進事業費	25,349	23,236	▲2,113
小計	41,352	39,466	▲1,886
(塵芥処理費)			
塵芥処理事業経費	573,066	589,560	16,494
清掃車両運行経費	9,986	10,715	729
資源物中間処理事業費	211,322	212,122	800
資源リサイクル運動推進事業費	177,116	163,296	▲13,820
清掃統計処理システム事業費	1,588	1,207	▲381
清掃車両リース経費	670	0	▲670
小計	973,748	976,900	3,152
(清掃施設費)			
沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	569,686	525,188	▲44,498
糸井清掃センター管理運営経費	11,345	0	▲11,345
埋立処分場管理運営経費	20,210	21,073	863
清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,184	2,313	129
廃棄物処理施設整備基金積立金	100,033	100,040	7
ごみ焼却灰資源化事業費	28,200	0	▲28,200
沼ノ端第2埋立処分場整備事業費	472,575	573,804	101,229
小計	1,204,233	1,222,418	18,185
(し尿処理費)			
し尿処理経費	129,541	142,681	13,140
西町し尿処理施設改修事業費	6,065	532	▲5,533
合併処理浄化槽設置整備事業費	3,200	1,700	▲1,500
小計	138,806	144,913	6,107
計	2,358,139	2,383,697	25,558

※予算額は当初予算額

(担当課:ゼロごみ推進課、施設管理課)

第2節 環境に関する主な取組み

1 苫小牧市役所エコオフィスプラン

本市では、平成14年(2002年)「苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画」策定により、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、省エネ法)の改正により特定事業者の指定を受け、平成22年(2010年)11月に省エネ法に基づく取組み方針を策定し、エネルギー使用量の削減にも取り組んできました。

温室効果ガス削減の取組みは、エネルギー使用量削減の取組みと一致する部分が多いため、平成23年(2011年)4月に策定した「苫小牧市役所エコオフィスプラン」において、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの手法を取入れ、市の事務・事業による温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減を目指して取組みを進めています。(第1期エコオフィスプラン計画期間：平成22年度(2010年度)～26年度(2014年度))
(第2期エコオフィスプラン計画期間：平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))

(1) 温室効果ガス排出量削減の取組み

平成30年度(2018年度)の市役所における温室効果ガス排出量は、58,944 t-CO₂となり、基準年度と比べると11.1%減少しました。内訳として、エネルギー起源CO₂は市役所全体の合計で3.2%の減少、廃棄物燃焼による非エネルギー起源CO₂では、25.0%の減少となりました。

■ 苫小牧市役所のCO₂排出状況

(単位：t-CO₂)

排出区分	25年度(2013年度) (基準年度)	30年度(2018年度)	増減
エネルギー起源CO ₂	42,337	40,997	-3.2%
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物燃焼)	23,935	17,947	-25.0%
合計	66,272	58,944	-11.1%

(2) 省エネルギーの取組み

平成30年度(2018年度)の市役所におけるエネルギー消費量は、16,440キロリットル(原油換算)となり、基準年度(平成25年度(2013年度))と比べると2.2%減少しました。減少理由として、設備の更新・運用方法の改善、LED照明の導入や不要照明の消灯など職員の節電・省エネの取組み等が挙げられます。内訳として、燃料燃焼が4.5%増加し、電気使用が5.0%、熱供給が7.2%、自動車使用が4.0%とそれぞれ減少しています。

2 グリーン購入の取組み

物品等を購入する場合において、品質や価格だけでなく環境への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい物品等を優先的に購入することをグリーン購入といいます。

平成13年（2001年）4月に施行されたグリーン購入法（正式名称＝国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、本市においても平成15年（2003年）1月にグリーン購入推進方針を策定し、取組みを開始しました。

なお、取組品目数は過去数年間で購入実績がない物品や極端に少ない物品の除外、また、類似品目の統合などにより変動しています。

■グリーン購入取組実績

年度		H26	H27	H28	H29	H30
区分		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
取組品目数		24	24	24	24	24
取 組 分 野	紙類	95.3%	92.3%	90.9%	89.3%	88.1%
	文具類	97.4%	96.7%	99.8%	99.5%	99.8%
	名札	81.9%	—	—	—	—
	電池	98.5%	98.6%	99.2%	99.8%	99.8%
グリーン購入率(%)		95.3%	92.4%	91.2%	89.5%	88.5%

※推進方針改訂により、平成27年度（2015年度）から「名札」を「文具類」へ集約

3 公共工事環境配慮

グリーン購入の中で特に環境に与える影響が大きい公共工事の分野に関しては、グリーン購入推進方針とは別に、平成15年（2003年）3月に公共工事環境配慮指針を策定し、取組みを行っています。

■公共工事環境配慮取組実績

年度		H26	H27	H28	H29	H30
区分		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
取組項目数		28	28	28	29	29
取組実績数		24	23	22	17	17
対象工事数		239	260	267	201	209
環境配慮率(%)		75.4%	91.5%	88.7%	92.3%	92.2%

4 住宅用新・省エネルギーシステム補助事業

平成21年度（2009年度）から地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムを自ら居住する住宅に設置する方に設置費の一部を補助する事業を展開していましたが、平成28年度（2016年度）より太陽光発電システムに加え3機種の省エネ給湯暖房器システムを追加し、平成30年度（2018年度）より省エネ給湯暖房器への補助額見直しを実施しました。

■補助上限金額

- 太陽光発電システム（購入・設置費の1/10 上限12万円）
- エコキュート（購入・設置費の1/10：新築上限4万円・既存上限4.5万円）
- エコジョーズ（購入・設置費の1/10：新築上限3万円・既存上限3.5万円）
- エコフィール（購入・設置費の1/10：新築上限2万円・既存上限2.5万円）

■補助実績

（単位：件）

年度 区分	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	計
太陽光発電 システム	5	10	20	101	148	110	51	31	34	35	545
エコキュート								64	69	74	207
エコジョーズ								179	163	182	524
エコフィール								51	83	70	204
計	5	10	20	101	148	110	51	325	349	361	1,480

5 環境学習・啓発事業

現在の環境問題は多種多様であり、地球温暖化など私たちの生活と密接に結びついた問題の解決には、市民一人ひとりの取組みが大切になっています。

本市では各種の環境学習・啓発事業を実施し、市民の環境意識の向上に努めています。

(1) 出前講座・副読本

市民や学校などの要請に応じて職員が町内会や学校に出向き、環境保全に関する講座を行います。また、エコドライブの推進を目的に、市内の施設で体験型講座も行っています。平成30年度(2018年度)は、市内7か所にてエコライフ情報局、エコドライブ情報局を計7回実施し、全体で129名の市民参加があり、環境啓発に努めました。

また、廃棄物を始めとする様々な環境問題への意識啓発として、小学4年生を対象とした「小学生環境教育副読本 053 (ゼロごみ) のまちとまこまい」を発行しており、授業や様々な活動の場面で有効活用されています。関係各課と連携し、地球温暖化や自然保護等に関する内容も盛り込むなど、毎年内容の見直しを行い、市内全小学校へ配布しています。

さらに、中学生向けには1年生を対象に「中学生副読本 ごみとリサイクル」を発行しており、市内全中学校へ配布しています。

(2) 環境月間啓発事業

昭和47年(1972年)6月5日から16日まで開催された国連人間環境会議において、人類とその子孫のための人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。これを記念して、開催日である6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国でさまざまな行事が行われています。我が国では6月を「環境月間」と定め、将来により良い環境を継承するため、国、地方公共団体、民間団体などによって各種の事業が実施されています。

本市では「環境月間」に合わせて、エコドライブやごみの減量、リサイクルについて周知・啓発を行う「エコライフ情報局」を開催しているほか、1か月間、5つの項目に取り組む「エコドライブのすすめ」を、市職員全員で実践しました。平成30年度(2018年度)は、「エコライフ情報局」内のエコドライブ体験に、市民67名が参加し、「エコドライブのすすめ」では通常運転と比較して、全体で13,284リットルの燃料削減と30,553kgのCO₂削減となりました。

(3) 環境教育事業

環境教育の一環として将来を担う子どもたちを対象に、環境保全と創造などの大切さを学び関心を持ってもらうことを目的として、本市や環境基本計画推進会議（市民・事業者・市の三者による協働組織）により毎年度実施しています。

平成30年度（2018年度）は環境基本計画推進会議の主催により、水生生物の採取や水質状況の調査から環境保護を学ぶ「せせらぎスクール」、地引網体験や簡易水質測定を通じ自然環境を学ぶ「漁業体験」、森林整備体験から森林環境保護を学ぶ「秘密基地を作ろう!」、環境保全に向けた様々な取組みを行っている事業所を見学する「エコ企業見学会」、省エネな調理法を学び実践する「親子でエコ・クッキング教室」を開催しました。

(4) わが家の節電コンテスト2018

市民を対象として、地球温暖化に対する関心や省エネルギーへの意識を高めるとともに、温室効果ガス低減に向けた行動推進を図るため、各家庭での8月と11月の2か月の電気使用量のモニターを募集しました。29世帯の参加（応募30世帯）があり、参加者全体では、前年同期比2,478kWh、9.2%の節電との結果となり、削減量及び削減率部門の成績上位各3世帯に賞状と副賞の贈呈をしました。

(5) エコオフィス宣言

事業所から排出される温室効果ガスの削減のために「エコオフィス」を宣言し、下記の実践する事業所を募集しています。平成31年（2019年）3月31日現在、384事業所がエコオフィス宣言をし、取組みを実践しています。

■エコオフィスの取組項目

- 1 冷暖房温度の適正設定
- 2 節電・節水の徹底
- 3 エコドライブの推進
- 4 グリーン製品の購入推進
- 5 新エネ・省エネ設備の導入(LED照明の導入など)
- 6 ごみの分別の徹底
- 7 その他、独自に取組まれている事項



エコオフィスステッカー

(6) エコドライブ宣言

地球温暖化対策に有効な運転方法である「エコドライブ」を宣言し、下記の取り組みを実践する方を募集しています。平成30年度(2018年度)は159名が新たにエコドライブ宣言し、平成31年(2019年)3月31日現在5,250名の市民及び市内の事業所へ通勤されている方が「エコドライブ宣言」され取り組みを実践しています。

■エコドライブの取組項目

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 加減速の少ない運転
- 3 早めのアクセルオフ
- 4 アイドリングストップ
- 5 エアコンの使用を控えめに
- 6 タイヤの空気圧をこまめにチェック
- 7 不要な荷物は積まずに走行
- 8 その他、独自に取り組まれている事項

ふんわりアクセル「eスタート」とは

燃費を向上させる「やさしい発進」の名称のことで、平成17年末(2005年末)に、エコドライブ関連4省庁にて構成される「エコドライブ普及連絡会」で決定されました。

この発進の目安としては、発進から最初の5秒間で時速20kmに達するくらいの加速が目安とされています。



エコドライブステッカー



苫小牧市エコドライブ宣言 とまちょップエコドライブステッカー

(7) 市内における環境教育の動き

様々な事業者が、次世代を担う子どもたちの環境学習に、積極的に取り組んでいます。

・いぶり自然学校

幼児から大人までを対象に、胆振地域での自然体験活動を推進する取り組みを実施しています。

・イオン チアーズクラブ

小学校1年生から中学校3年生までを対象に、イオン店舗を拠点として地域の日常生活に根ざした環境学習や体験プログラムを実施しています。

第3節 審議会等

1 苫小牧市環境審議会

苫小牧市の環境施策について市長の諮問に応じ、調査・審議を行うことを目的として平成11年（1999年）7月に制定された「苫小牧市環境基本条例」に基づき設置されました。

審議会は20人以内の委員で構成され、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体に委嘱しています。

■第10期 苫小牧市環境審議会委員名簿（平成31年（2019年）3月31日現在）（五十音順）

区分	氏名	役職等
学識経験者	植木 哲也	苫小牧駒澤大学教授
	岸田 治	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター准教授
	坂田美奈子	苫小牧駒澤大学准教授
	◎ 中村 努	苫小牧工業高等専門学校准教授
	八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校教授
市民	緒方 共	公募
	齋藤 忠勝	公募
	竹谷 洋二	公募
	松本 静男	公募
	山川 貢	公募
事業者	遠藤 和盛	苫小牧商工会議所総務部長
	関 欣昌	北海道電力株式会社送配電カンパニー苫小牧支店業務部長
	長山 和雄	苫小牧漁業協同組合専務理事
	野村 真理子	とまこまい広域農業協同組合スマイルレディ部長
民間団体	猪股 瑞彦	苫小牧市町内会連合会理事
	喜多 新二	苫小牧市PTA連合会会長
	坂元 修	苫小牧市中学校長会経営部長
	松岡 千鶴	苫小牧市婦人団体連絡協議会会計
	○ 山内 幸子	苫小牧消費者協会副会長
	和歌月 里佳	日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリレンジャー

◎ 会長 ○ 副会長 （任期 平成29年（2017年）4月1日～31年（2019年）3月31日）
（事務局 環境衛生部環境保全課）

2 苫小牧市環境基本計画推進会議

苫小牧市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「苫小牧市環境基本計画」を推進することを目的として、平成16年（2004年）6月に設置されました。

会議は15人以内の委員で構成され、市民（公募）、事業者・民間団体に委嘱しています。

■苫小牧市環境基本計画推進会議委員名簿(平成31年(2019年)3月31日現在)

(五十音順)

区 分	氏 名	役 職 等
市 民	○ 小林 裕子	公 募
	田 中 憲 一	公 募
	福 本 愛 子	公 募
	藤 島 貞 子	公 募
	藤 田 香 代 子	公 募
	山 川 貢	公 募
事 業 者	大 西 健 太 郎	苫小牧港開発株式会社
	川 西 悟 史	北海道電力株式会社送配電カンパニー苫小牧支店
	清 原 征 裕	株式会社イワクラ
	豊 田 真 人	生活協同組合コープさっぽろ苫小牧地区本部
	西 田 利 久	イオン北海道株式会社イオン苫小牧店
民 間 団 体	猪 股 瑞 彦	苫小牧市町内会連合会
	◎ 上 田 融	特定非営利活動法人いぶり自然学校
	下 江 後 洋 介	苫小牧市教育研究会環境教育研究部会
	滝 本 晴 美	苫小牧消費者協会

◎ 会長 ○ 副会長 (任 期 平成29年(2017年)4月1日～31年(2019年)3月31日)
(事務局 環境衛生部環境保全課)

3 苫小牧市自然環境保全審議会

「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、市長の附属機関として自然環境の保全に関する事項を調査・審議するため、昭和49年（1974年）7月15日に設置されました。

審議会は、自然保護に関する学識経験者や各分野から選ばれた11人の委員で構成されています。

■第23期 苫小牧市自然環境保全審議会委員名簿(平成31年(2019年)3月31日現在)

(五十音順)

区 分	氏 名	役 職 等
推 薦	○ 荒 木 義 信	一般社団法人北海道猟友会 苫小牧支部長
	齋 藤 智 子	苫小牧市教育委員会 教育委員
	下 夕 村 光 弘	苫小牧工業高等専門学校 教授
	丹 治 秀 章	苫小牧市まちを緑にする会 理事
	丹 治 有 貴	苫小牧広域森林組合 苫小牧支所
	中 村 聡	ウトナイ湖サンクチュアリ チーフレンジャー
	中 山 雅 裕	胆振東部森林管理署 森林技術指導官
	名 取 幸 治	北海道胆振総合振興局森林室 普及課長
	◎ 星 道 博	苫小牧市町内会連合会 副会長
	山 岸 裕 治	一般社団法人苫小牧観光協会 事務局長
	吉 村 誠	平等社会を推進するネットワーク苫小牧

◎ 会長 ○ 副会長 (任 期 平成30年(2018年)10月1日～令和2年(2020年)9月30日)

(事務局 環境衛生部環境生活課)

4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員

「苫小牧市自然環境保全条例」、「北海道自然環境等保全条例」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて委嘱された者が、自然環境の保全に必要な監視や指導を行っています。

■自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員名簿

(平成31年(2019年)3月31日現在)

役職	氏名	委嘱機関	任期
自然保護監視員	上 島 學	苫小牧市	平成29年(2017年)4月1日～ 平成31年(2019年)3月31日
	村 井 雅 之		
鳥獣保護員	荒 木 義 信	北 海 道	平成30年(2018年)4月1日～ 平成31年(2019年)3月31日
	小 野 寺 浅 吉		
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区管理員	中 村 聡	環 境 省	平成30年(2018年)4月1日～ 平成31年(2019年)3月31日

5 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量化・再生利用等について、幅広く市民から意見を聴くため、平成5年(1993年)3月9日に制定された「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき設置されました。

審議会は、学識経験者、市民(公募)、事業者、民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されており、任期は2年です。

■第12次 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(平成31年(2019年)3月31日現在)(五十音順)

区分	氏名	役職等
市民	伊藤博子	公募
	緒方共	公募
	橋根啓子	公募
学識経験者	◎ 栗山昌樹	苫小牧工業高等専門学校
	石純姫	苫小牧駒澤大学
	平野博人	苫小牧工業高等専門学校
	藤田寛人	北海道苫小牧工業高等学校
事業者 ・ 団体推薦	青山幾夫	苫小牧市商店街振興組合連合会
	遠藤和盛	苫小牧商工会議所
	木村健二	苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会
	工藤幾子	苫小牧市町内会連合会婦人部会
	久保良治	株式会社Jファーム
	佐藤一美	NPO法人エクスプローラー北海道
	四方博信	苫小牧資源リサイクル協同組合
	丹治秀章	一般社団法人苫小牧青年会議所
	寺島美幸	生活協同組合コープさっぽろ
	八島恵利子	苫小牧市町内会連合会
	○ 山内幸子	苫小牧消費者協会
	山上晃	連合北海道苫小牧地区連合
山川静子	苫小牧市老人クラブ連合会	

◎ 会長 ○ 副会長 (任期 平成29年(2017年)4月1日～31年(2019年)3月31日)
(事務局 環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課)

第3章 環境の現況と対策

第1節 大気

1 概況

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場や事業場、家庭の暖房等）や移動発生源（自動車等）からのばい煙、粉じん等の排出や越境汚染による影響が挙げられます。

本市では、大気汚染を未然に防止するため、市内6測定局で自動測定機による二酸化硫黄や窒素酸化物などの常時監視と、ダイオキシン類やベンゼンなど継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」という。）の監視測定を行い、大気汚染の状況把握に努めています。

これらのうち、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている物質の達成状況は、下表のとおりとなっています。

光化学オキシダントが環境基準値を超過しましたが、越境汚染や自然現象等の原因も考えられております。

人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれのある場合の注意報や警報の発令及び人的被害、苦情、問い合わせ等はありませんでした。

■環境基準達成状況（平成30年度（2018年度））

物質名	解 説	評 価
二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。	○
二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。	○
一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。	○
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径10 μ m以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。	○
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。	×
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒径2.5 μ m以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器への影響が懸念されています。	○
有害大気汚染物質	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ダイオキシン類 ジクロロメタン	○

（注） 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

※ 基準値及び評価方法については、資料編(P136～)をご覧ください。

2 測定地点及び測定項目

本市の大気汚染監視は、市内6地点（一般環境測定局4局、自動車排出ガス測定局2局）で、測定を実施しています。

■大気汚染物質測定地点図及び測定項目



測定項目 測定局名	窒素酸化物			一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素		微小粒子状物質	有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度・日射量
	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素				メタン	非メタン				
双葉(一般環境)	○	○	○	○	○						○	
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○						○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勇弘(一般環境)	○	○	○	○	○						○	
糸井(自動車排ガス)		○	○	○	○				○	○		
市役所(自動車排ガス)		○	○	○	○							

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。

※「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿の自動車排ガスの影響を測定しています。

■有害大気汚染物質の測定地点及び測定項目

(環境基準・指針値設定項目)

測定項目 測定局名	環境基準設定項目					※指針値設定項目									
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ダイオキシン類	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ニッケル化合物	水銀及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物	
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
糸井(自動車排ガス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ アクリロニトリル等9物質については、健康リスクの低減を図る目標として指針値が定められています。

(その他の項目)

測定項目 測定局名	塩化メチル	トルエン	酸化エチレン	クロム及びその化合物	ベリリウム及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド	アセトアルデヒド
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○						
糸井(自動車排ガス)	○	○	○	○	○	○	○	○

■大気汚染常時監視システムと測定結果の公表について



市内大気汚染測定局 6局で 24 時間常時測定



測定結果を環境保全課親局に自動送信

項目	PM2.5	PM10	SO2	NO2	CO	オゾン	浮遊塵	騒音
測定局	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値
1	15	25	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
2	18	28	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
3	20	30	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
4	22	32	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5	25	35	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6	28	38	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1



苫小牧市大気通知
沼ノ端 PM2.5 注意値 2 以上 76 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
2014/07/25 23:50

苫小牧市大気通知
沼ノ端 PM2.5 注意値 2 以上 88 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
2014/07/25 24:00

環境保全課での状況監視

緊急時の場合職員へのメール通報



【測定データ（速報値）の公表】



QR コード



QR コード



苫小牧市「苫小牧市の大気環境」

小冊子「きれいな空気 静かなまち」

■速報値については、パソコンやスマートフォン等でご覧いただけます。

- ・ 苫小牧市「苫小牧市の大気環境」 http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php
- ・ 環境省「そらまめ君」 <http://soramame.taiki.go.jp/>
- ・ 北海道の大気環境 <http://hokkaidotaiki25.ec-net.jp/>

でご覧いただけます。

■毎月ホームページに掲載している小冊子「きれいな空気 静かなまち」では、大気汚染常時監視測定結果及び有害大気汚染物質測定結果を公表しています。

- ・ 市環境保全課 <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/taikiosen.html>

※市役所 2 階市民情報コーナーや各コミュニティセンターにて配布も行っています。

3 測定結果

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

【30年度(2018年度)の評価】 明野公園局において短期評価の基準となる数値を1時間超えました。原因は不明ですが、このことによる注意報や警報発令はなく、長期評価では各測定局で環境基準を達成しています。

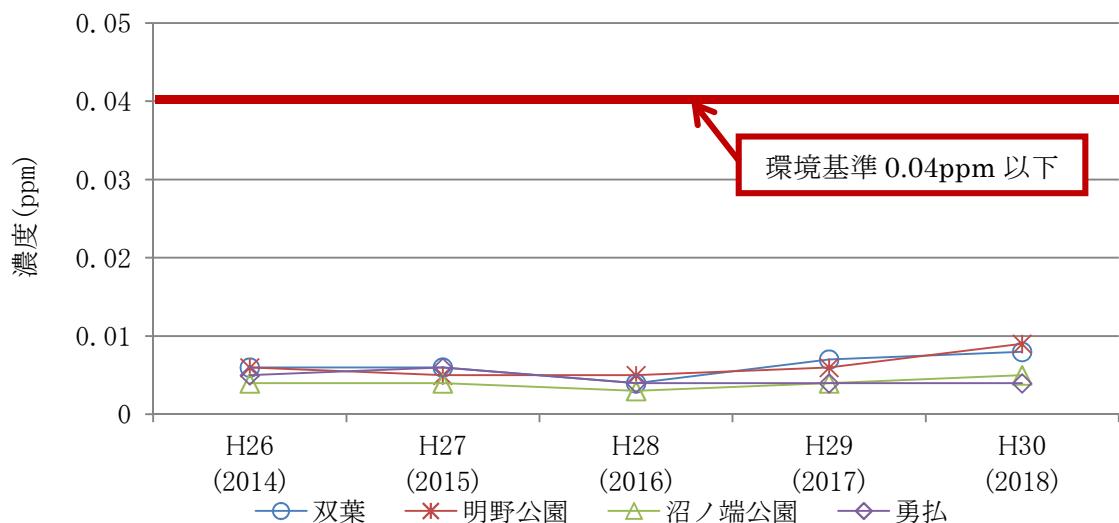
■二酸化硫黄(SO₂)の環境基準による評価結果(平成30年度(2018年度))

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値 ppm	1時間値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有・無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値 ppm	日平均値 ppm
	時間	%	日	%					
双葉	0	0.0	0	0.0	0.008	無	○	0.037	0.015
明野公園	1	0.0	0	0.0	0.009	無	○	0.110	0.012
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.005	無	○	0.022	0.006
勇払	0	0.0	0	0.0	0.004	無	○	0.020	0.007

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していないこと。



■経年変化(長期評価値)

(2) 二酸化窒素(NO₂)

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

【30年度(2018年度)の評価】 各測定局ともに環境基準を達成しています。

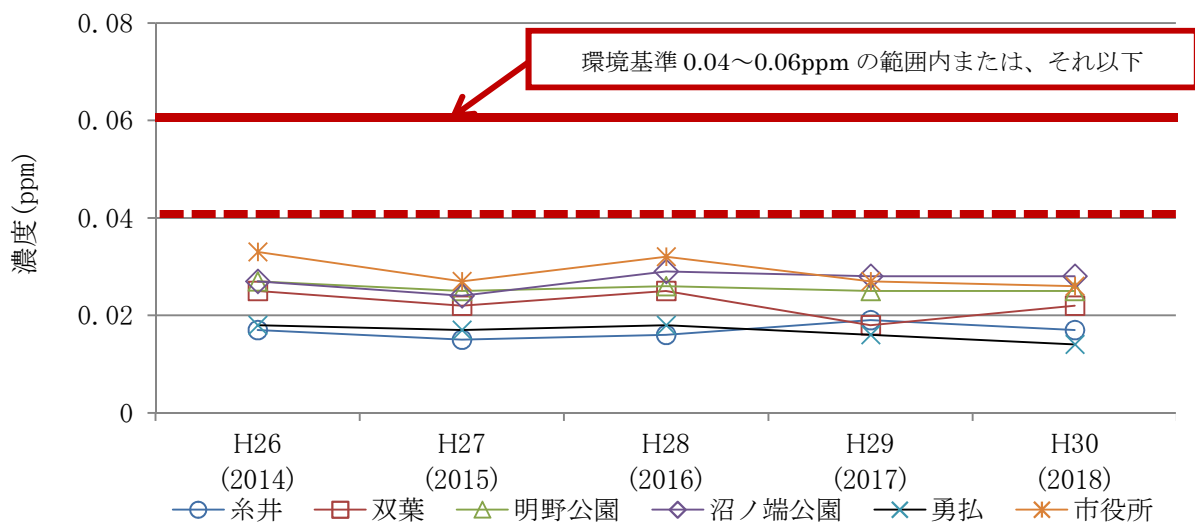
■二酸化窒素(NO₂)の環境基準による評価結果(平成30年度(2018年度))

測定局名	短期評価		長期評価			(参考)最高値	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の98%値	1日平均値の98%値が0.06ppmを超えた日の有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0.017	無	○	0.049	0.020
双葉	0	0.0	0.022	無	○	0.062	0.025
明野公園	0	0.0	0.025	無	○	0.066	0.032
沼ノ端公園	0	0.0	0.028	無	○	0.068	0.035
勇払	0	0.0	0.014	無	○	0.040	0.018
市役所	0	0.0	0.026	無	○	0.061	0.029

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmの範囲内、または、それ以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98%に相当する値が0.04ppmから0.06ppmの範囲内、または、それ以下であること。



■経年変化(長期評価値)

(3) 一酸化炭素(CO)

血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。

【30年度(2018年度)の評価】 環境基準を達成しています。

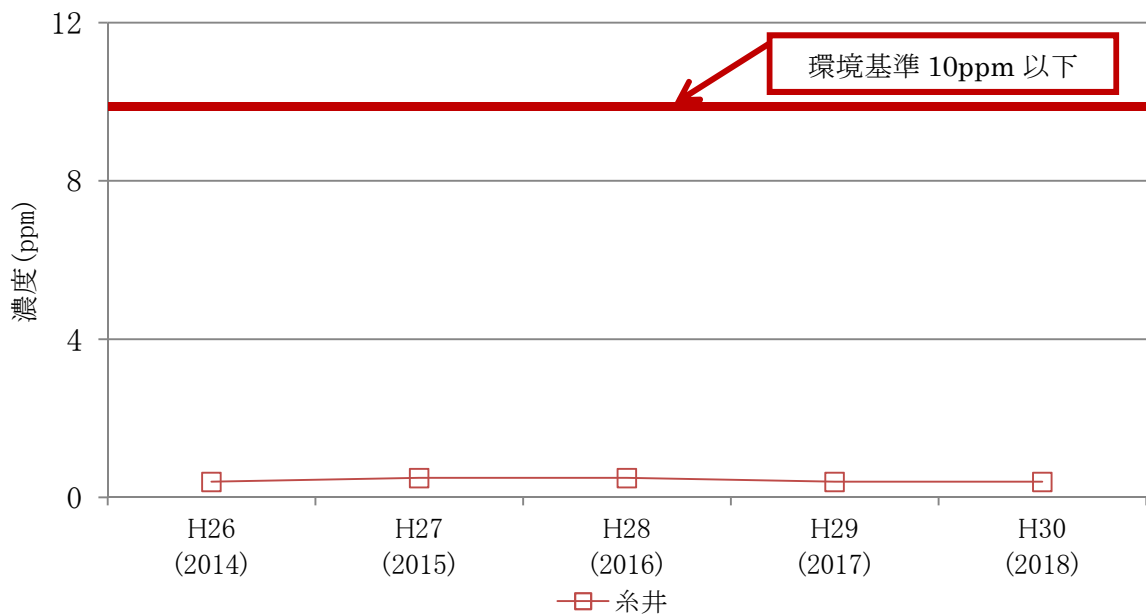
■一酸化炭素(CO)の環境基準による評価結果(平成30年度(2018年度))

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	回	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○	1.3	0.5

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していないこと。



■経年変化(長期評価値)

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすとされています。

【30年度（2018年度）の評価】 環境基準を達成しています。

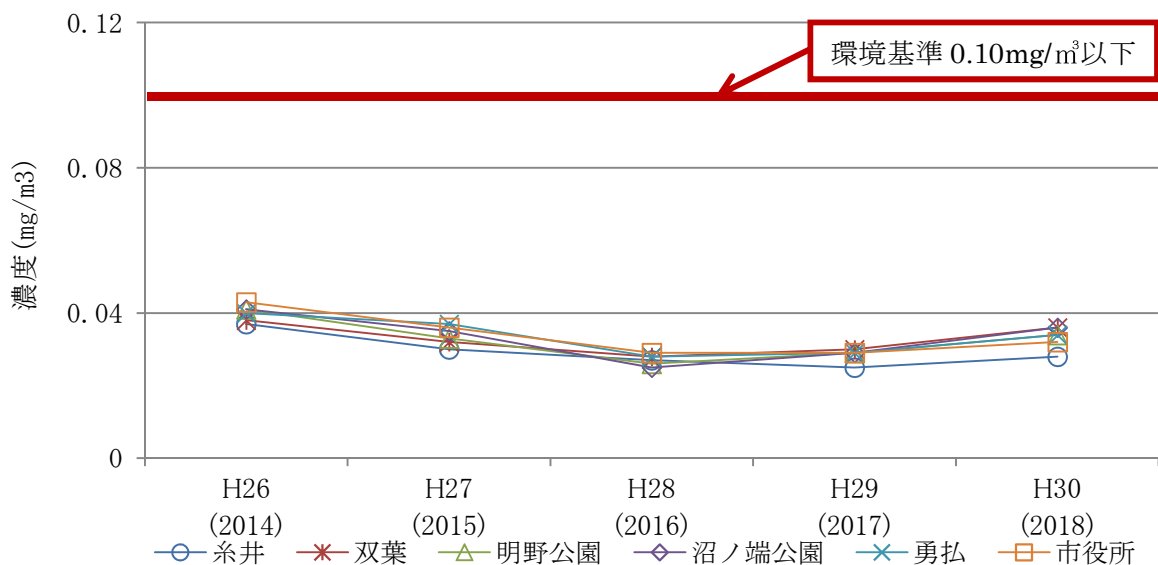
■浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準による評価結果 (平成30年度 (2018年度))

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数 とその割合		1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1日 平均値の 2%除外値	1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準 達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	mg/m^3	有・無		mg/m^3	mg/m^3
糸井	0	0.0	0	0.0	0.028	無	○	0.123	0.052
双葉	0	0.0	0	0.0	0.036	無	○	0.157	0.063
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.034	無	○	0.159	0.064
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.036	無	○	0.146	0.061
勇払	0	0.0	0	0.0	0.034	無	○	0.185	0.073
市役所	0	0.0	0	0.0	0.032	無	○	0.152	0.062

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2日以上連続していないこと。



■経年変化(長期評価値)

(5) 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。

【30年度（2018年度）の評価】 各測定局で環境基準未達成となっています。主な要因は、自然現象(季節風による成層圏オゾン層沈降)や越境汚染が原因と考えられています。このことによる注意報や警報発令などの問い合わせはありませんでした。

■光化学オキシダント(Ox)の環境基準による評価結果(平成30年度(2018年度))

測定局名	環境基準評価			(参考) 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		注意報発令		(参考) 昼間の1時間値の最高値	(参考) 昼間の日最高1時間値の年平均値
	時間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	(参考) 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		注意報発令		ppm	ppm	
			時間	%	時間	%			
双葉	85	1.6	×	18	4.9	0	0	0.088	0.040
明野公園	71	1.3	×	13	3.6	0	0	0.083	0.040
沼ノ端公園	80	1.5	×	13	3.6	0	0	0.085	0.039
勇払	127	2.3	×	21	5.8	0	0	0.090	0.042

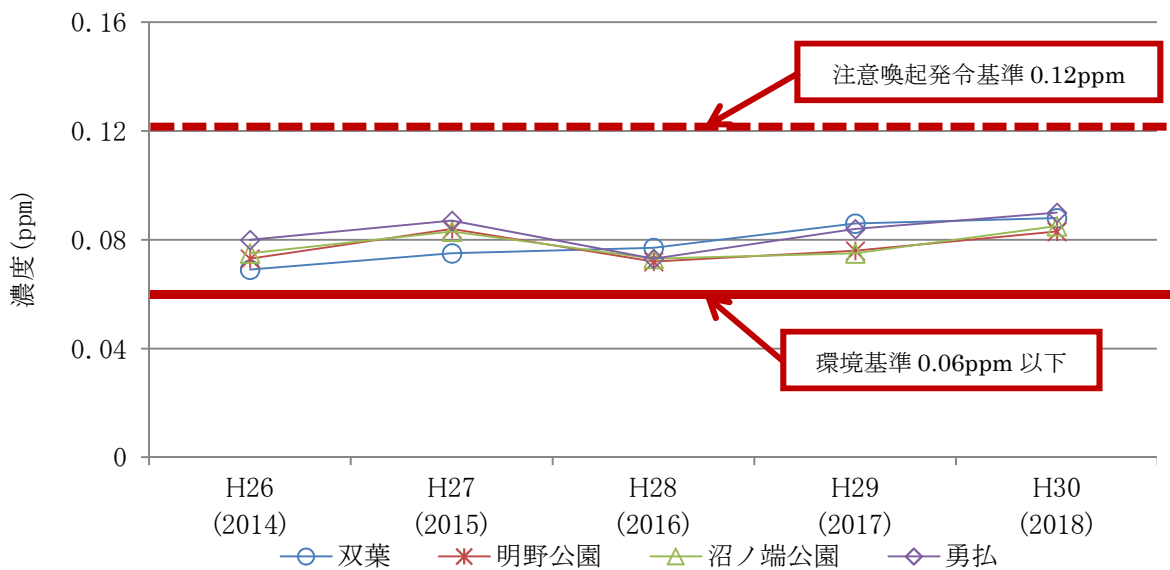
(環境基準評価の方法)

昼間(午前5時から午後8時まで)の1時間値が0.060ppm以下であること。

(光化学オキシダントの緊急時発令基準)

環境基準とは別に、人の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある場合、注意報や警報の発令基準が定められています。

注意報 0.12ppm 警報 0.24ppm 重大警報 0.40ppm



■経年変化(昼間の1時間値の最高値)

(6) 炭化水素(HC)

日中の光化学スモッグ発生の目安になるため、指針値が設定されています。

【30年度（2018年度）の評価】 指針値の超過が計1日ありましたが、当該日に光化学オキシダントの濃度上昇はありませんでした。このことによる問い合わせはありませんでした。

■炭化水素(HC)濃度の測定結果(平成30年度(2018年度))

測定局名	項目	年平均値	午前6時から午前9時までの3時間平均値						
			年平均値	最高値	最低値	0.20ppmCを 超えた日数と その割合		指針値超過 (0.31ppmC 超過)日数と その割合	
			ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日
沼ノ端公園	メタン	1.96	1.98	2.31	1.83	—	—	—	—
	非メタン	0.11	0.12	0.33	0.00	30	10.6	1	0.4

(指針値)
非メタンについて、午前6時から午前9時までの3時間平均値が、0.20～0.31ppmCの範囲または、それ以下であること。

(7) 微小粒子状物質(PM2.5) ※PM2.5については次ページをご覧ください。

【30年度(2018年度)の評価】 環境基準を達成しています。

■微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準による評価結果(平成30年度(2018年度))

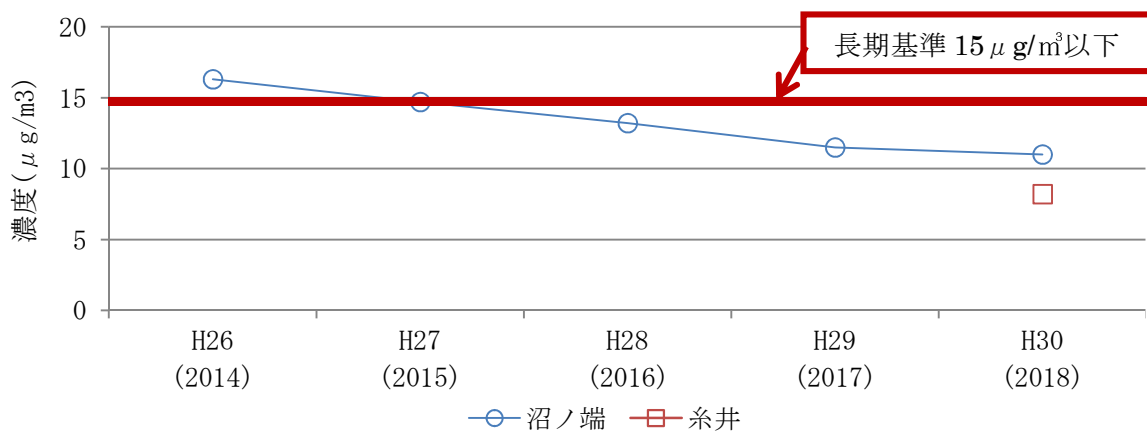
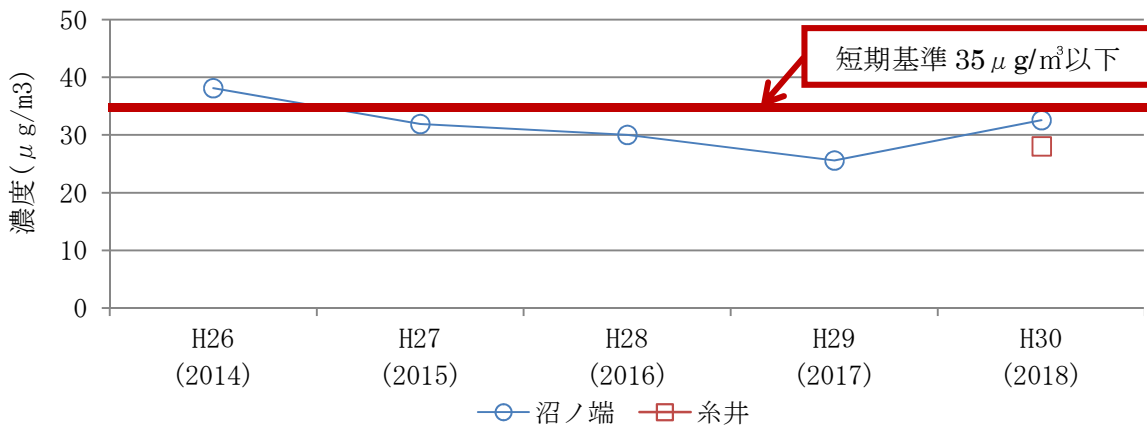
測定局名	短期評価	長期評価	環境基準 達成状況 (達成○ 未達成×)	(参考)最高値		注意喚起 発令回数
	1日平均値の 98パーセン タイル値	1年平均値		1時間値	日平均値	
	μg/m ³	μg/m ³		μg/m ³	μg/m ³	
糸井	28.0	8.2	○	141	59.8	0
沼ノ端公園	32.6	11.0	○	148	64.3	0

(環境基準評価の方法)

以下の短期基準及び長期基準による評価を行い、両方を満たした場合に適合とする。

短期基準 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98パーセンタイルに相当する値が35μg/m³以下であること。

長期基準 1年平均値が15μg/m³以下であること。



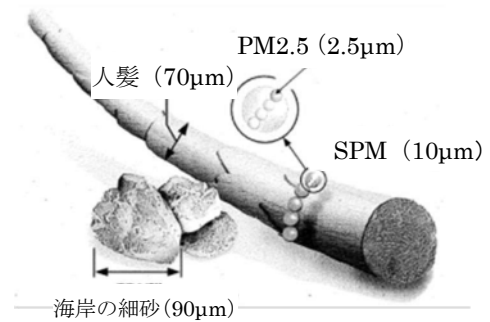
■経年変化(上段:短期評価値 下段:長期評価値)

微小粒子状物質(PM2.5)について

■PM2.5とは?

大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル) 以下の小さな粒子の総称です ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)。

PM2.5は、粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器への影響が懸念されています。



■どのような時に注意の呼びかけがあるの?(注意喚起の発令)

測定の結果、健康影響が生じる可能性が高くなると予測される水準(1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると判断した場合、本市から住民の皆様へ注意の呼びかけ(注意喚起)を行います。注意喚起の判断基準は以下のとおりです。

注意喚起 午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
判断基準 または、午前5時～午後0時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

■もし、注意喚起が発令された場合、どうしたらいいの?

- ・ 注意の呼びかけがされた場合は、長時間に及ぶ激しい運動は控えましょう。
- ・ 特に呼吸器や循環器などに疾患のある方、子どもや高齢者の皆様は、普段以上に気をつけて、体調に応じた行動をしましょう。
- ・ 不要不急な外出を控えること、室内の窓の開閉を最小限にしましょう。
- ・ すぐに健康影響が生じるものではありません。落ち着いて行動をしましょう。

■現在の状況については、パソコンやスマートフォン等からご覧いただけます。

★注意喚起がされているか

市環境保全課ホームページ ※ で検索

★測定結果(速報値)

「苫小牧市の大気環境」

(http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php) または  から

大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(<http://soramame.taiki.go.jp/>)

「北海道の大気環境」(<http://hokkaidotaiki25.ec-net.jp/>)

でご覧いただくことができます。

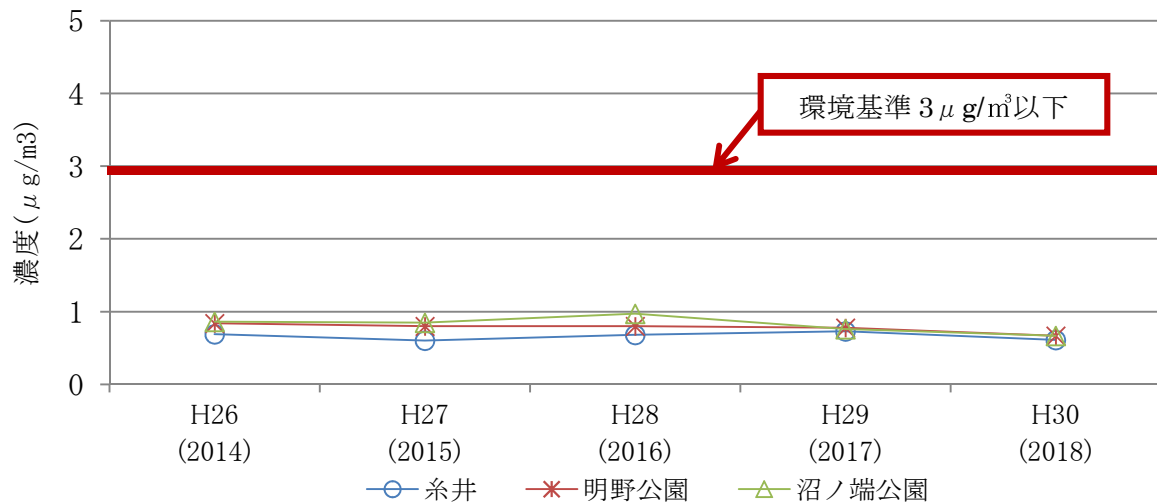
★電話によるお問合せ(Tel.0144-57-8806 市環境保全課)

(8) 有害大気汚染物質(平成30年度(2018年度))

発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。

■ベンゼン(環境基準:1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

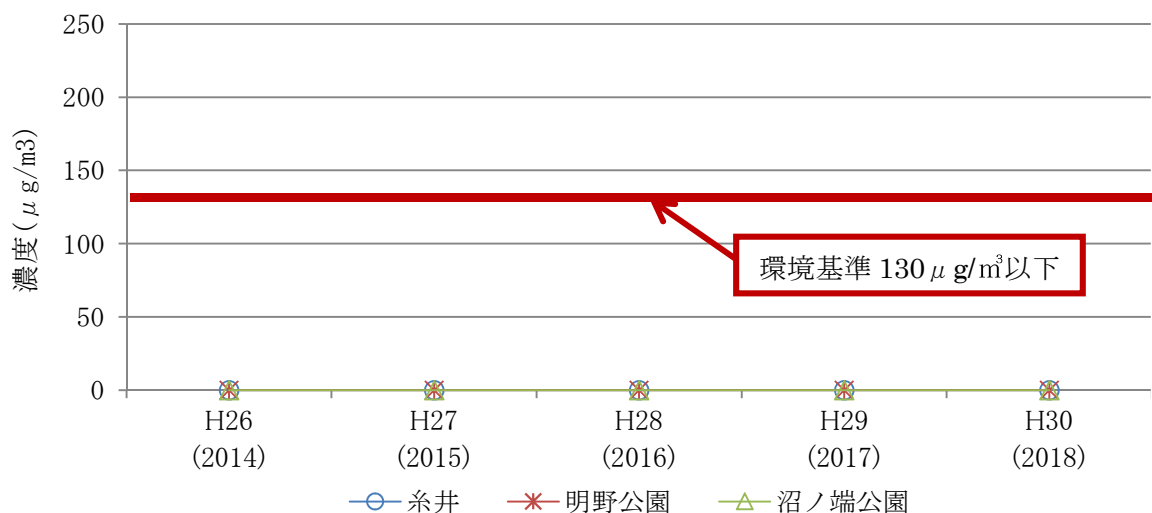
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.61	0.11~1.0
明野公園		0.67	0.18~1.2
沼ノ端公園		0.67	0.19~1.2



■経年変化(年平均値)

■トリクロロエチレン(環境基準:1年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

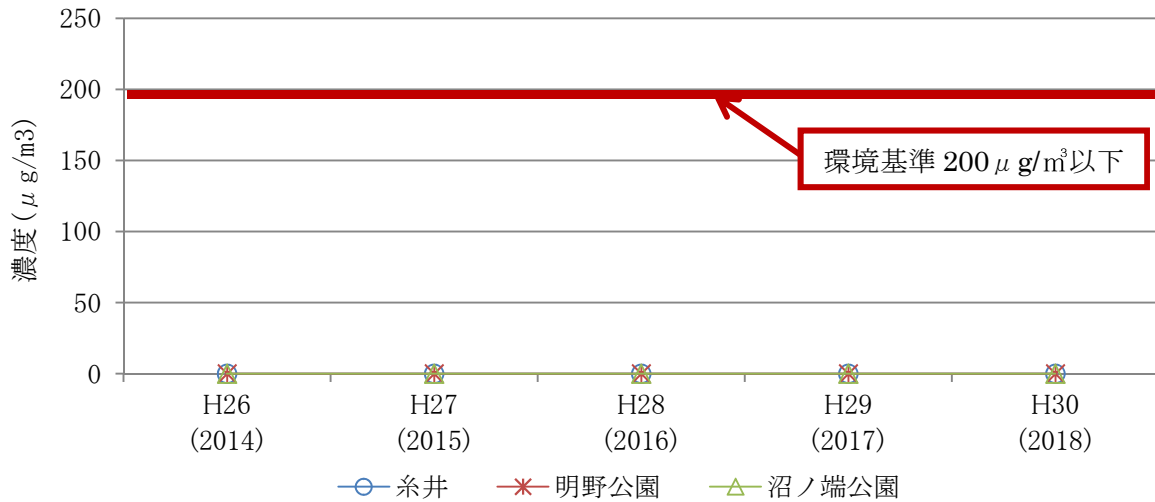
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.03	<0.003~0.27
明野公園		0.02	<0.003~0.15
沼ノ端公園		0.01	<0.003~0.06



■経年変化(年平均値)

■テトラクロロエチレン(環境基準:1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

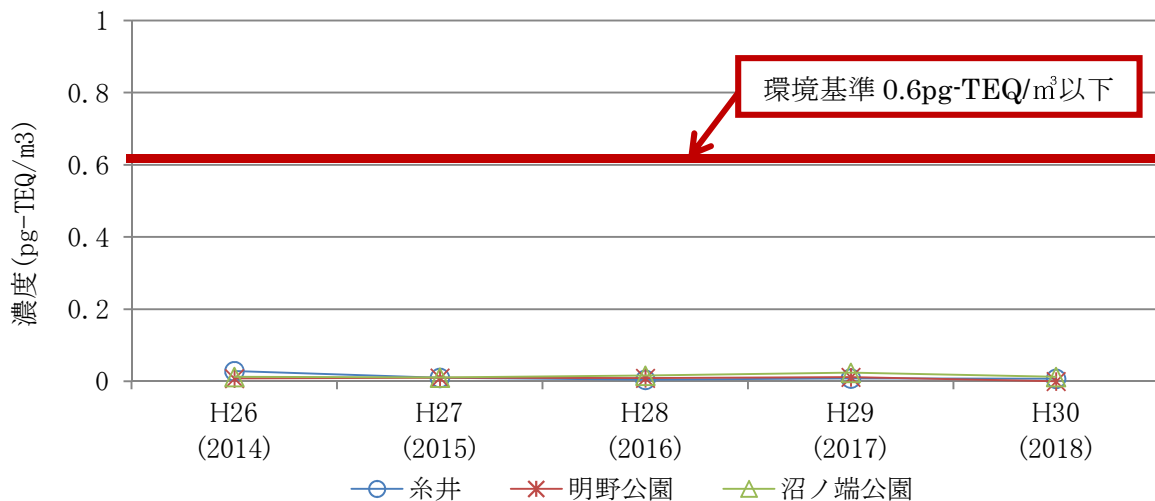
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.042	0.012~0.13
明野公園		0.030	0.009~0.11
沼ノ端公園		0.016	0.006~0.031



■経年変化(年平均値)

■ダイオキシン類(環境基準:1年平均値が 0.6pg-TEQ/ m^3 以下であること)

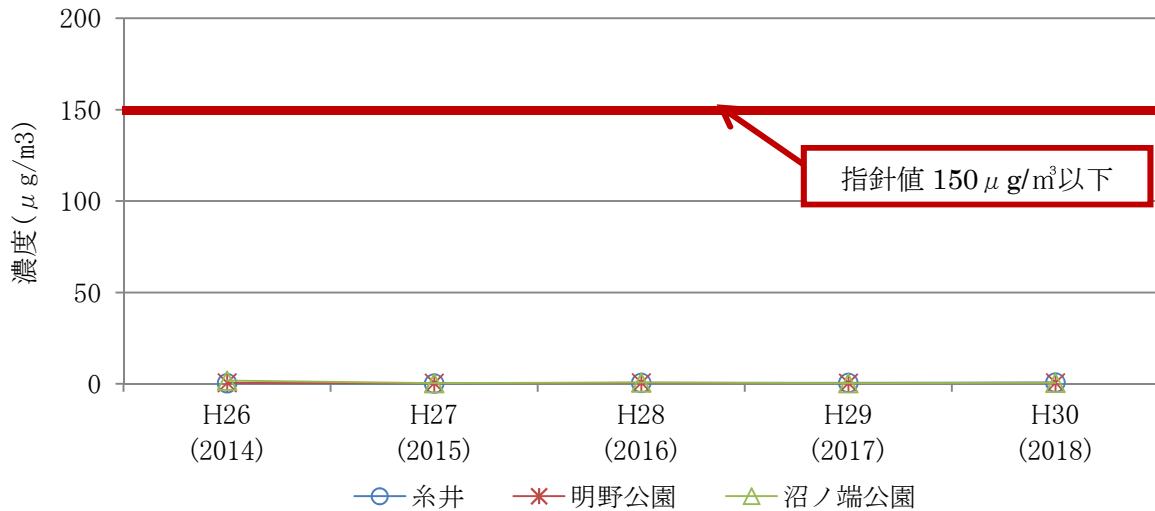
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値(pg-TEQ/ m^3)	濃度範囲(pg-TEQ/ m^3)
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.0073	0.0057~0.0088
明野公園		0.0054	0.0005~0.012
沼ノ端公園		0.013	0.0085~0.017



■経年変化(年平均値)

■ジクロロメタン(環境基準:1年平均値が150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

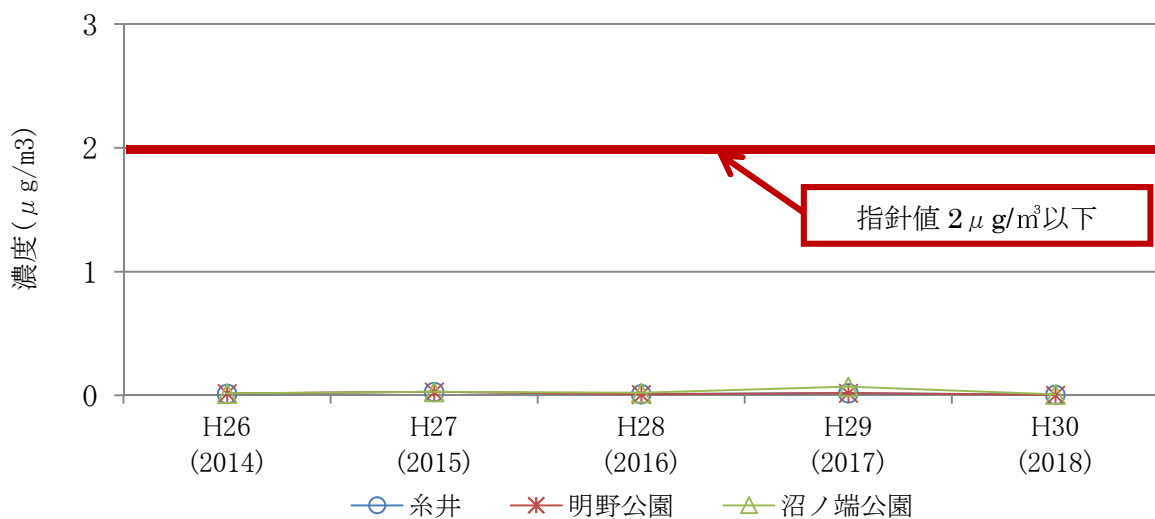
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.74	0.32~2.1
明野公園		0.62	0.27~0.93
沼ノ端公園		0.53	0.26~0.85



■経年変化(年平均値)

■アクリロニトリル(指針値:1年平均値が2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

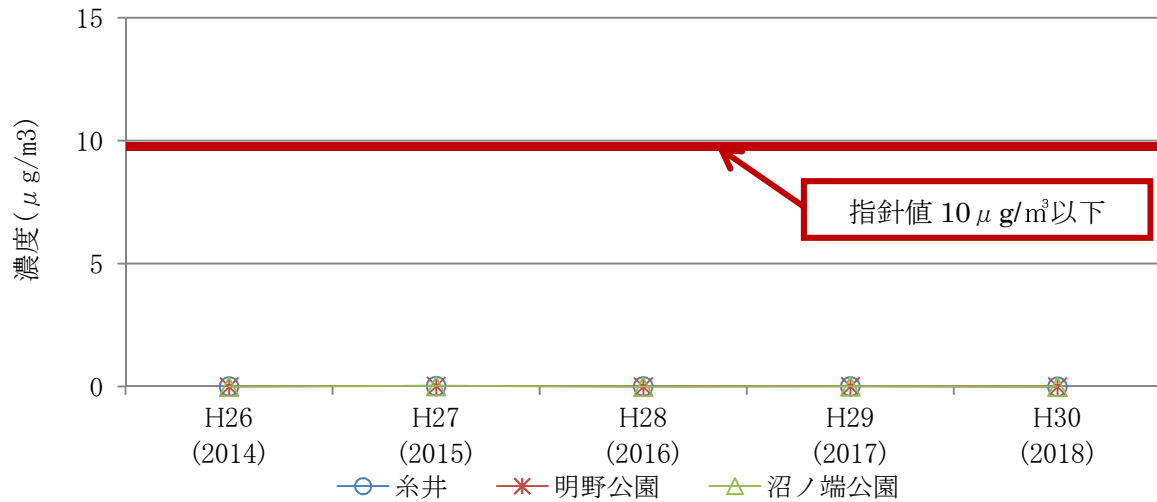
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.007	<0.003~0.032
明野公園		0.005	<0.003~0.010
沼ノ端公園		0.008	<0.003~0.044



■経年変化(年平均値)

■塩化ビニルモノマー(指針値:1年平均値が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

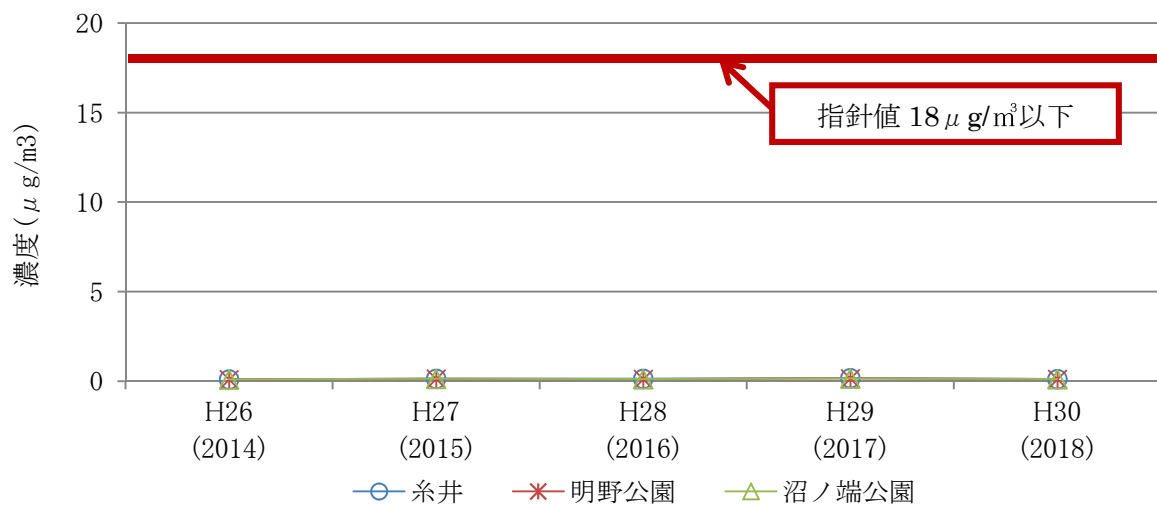
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○	0.004	<0.003~0.008
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.004	<0.003~0.009
沼ノ端公園		0.004	<0.003~0.012



■経年変化(年平均値)

■クロロホルム(指針値:1年平均値が18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

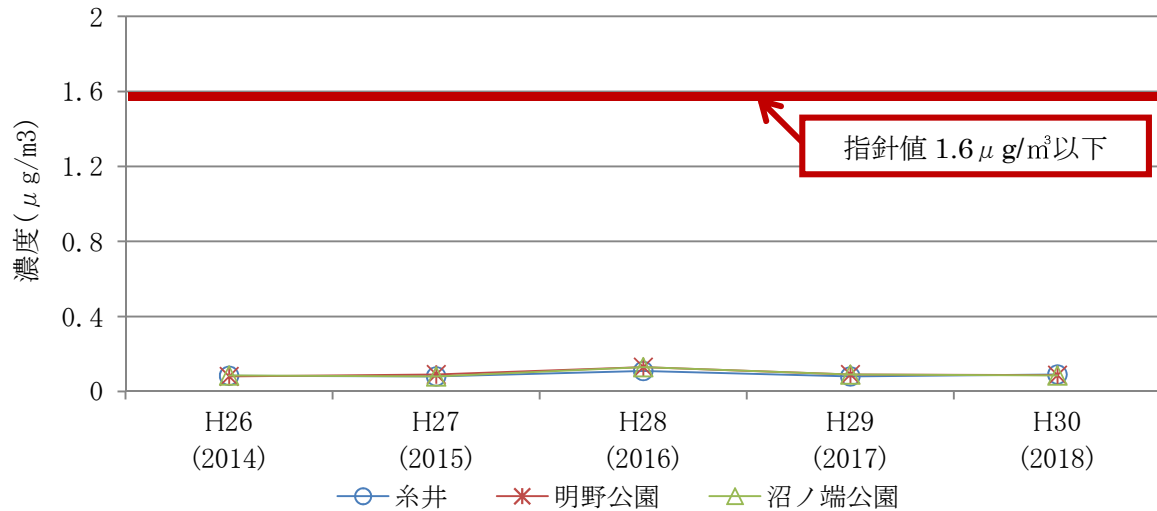
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○	0.13	0.10~0.23
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.12	0.085~0.22
沼ノ端公園		0.12	0.088~0.21



■経年変化(年平均値)

■1,2 - ジクロロエタン(指針値:1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

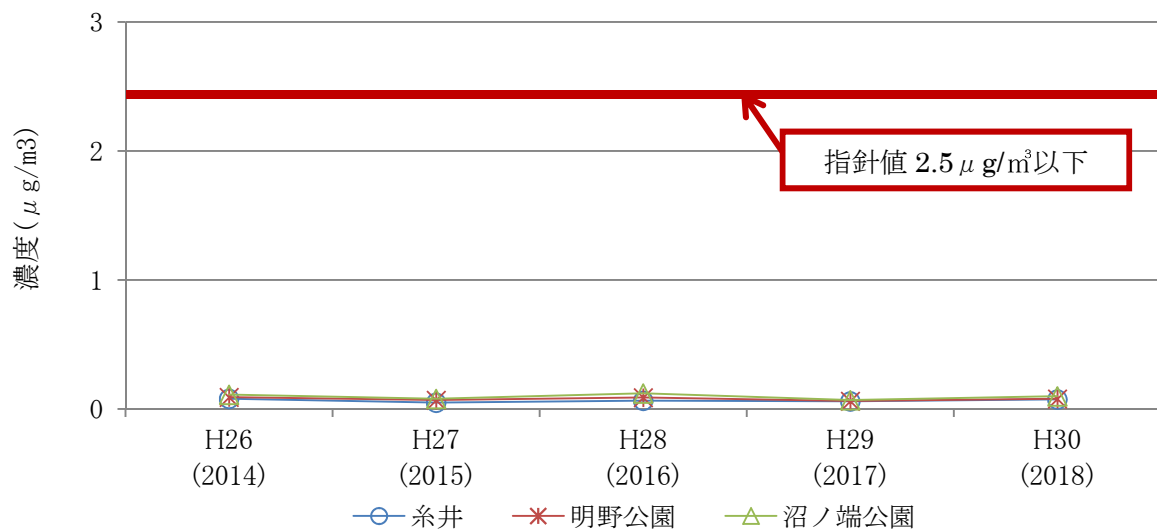
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○	0.091	0.032~0.20
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.087	0.028~0.21
沼ノ端公園		0.086	0.029~0.21



■経年変化(年平均値)

■1,3 - ブタジエン(指針値:1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

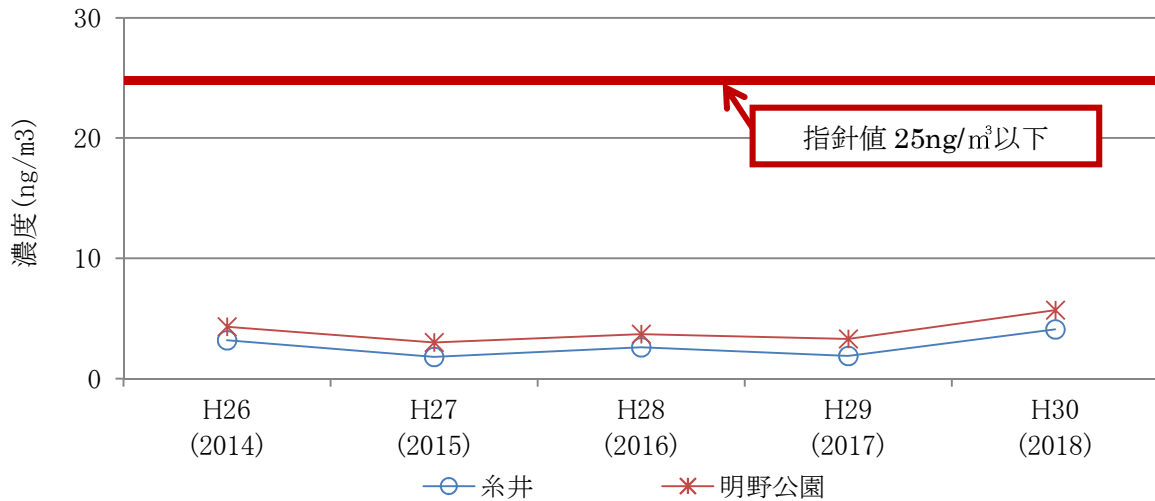
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○	0.075	0.027~0.14
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.078	0.035~0.17
沼ノ端公園		0.099	0.038~0.24



■経年変化(年平均値)

■ニッケル化合物(指針値:1年平均値が25ng/m³以下であること)

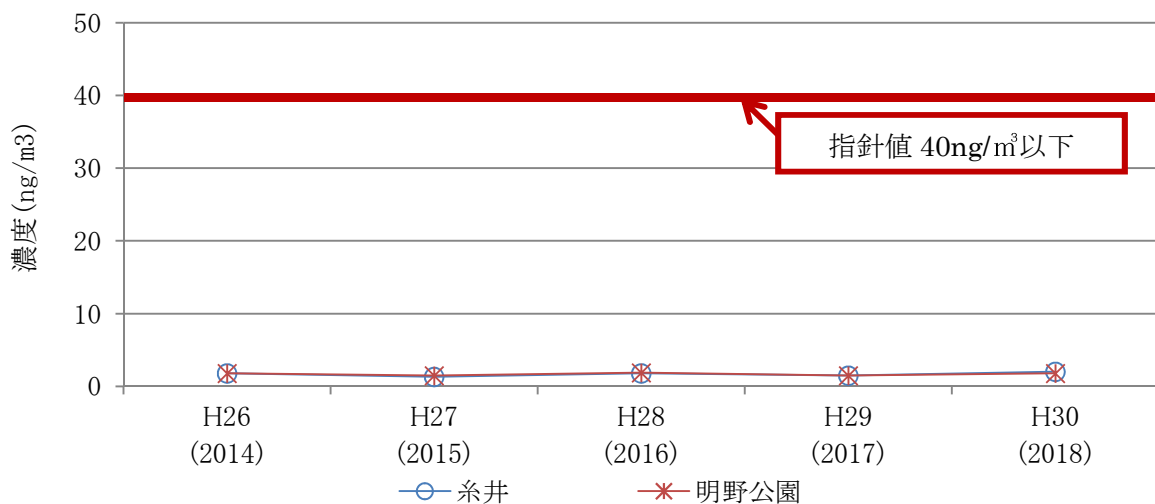
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	4.1	1.8~6.1
明野公園		5.9	3.5~8.7



■経年変化(年平均値)

■水銀及びその化合物(指針値:1年平均値が40ng/m³以下であること)

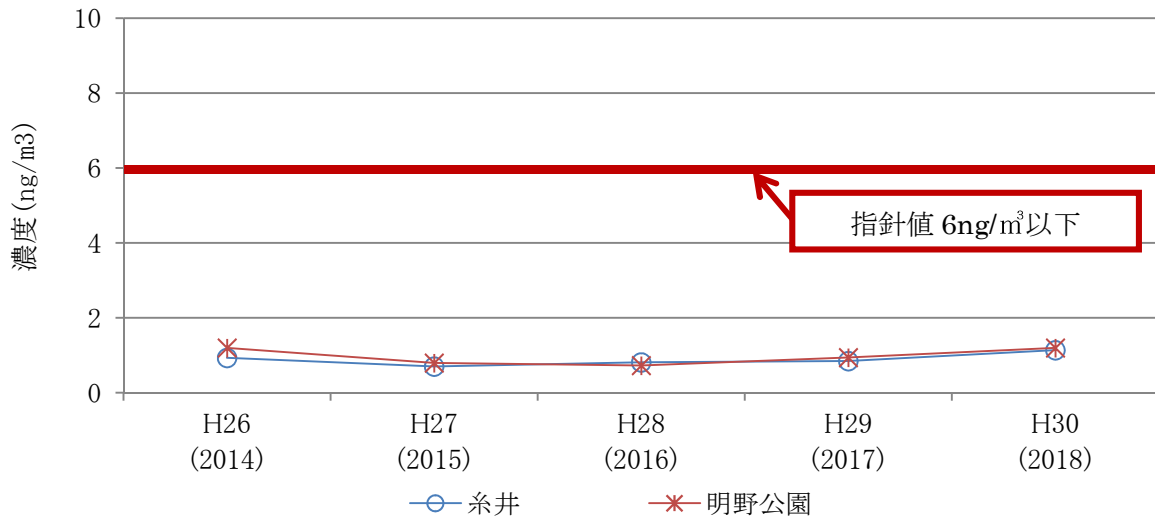
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	2.0	1.1~7.9
明野公園		1.8	0.47~4.9



■経年変化(年平均値)

■ひ素及びその化合物(指針値:1年平均値が 6ng/m³以下であること)

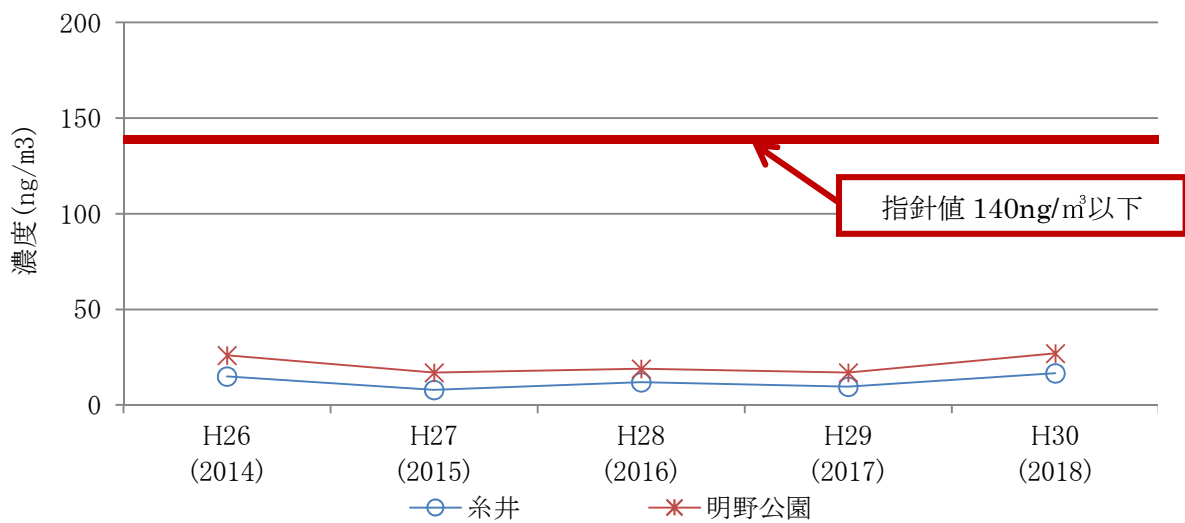
測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	1.1	0.092~5.0
明野公園		1.2	0.16~5.4



■経年変化(経年変化)

■マンガン及びその化合物(指針値:1年平均値が 140ng/m³以下であること)

測定局名	30年度(2018年度)の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	17	2.1~53
明野公園		27	4.4~73



■経年変化(年平均値)

■塩化メチル

測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	備 考
糸 井	1.4	1.2~1.7	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	1.5	1.1~1.8	
沼ノ端公園	1.4	1.2~1.8	

■トルエン

測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	備 考
糸 井	1.9	0.97~3.4	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	2.3	1.1~3.7	
沼ノ端公園	2.0	0.88~4.1	

■酸化エチレン

測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	備 考
糸 井	0.031	0.010~0.056	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.034	0.014~0.079	

■クロム及びその化合物

測定局名	年平均値 (ng/m^3)	濃度範囲(ng/m^3)	備 考
糸 井	4.2	0.85~7.2	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	5.3	0.90~9.3	

■ベリリウム及びその化合物

測定局名	年平均値 (ng/m^3)	濃度範囲(ng/m^3)	備 考
糸 井	0.012	<0.0007~0.039	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.013	<0.0007~0.041	

■ベンゾ[a]ピレン

測定局名	年平均値 (ng/m ³)	濃度範囲 (ng/m ³)	備 考
糸 井	0.060	0.0042~0.13	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.068	0.0073~0.25	

■ホルムアルデヒド

測定局名	年平均値 (μg/m ³)	濃度範囲 (μg/m ³)	備 考
糸 井	0.74	<0.03~1.4	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.81	0.08~1.4	

■アセトアルデヒド

測定局名	年平均値 (μg/m ³)	濃度範囲 (μg/m ³)	備 考
糸 井	1.7	0.18~3.8	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	2.0	0.19~4.8	

4 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場・事業場の事業活動や家庭の暖房など）や移動発生源（車両・船舶など）から排出されるばい煙や粉じん等が挙げられます。

また、近年では、継続的な摂取により人の健康を損なうおそれがあるベンゼンやダイオキシン類などの有害大気汚染物質や微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染も懸念されています。

（1）法令によるばい煙及び一般粉じんの規制・指導

大気汚染防止法、北海道公害防止条例、苫小牧市公害防止条例では、事業場に設置されるボイラーや廃棄物焼却炉などのばい煙発生施設や土石堆積場などの粉じん発生施設のうち、一定規模以上の施設について、新設や構造の変更等に際して事前の届出を義務付けるとともに、汚染物質の排出基準や施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ規制が行われています。

本市では、法令に基づく立入調査や測定調査を行い、基準に適合しない事業場に対しては、施設や維持管理の改善など必要な指導を行っています。

■大気汚染防止法に基づく立入調査結果（平成30年度（2018年度））

立入事業場数 （施設数）	立入調査結果		
	排出基準違反	届出変更未届	自主測定未実施
36 事業場 （73 施設）	0 事業場	14 事業場	0 事業場

（2）公害防止協定の締結及び指導

本市では法令規制に加えて、公害を未然に防ぐための有効な手段として、主な発生源となっている事業場35社との間で公害防止協定を締結し、法令より厳しい協定値の遵守について指導を行っています。

平成30年度（2018年度）は、協定値及び協定条項について全事業場で遵守しています。

■公害防止協定の遵守状況（平成30年度（2018年度））

締結事業場数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
35 事業場	全事業場で遵守	全事業場で遵守

(3) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガス規制は、大気汚染防止法により、自動車1台ごとの排出ガス量の許容限度が定められ、道路運送車両法に基づく保安基準により確保されるという仕組みで行われています。

国の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方」の中で継続的な審議が行われ、順次規制が強化されています。平成17年(2005年)の「新長期規制」及び平成20年(2008年)の「ポスト新長期規制」と呼ばれる世界一厳しい規制が実施され、自動車排出ガスの低減が図られています。

また、近年では排出ガス対策の国際調和の重要性から「自動車排ガス試験方法の国際調和等を行い低減を図る」ことや「ディーゼル車における世界統一基準に添って逐次基準適用」が答申されています。このほかに技術革新の進化により、ハイブリット自動車などの低公害車の普及が進んでいます。



低排出ガス車ステッカー

(4) 有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質とは、長期間にわたり継続的に摂取すると、人の健康を損なうおそれがある物質のことです。

平成31年(2019年)3月末現在、該当する可能性がある物質として248物質がリストアップされています。その中で優先的に対策を取組む物質(優先取組物質)として23物質が示されており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類、ジクロロメタンの5物質については環境基準が定められています。

また、排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが指定され、大気汚染防止法により排出抑制基準が定められています。

なお、ダイオキシン類に関しては、平成11年(1999年)に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染防止法とは別に対応が進められています。

(5) 石綿(アスベスト)対策

平成元年(1989年)に大気汚染防止法で特定粉じんとして指定された石綿(アスベスト)については、特定粉じん発生施設の規制と建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止を目的とした規制が行われています。

このうち、一定規模以上の解体、改修、補修(特定粉じん排出等作業)にあたっては、事前の届出や法で定める作業基準の遵守などが義務化されています。

平成30年度(2018年度)の本市における特定粉じん排出等作業の届出件数及び立入現場数は以下のとおりとなっています。

■特定粉じん排出等作業に係る届出及び立入検査(平成30年度(2018年度))

届出件数	立入現場数	指導件数	備考
11件	11件	0件	工場の届出は北海道管轄のため除く

第2節 水 質

1 概 況

水質汚濁の主な原因としては、工場排水や家庭からの生活排水が考えられます。

本市においては公共下水道の整備普及が進んでおり、生活排水についてはほとんどが下水処理場で処理され、河川や海域等の公共用水域に放流されています。

工場排水についても、ほとんどが排水処理後に公共用水域に排出されています。

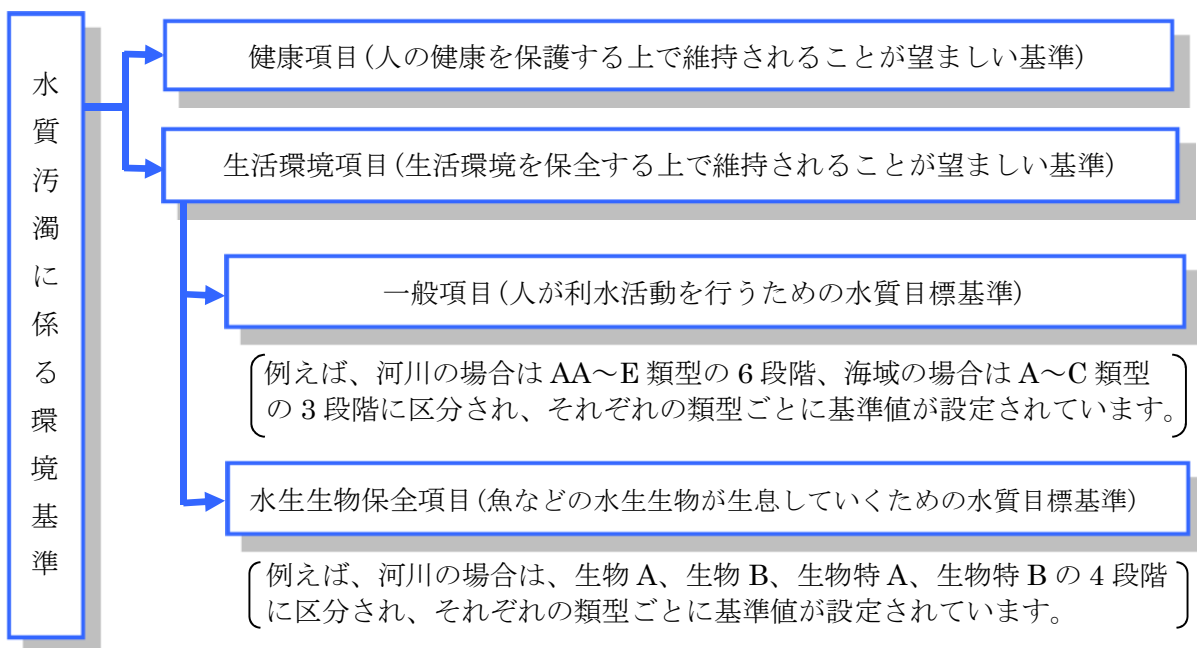
公共用水域での水質の状況把握のため、本市では美々川の水質調査を定期的に行い監視しています。

また、北海道においては市内を流れる 10 河川及び苫小牧海域について水質調査を行っています。

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「人の健康保護に関する基準（健康項目）」と、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の2つに大分することができます。

さらに、生活環境項目は、人が利水活動を行うための水質目標として設定されている「一般項目」と、魚などの水生生物が生息していくための水質目標として設定されている「水生生物保全項目」に分けられ、利用目的などに応じた区分（類型）ごとに基準値が定められています。



※ 基準値については、資料編 (P138~) をご覧ください。

■生活環境項目(生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解 説	適用水域		
		河川	湖沼	海域
pH 〔水素イオン濃度指数〕	水素イオン濃度指数のことで、pH 値が 7 未満の場合は酸性、7 で中性、7 を超えるとアルカリ性となります。 水質の酸性またはアルカリ性が強くなると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼす恐れがある。	○	○	○
BOD 〔生物化学的酸素要求量〕	河川の有機物による水質汚濁の指標として用いられています。BOD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性がある。	○		
COD 〔化学的酸素要求量〕	湖沼及び海域の有機性物質による水質汚濁の指標として用いられています。COD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性がある。		○	○
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量を表し、常に酸欠状態が続くと、好気性微生物に代わって嫌気性微生物(空気を嫌う微生物)が増殖するようになり、有機物の腐敗が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し悪臭の原因となる。	○	○	○
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることとされており、数値が大きいほど水が濁っていることを示す。	○	○	
油分 〔ノルマルヘキサン抽出物質量〕	主として、無機性及び有機性の油分による汚染の指標となる。			○
大腸菌群数	大腸菌及びこれと似た挙動を示す細菌の総称で、人や動物の排泄物による汚濁の程度を示す。	○	○	○
全窒素	窒素やリンは、植物の生育に不可欠なものですが、大量の窒素やリンが内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとされている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮発生の可能性が高くなる。		○	○
全リン			○	○
水生生物保全項目		○	○	○
全亜鉛		○	○	○
ノニルフェノール	水生生物に対し、強い有害性が指摘されている物質で、水生生物の保全を目的に基準が設定されている。	○	○	○
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		○	○	○

(注) 水生生物保全項目については、平成 26 年(2014 年)3 月 25 日に別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川上流・下流(有珠川含む)、幌内川上流・下流、安平川、勇払川上流・下流、美々川の環境基準の類型指定がされました。

■健康項目(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解 説	環境基準
カドミウム	充電式電池、塗料、メッキ工業など用途が広く、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。イタイイタイ病の原因物質とされる。	0.003mg/L 以下
全シアン	メッキ工業、化学工業などで使用され、生体への蓄積性はない。急性中毒を引起こす。	検出されないこと
鉛	鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広く、生体への蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.01mg/L 以下
六価クロム	化学工業製品、メッキ剤などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.05mg/L 以下
ひ素	重金属。半導体工業などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.01mg/L 以下
総水銀	化学工業、蛍光灯、計器などに使用され、環境中で有機水銀に転換する可能性がある。	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	蓄積性があり水俣病の原因物質とされる。	検出されないこと
PCB	電気絶縁油、ノーカーボン複写機などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	検出されないこと
ジクロロメタン	蓄積性はないが、発がん性の可能性がある。強浸透性のため、地下水への影響が問題となることがある。	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	頭痛、精神錯乱、麻酔作用、嘔吐、下痢、肝・腎障害などの毒性が強く、発がん性も疑われる。	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマーの製造原料で、他に樹脂原料、溶剤、洗浄剤などに使用される。症状は四塩化炭素と類似し、発がん性も疑われている。	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料で、急性症状として麻酔作用や反復暴露では肝・腎障害のほか、発がん性の可能性が疑われている。	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	有機溶剤、染料抽出剤、有機合成原料で、中枢神経の抑制作用が主で肝・腎障害は少ない。	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	金属洗浄剤やドライクリーニング用洗剤などに使用され、毒性は低い。	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造などに使用され、中枢神経抑制と肝障害のほか、発がん性も疑われている。	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	金属洗浄剤等に使用され、目・鼻・のどの刺激や頭痛、麻酔作用があるとされる。慢性的には肝・腎臓障害のほか、発がん性も疑われている。	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ドライクリーニングの洗剤、金属洗浄、メッキ、殺虫剤などに使用、性状・毒性などはトリクロロエチレンとほぼ同じ。	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	土壌燻蒸剤として使用され、強い刺激作用があり、肝・腎障害のほか、発がん性が疑われている。	0.002mg/L 以下
チウラム	農薬として使用され、中毒症状として咽頭痛、咳、痰、皮膚の発疹・痛痒感、結膜炎、腎障害などがある。	0.006mg/L 以下
シマジン	農薬として使用され、急性毒性はごく低く、変異原性や発がん性が疑われている。	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	農薬として使用され、長期的影響により水生生物に強い毒性を示すことがある。	0.02mg/L 以下
ベンゼン	工業用原料などに使用され、発がん性がある。	0.01mg/L 以下
セレン	光電池、整流器、半導体、塗料など用途が広く、慢性中毒症状として顔面蒼白、貧血、皮膚・胃腸障害などがある。	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	電気メッキにおける洗浄剤や防錆剤、その他製品の触媒や化学肥料に使用され、急性中毒を引起こす。	10mg/L 以下
ふっ素	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって、斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じる。	0.8mg/L 以下
ほう素	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などを生じる。	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	溶剤や化学製品や染料の原料として使用され、発がん性がある。	0.05mg/L 以下

■環境基準と類型指定とは

環境基準のうち、健康項目（人の健康保護に関する基準）については、すべての水域に対し一律の基準が定められ適用されています。

一方、生活環境項目（生活環境の保全に関する基準）については、内閣総理大臣または都道府県知事が利用目的等を考慮し、基準を適用する水域を設定（類型指定）することとなっています（類型指定がされなければ、その水域には生活環境項目の環境基準は適用されません）。

利用目的ごとの類型区分と環境基準の一例は、以下のとおりです。

類型ごとに国で環境基準を設定

■海域の環境基準例(国で設定)

類型	利用目的の適応性	基準値例 COD
A	<ul style="list-style-type: none"> 水産1級(マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用) 水浴 自然環境保全(自然探勝等の環境保全) 	2mg/L
B	<ul style="list-style-type: none"> 水産2級(ボラ、ノリ等の水産生物用) 工業用水 	3mg/L
C	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全(沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度) 	8mg/L



都道府県知事が利用目的等を考慮し、その水域の類型を指定



都道府県知事(類型の指定)

→例：この海域は、自然環境保全と水浴の目的から「A 類型」に指定

【参考】河川の類型の概要

類型	利用目的の適応性
AA	水道1級(ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの)、自然環境保全(自然探勝等の環境保全)
A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの) 水産1級(ヤマメ、イワナの水産生物用)、水浴
B	水道3級(前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの) 水産2級(サケ科魚類及びアユ等の水産生物用)
C	水産3級(コイ、フナ等の水産生物用) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作を行うもの)
D	工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)、農業用水
E	工業用水3級(特殊の浄水操作を行うもの) 環境保全(日常生活で沿岸において不快感を生じない限度)

2 環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準のうち、評価方法が定められている生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD 並びに健康項目についての環境基準達成状況の評価は、以下のとおりです。

なお、北海道が実施した測定結果については、平成 30 年度（2018 年度）分が未確定のため、平成 29 年度（2017 年度）分の結果を掲載しています。

■市内河川の環境基準達成状況(平成 29 年度 (2017 年度))

(北海道調べ)

水 域 名	生物化学的酸素要求量 BOD	健康項目
別々川	○ 測定を行った全ての地点で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。
樽前川		
覚生川		
錦多峰川		
小糸魚川		
苫小牧川上流		
苫小牧川下流		
幌内川上流		
幌内川下流		
安平川		
勇払川上流		
勇払川下流		
美々川		

■苫小牧海域の環境基準達成状況(平成 29 年度 (2017 年度))

(北海道調べ)

水 域 名	化学的酸素要求量 COD	健康項目
苫小牧海域	△ 一部の海域で環境基準 未達成となっています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。

(注) 生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD は、有機物による水質汚濁の指標であり、年間の日間平均値の全データのうち、75%値のデータが環境基準を達成している場合は「環境基準達成」、それ以外は「環境基準未達成」とします。

3 河川の水質測定地点及び測定結果

本市では、美々川水系4地点（美々川3地点、美沢川1地点）、北海道においては、環境基準の類型指定がされている別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川、幌内川、安平川、勇払川、美々川の10河川計19地点の水質測定を行っています。

■河川環境基準の類型及び調査地点位置図



河川調査地点名称			
①第一美々橋	②松美々橋	③合流点下流	④植苗橋
①別々橋	②樽前橋	③覚生橋	④錦岡橋
⑤小糸魚橋	⑥王子専用取水口	⑦寿橋	⑧市浄水場幌内取水口
⑨港橋	⑩静川橋	⑪勇払橋	⑫夕振大橋
⑬ウトナイ湖 ST-1	⑭ウトナイ湖 ST-2	⑮ウトナイ湖 ST-3	⑯室蘭本線橋梁
⑰沼ノ端橋	⑱松美々橋	⑲植苗橋	

■環境基準値(生活環境項目)

※苫小牧市該当のみ抜粋

区分	類型	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全亜鉛 (mg/L)
一般項目	AA	6.5 以上	1 以下	7.5 以上	25 以下	50 以下	—
	A	8.5 以下	2 以下			1,000 以下	

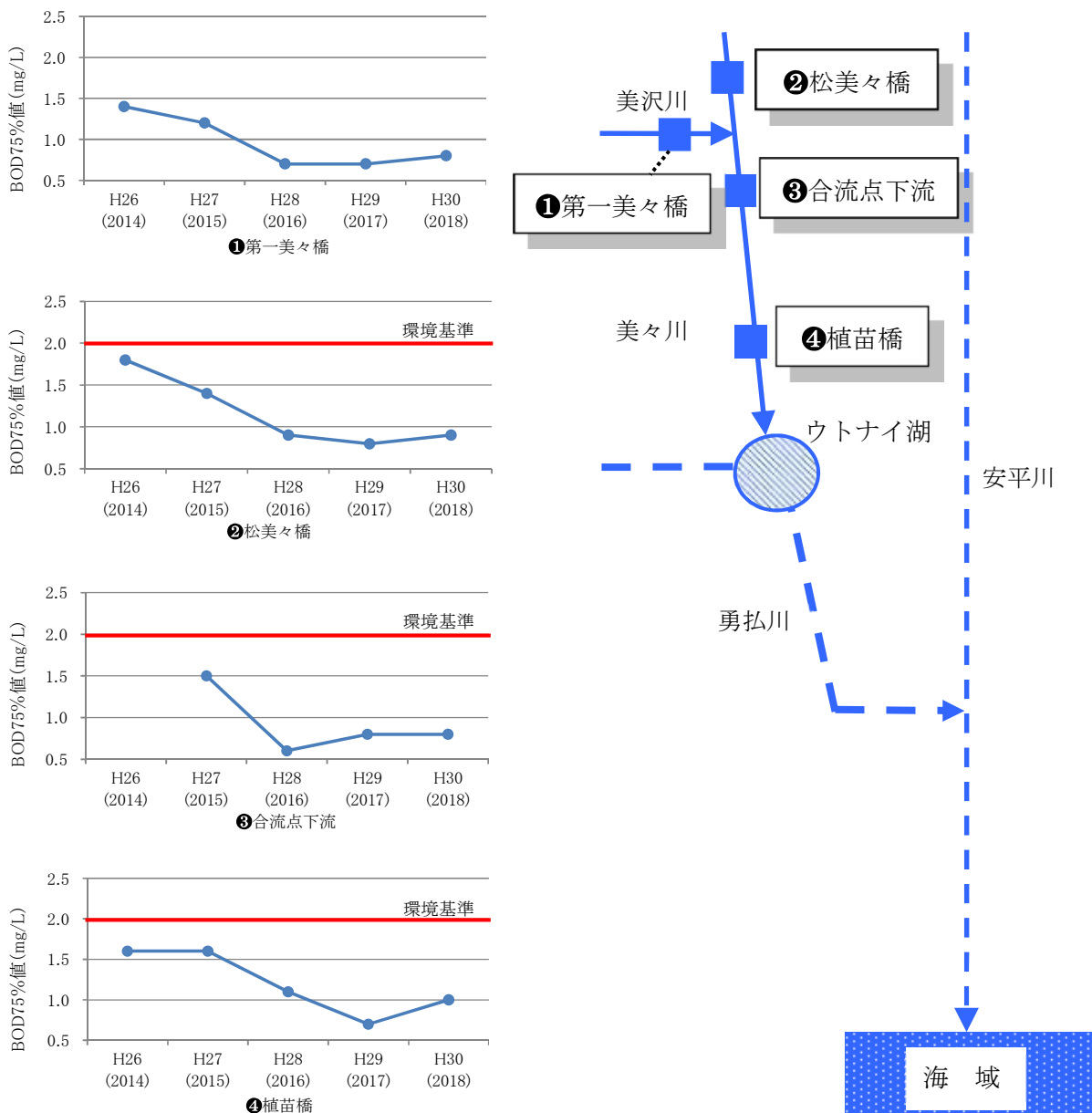
(1) 美々川水系の水質測定結果 (平成30年度(2018年度))

(苫小牧市調べ)

水域名	地点No.及び 測定地点名	類 型	pH		BOD (mg/L)			DO (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/mL)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評 価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値			
美沢川	① 第一美々橋	-	7.7	1.0	0.8	-	8.9	4	500	4	4	4	
			7.1	< 0.5			3.3	< 1					
美々川	② 松美々橋	A	7.4	1.1	0.9	○	10	7	1,600	4	4	4	
			6.9	< 0.5			6.7	1					
	③ 合流点下流	A	7.8	0.8	0.8	○	9.7	5	500	7	7	7	
			6.9	< 0.5			4.6	< 1					
④ 植苗橋	A	7.7	1.4	1.0	○	10	4	900	14	14	14		
		6.9	< 0.5			6.4	< 1						

(注) 美沢川は美々川の支流であり、類型指定がされていないため環境基準値は設定されていません。
評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 美々川水系のBOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図 (苫小牧市調べ)



(2) 河川の水質測定結果

■生活環境項目の水質測定結果(平成29年度(2017年度))

(北海道調べ)

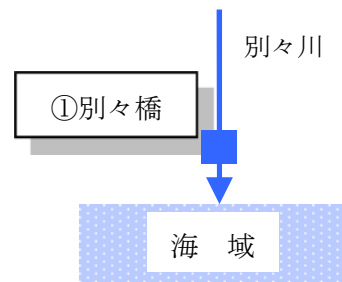
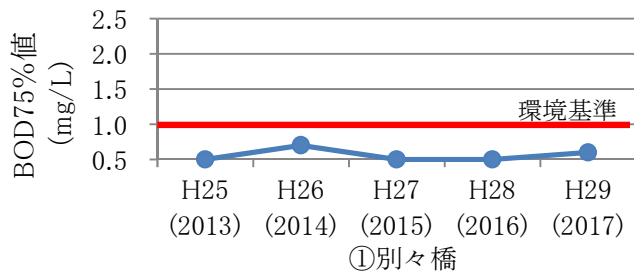
水域名	地点No.及び 測定地点名	類 型	pH		BOD (mg/L)		DO (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/mL)					
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評 価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値						
別々川	① 別々橋	<u>AA</u>	7.4	0.7	0.6	○	12	18	4	350	7.1	0.5	9.3	4	23	
			7.5	<0.5			12	21			79					
樽前川	② 樽前橋	<u>AA</u>	7.1	<0.5	<0.5	○	8.6	2	13	7.4	0.6	0.5	○	11	4	7,900
			7.1	<0.5			8.6	2		13						
錦多峰川	④ 錦岡橋	<u>AA</u>	7.5	0.5	<0.5	○	10	4	130	7.1	<0.5	<0.5	○	8.2	2	23
			7.1	<0.5			8.2	2		23						
小糸魚川	⑤ 小糸魚橋	<u>AA</u>	7.7	0.5	<0.5	○	12	5	350	7.4	<0.5	<0.5	○	9.5	2	23
			7.4	<0.5			9.5	2		23						
苫小牧川	⑥ 王子専用 取水口	<u>AA</u>	7.8	<0.5	<0.5	○	12	7	49	7.0	<0.5	<0.5	○	9.2	<1	23
			7.0	<0.5			9.2	<1		23						
幌内川	⑦ 寿橋	<u>A</u>	8.3	0.6	0.5	○	11	16	240	6.9	<0.5	<0.5	○	9.0	1	33
			6.9	<0.5			9.0	1		33						
幌内川	⑧ 市浄水場 幌内取水口	<u>AA</u>	7.5	<0.5	<0.5	○	11	2	49	7.2	<0.5	<0.5	○	10	<1	7
			7.2	<0.5			10	<1		7						
安平川	⑨ 港橋	<u>A</u>	7.0	0.6	0.6	○	9.3	5	79	6.7	<0.5	<0.5	○	7.6	1	23
			6.7	<0.5			7.6	1		23						
安平川	⑩ 静川橋	<u>A</u>	7.4	1.3	1.2	○	12	20	3,500	7.2	0.5	1.2	○	8.2	6	1,700
			7.2	0.5			8.2	6		1,700						
安平川	⑪ 勇払橋	<u>A</u>	7.6	1.4	1.3	○	12	28	5,400	7.1	0.5	1.3	○	7.9	5	790
			7.1	0.5			7.9	5		790						
勇払川	⑫ 夕振大橋	<u>AA</u>	7.4	0.6	0.5	○	12	8	240	7.1	<0.5	<0.5	○	9.7	1	23
			7.1	<0.5			9.7	1		23						
	⑬ ウトナイ湖 ST-1	A	7.4	1.0	0.7	○	11	5	540	7.0	<0.5	<0.5	○	8.6	1	23
			7.0	<0.5			8.6	1		23						
	⑭ ウトナイ湖 ST-2	A	8.4	1.1	1.1	○	11	7	13,000	7.8	0.7	1.1	○	10	1	79
			7.8	0.7			10	1		79						
	⑮ ウトナイ湖 ST-3	A	7.5	1.8	1.1	○	10	6	5,400	7.0	0.5	1.1	○	7.9	1	1,100
7.0			0.5	7.9			1	1,100								
⑯ 室蘭本線 橋梁	<u>A</u>	8.7	1.3	0.8	○	11	8	1,700	7.5	0.7	0.8	○	10	3	350	
		7.5	0.7			10	3		350							
⑰ 沼ノ端橋	<u>A</u>	8.3	1.2	0.8	○	12	9	3,500	7.1	<0.5	0.8	○	10	1	540	
		7.1	<0.5			10	1		540							
美々川	⑱ 松美々橋	A	7.2	1.2	0.7	○	10	3	350	6.9	0.6	0.7	○	6.3	1	33
			6.9	0.6			6.3	1		33						
美々川	⑲ 植苗橋	<u>A</u>	7.5	1.2	1.2	○	12	7	54,000	6.9	0.8	1.2	○	8.5	1	3,500
			6.9	0.8			8.5	1		3,500						

(注) 1 類型欄の下線(Aなど)は、環境基準地点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)であることを示す。なお、参考として、環境基準地点以外の評価も行っている。

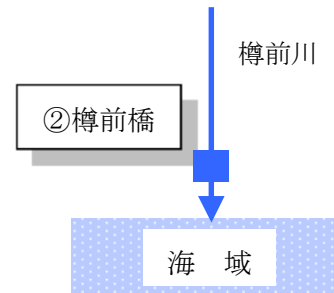
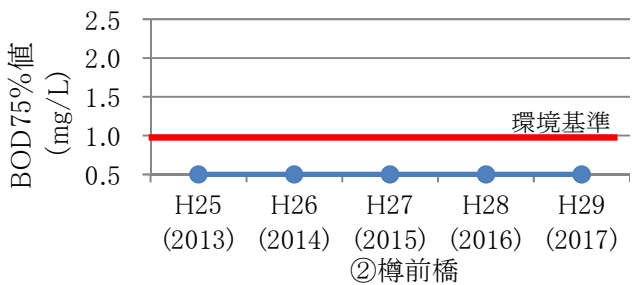
2 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■別々川の BOD(75%値) 経年変化及び測定地点概略図

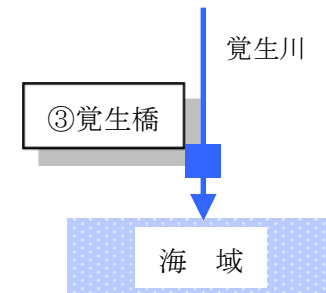
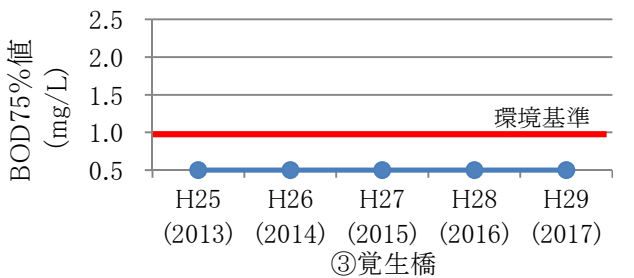
(北海道調べ)



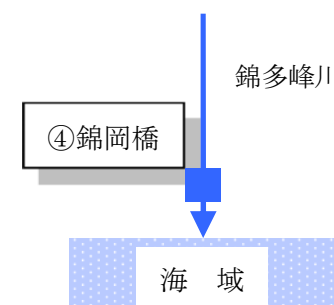
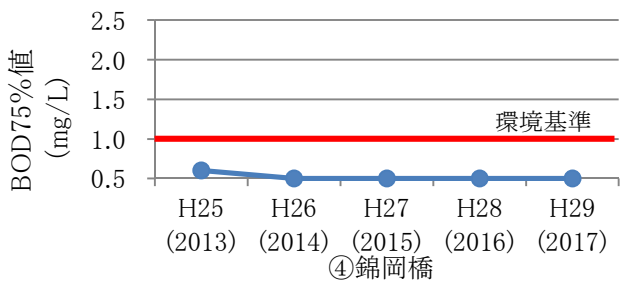
■樽前川の BOD(75%値) 経年変化及び測定地点概略図



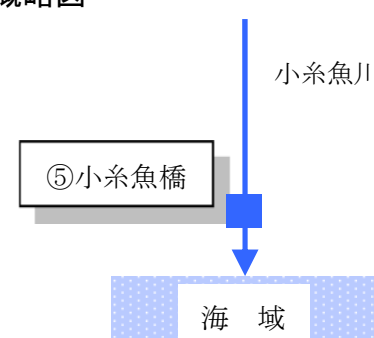
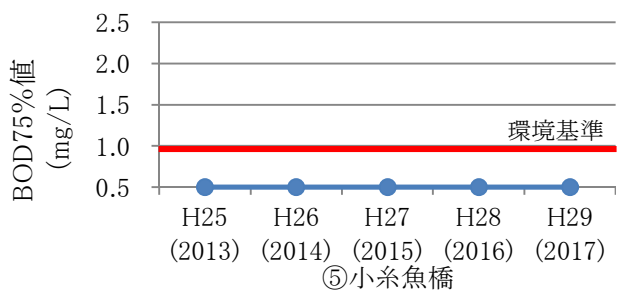
■覚生川の BOD(75%値) 経年変化及び測定地点概略図



■錦多峰川の BOD(75%値) 経年変化及び測定地点概略図

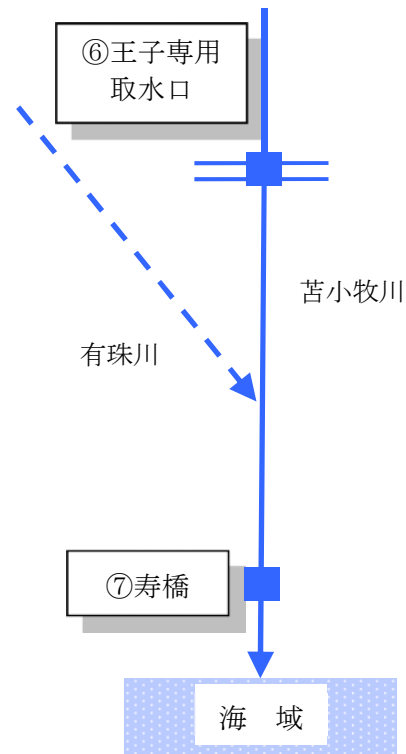
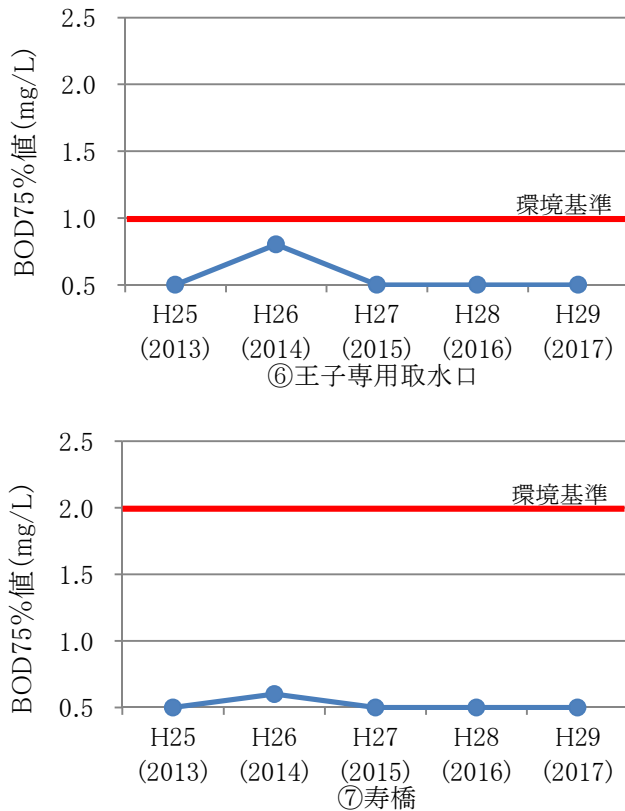


■小糸魚川の BOD(75%値) 経年変化及び測定地点概略図

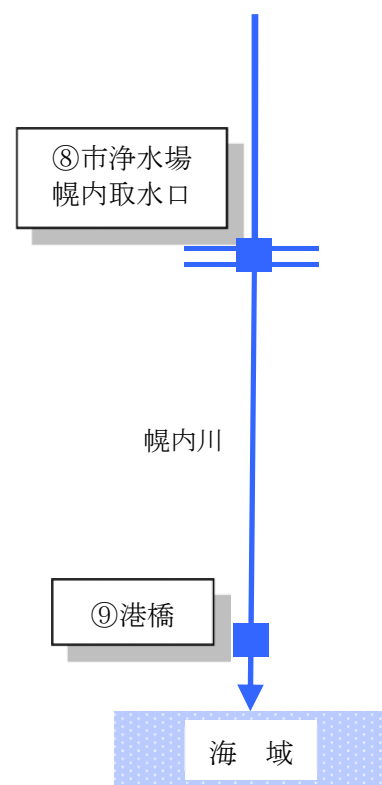
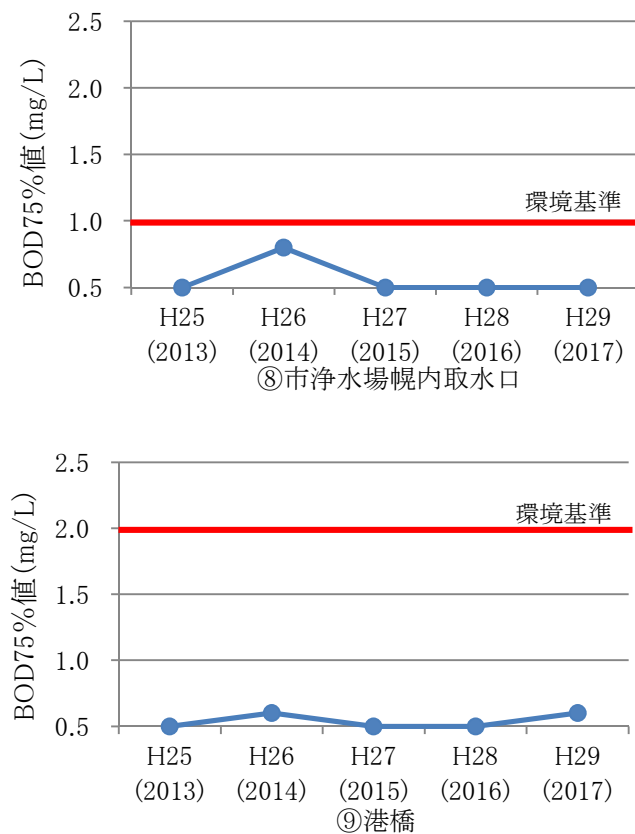


■ 苫小牧川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図

(北海道調べ)

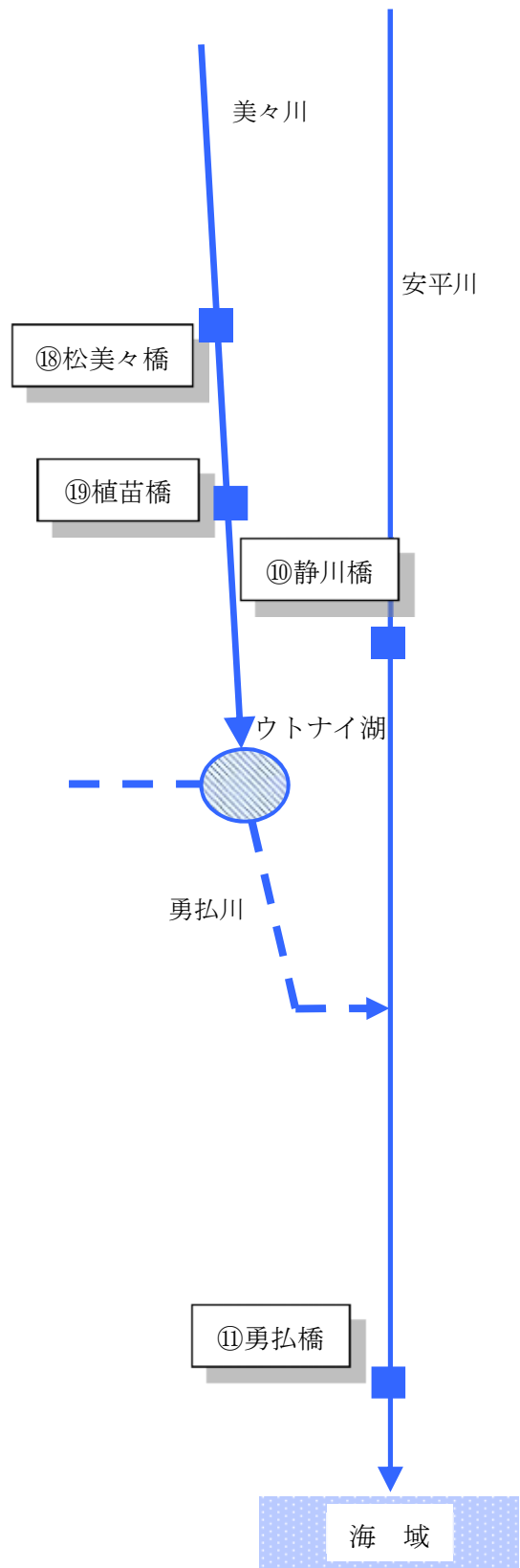
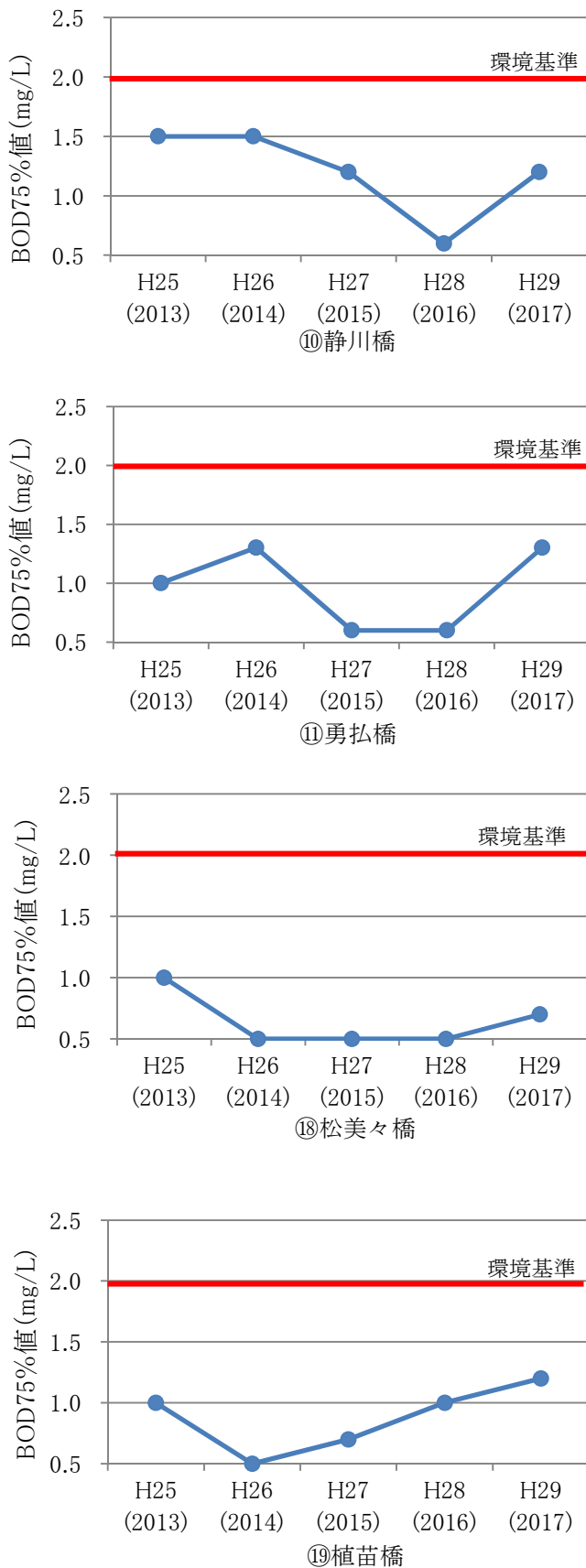


■ 幌内川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図



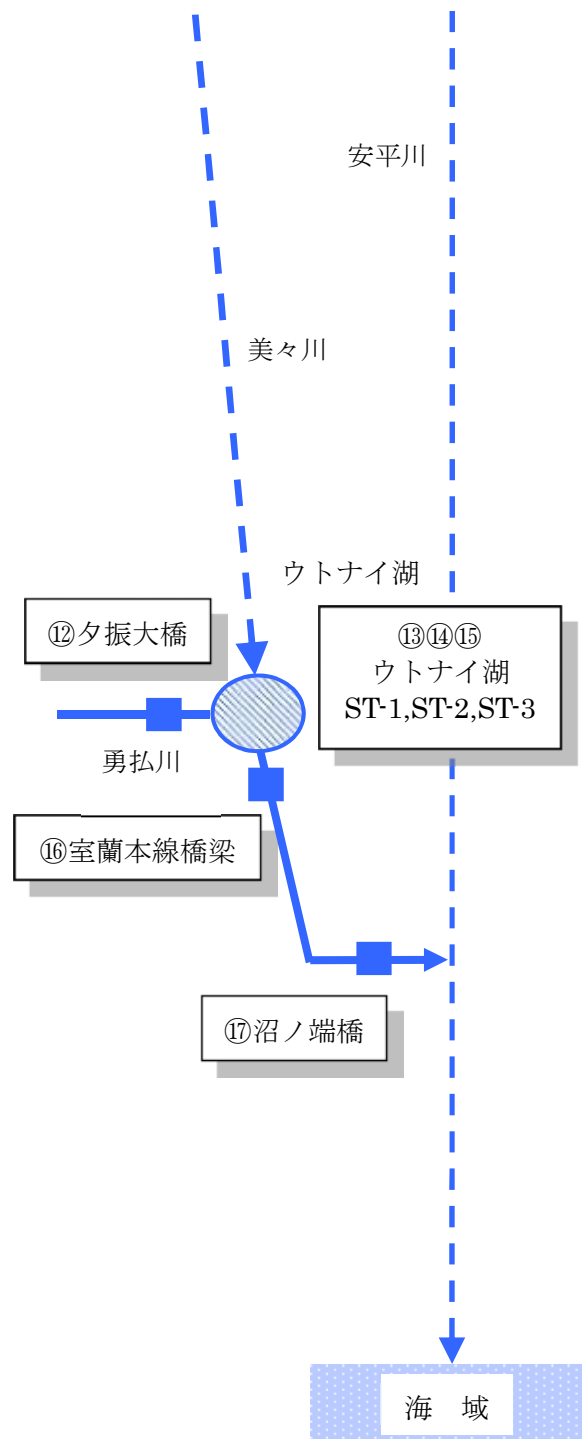
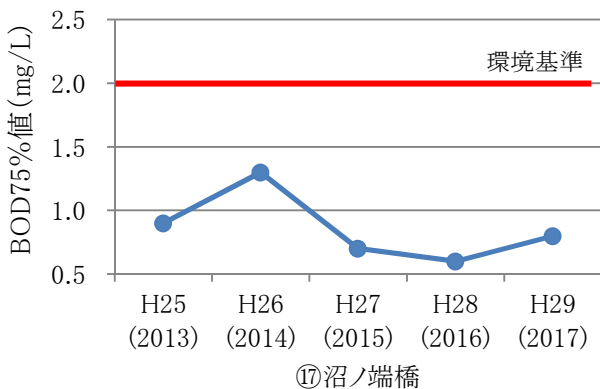
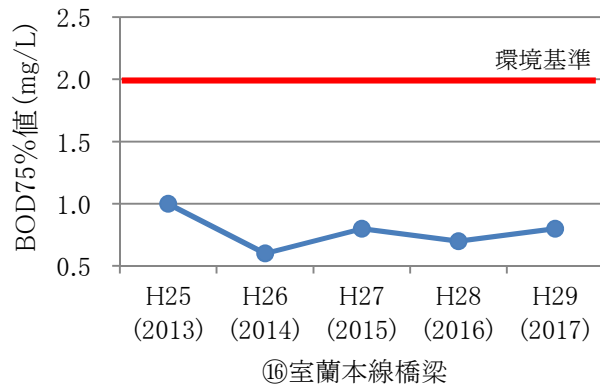
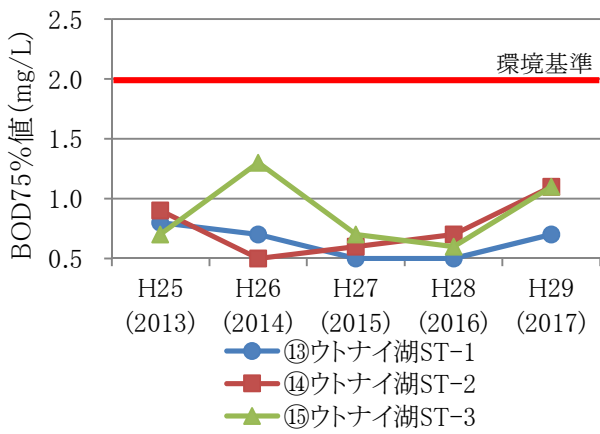
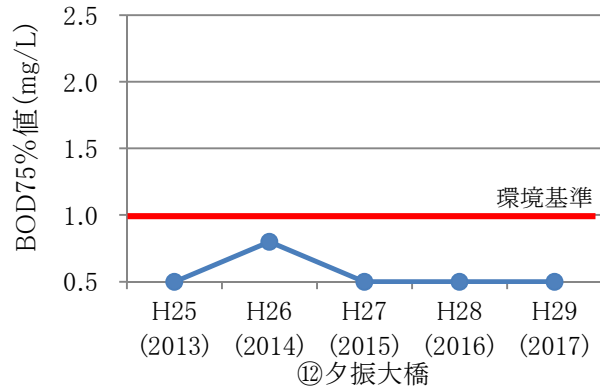
■安平川及び美々川のBOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

(北海道調べ)



■勇払川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図

(北海道調べ)



■健康項目の測定結果(平成29年度(2017年度))

(北海道調べ) 単位: mg/L

項目 (環境基準)	別々川	幌内川	安平川	勇払川		美々川	
	別々橋	港橋	勇払橋	ウトナイ湖 ST-2	室蘭本線橋梁	松美々橋	植苗橋
カドミウム (0.003mg/L以下)	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003
全シアン (検出されないこと)	—	—	<0.1	—	—	—	—
鉛 (0.01mg/L以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
六価クロム (0.05mg/L以下)	—	—	<0.02	—	—	—	—
ヒ素 (0.01mg/L以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L以下)	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005
ジクロロメタン (0.02mg/L以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—
四塩化炭素 (0.002mg/L以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L以下)	—	—	<0.0004	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (0.1mg/L以下)	—	—	<0.01	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L以下)	—	—	<0.004	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (1mg/L以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—
トリクロロエチレン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.0005	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—
チウラム (0.006mg/L以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—
シマジン (0.003mg/L以下)	—	—	<0.0003	—	—	—	—
チオベンカルブ (0.02mg/L以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—
ベンゼン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L以下)	0.68	—	—	—	—	7.9	4.5
1,4-ジオキサン (0.05mg/L以下)	—	—	<0.005	—	—	—	—

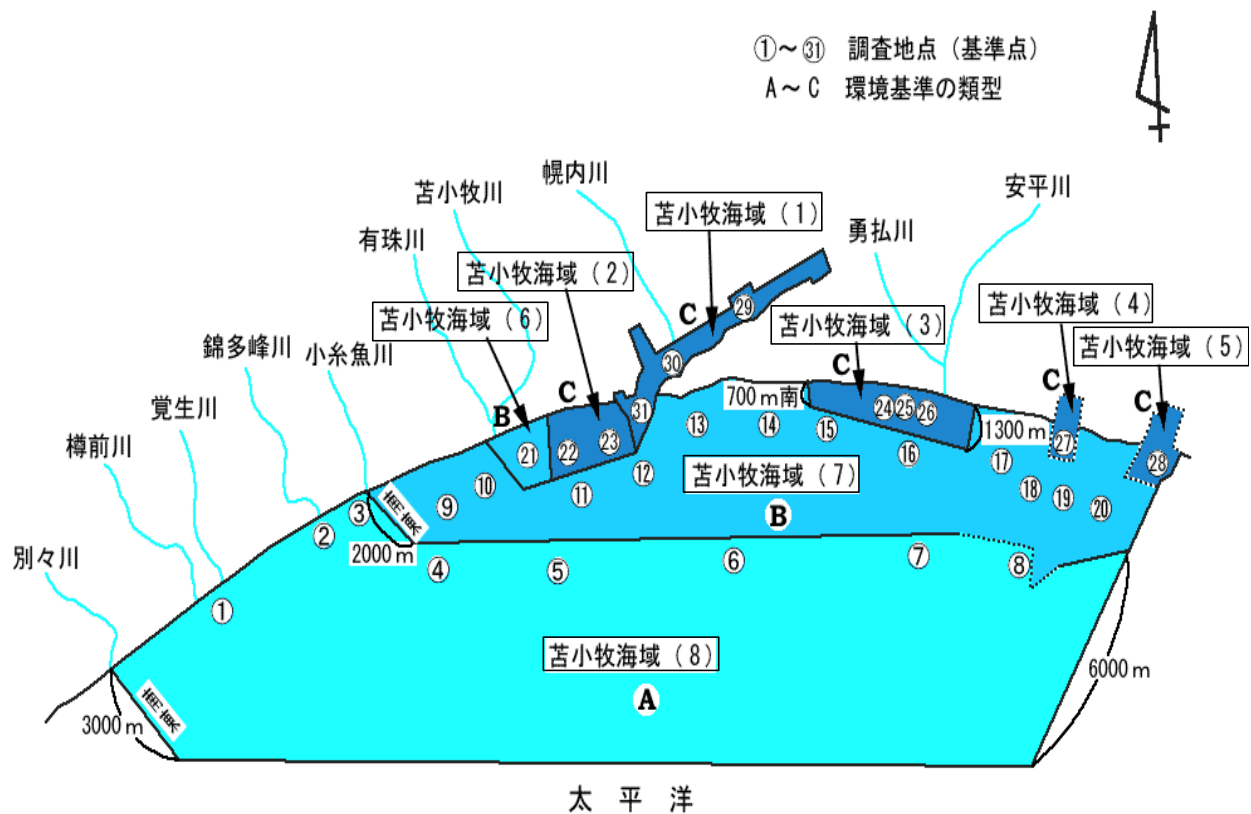
(注) 結果は最大値を表示。

4 海域の水質測定地点及び測定結果

本市の海域は、以下のとおり 8 水域に分けて環境基準の類型指定がされています。

これらの海域内に、31 か所の環境基準点が設定され北海道が測定を行い、監視を行っています。

■ 苫小牧海域の環境基準の類型及び調査地点位置図



■ 環境基準（生活環境項目）

区分	類型	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物(油分) (mg/L)
一般項目	A	7.8 以上	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
	B	8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
	C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

海域の水質測定結果

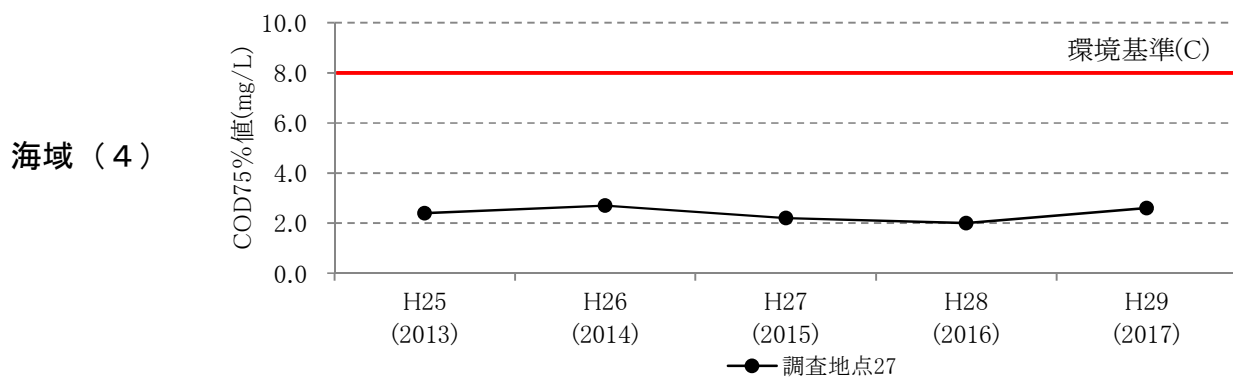
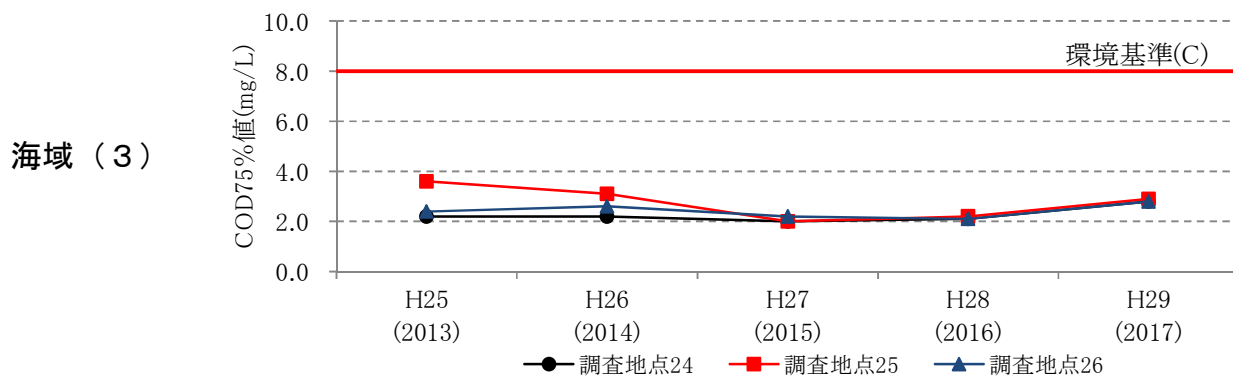
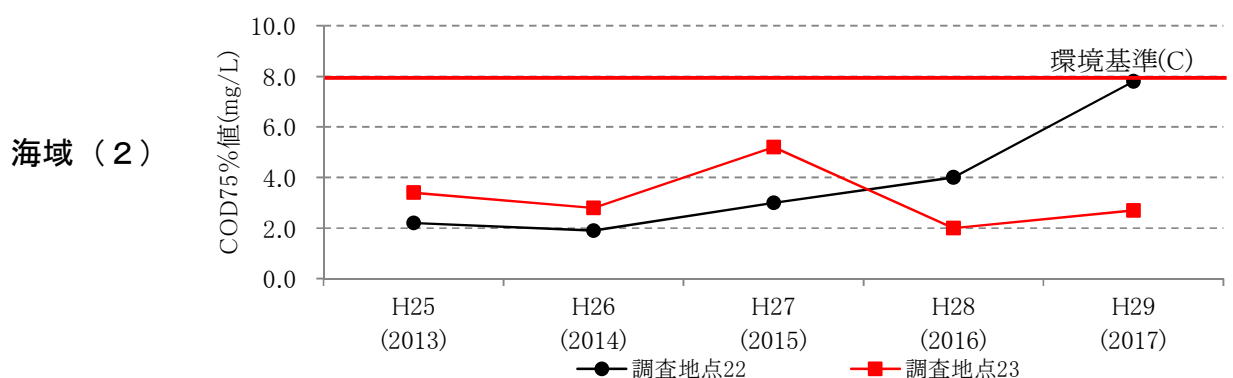
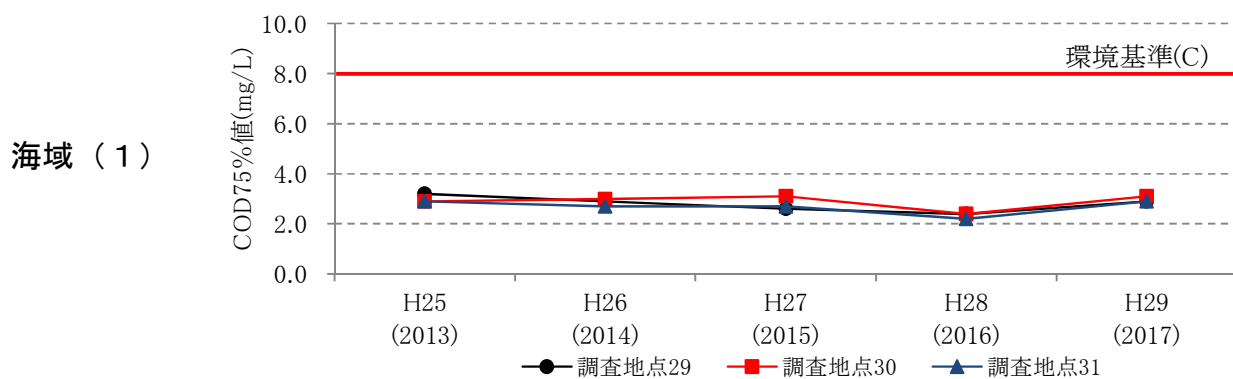
■生活環境項目の水質測定結果(平成29年度(2017年度))

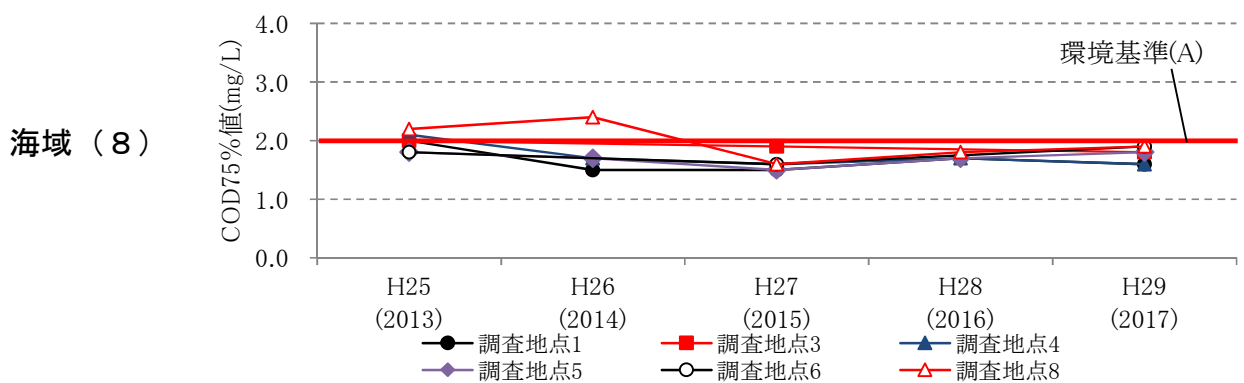
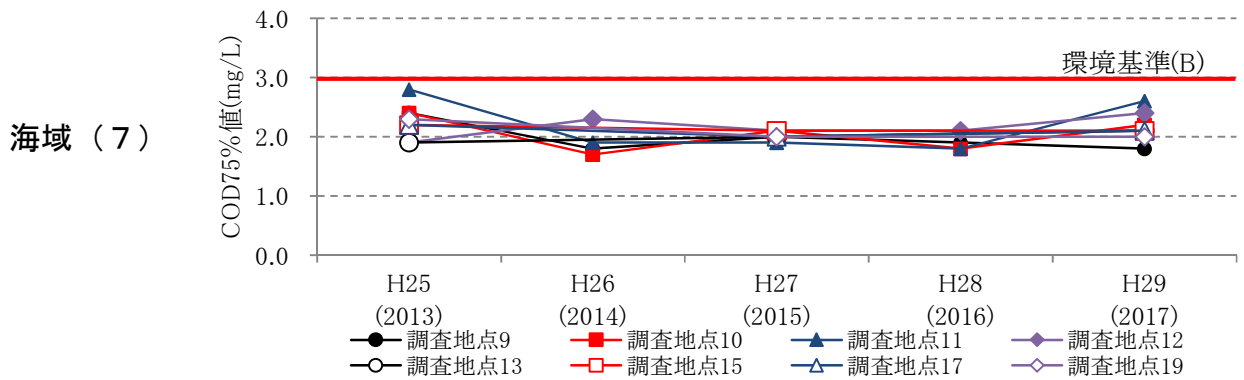
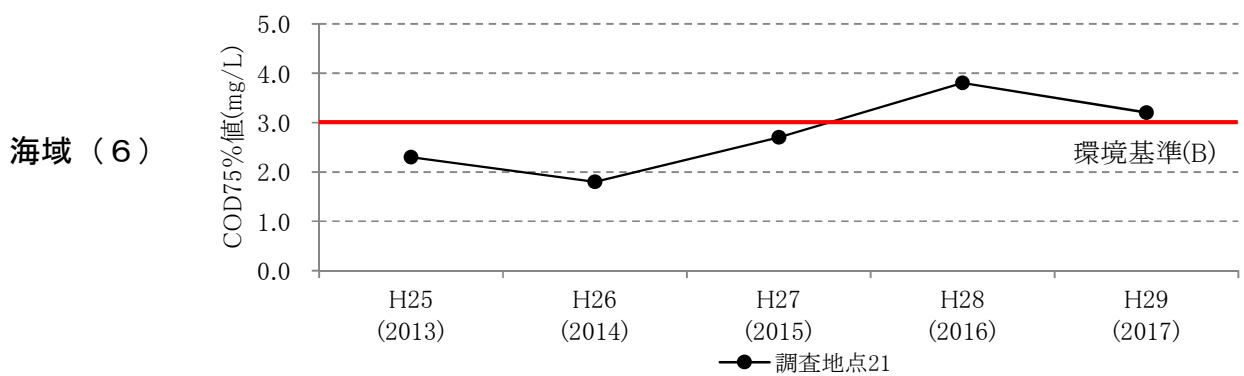
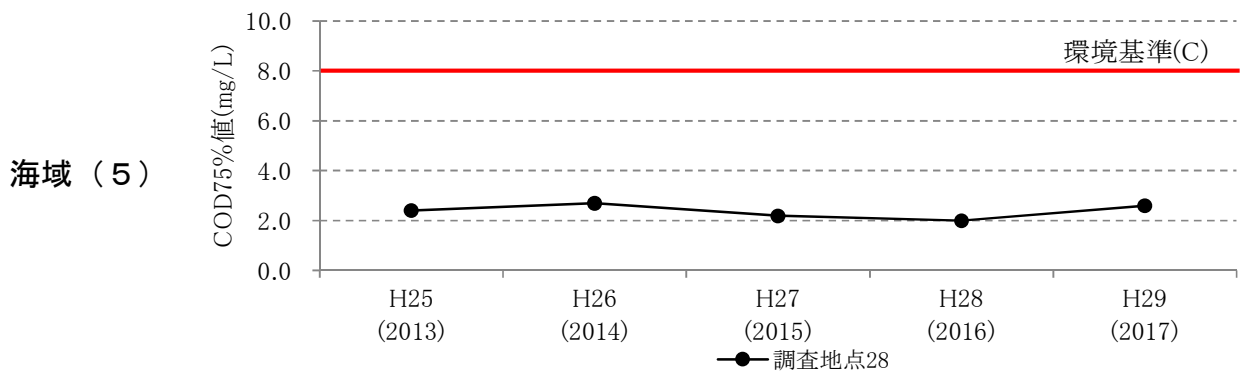
(北海道調べ)

海域名	類型	地点	pH		COD (mg/L)			DO (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/100mL)		油分 (mg/L)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値			
苫小牧海域 (1)	C	29	8.2 7.8	4.9 1.7	2.9	○	11 8.4	—	—	—	—		
		30	8.1 7.8	3.4 1.8	3.1	○	11 8.6	—	—	—	—		
		31	8.1 7.8	3.1 2.0	2.9	○	10 8.3	—	—	—	—		
苫小牧海域 (2)	C	22	8.1 7.5	10 2.3	7.8	○	10 8.2	—	—	—	—		
		23	8.1 7.8	3.5 1.5	2.7	○	11 7.8	—	—	—	—		
苫小牧海域 (3)	C	24	8.2 7.8	3.0 1.7	2.8	○	10 8.4	—	—	—	—		
		25	8.2 7.8	3.0 1.4	2.9	○	10 8.7	—	—	—	—		
		26	8.1 7.8	3.0 1.6	2.8	○	10 8.0	—	—	—	—		
苫小牧海域 (4)	C	27	8.2 7.8	3.1 1.7	2.6	○	11 8.4	—	—	—	—		
苫小牧海域 (5)	C	28	8.1 7.8	2.6 1.6	2.6	○	10 7.6	—	—	—	—		
苫小牧海域 (6)	B	21	8.1 7.7	3.9 2.3	3.2	×	10 8.4	—	—	<0.5 <0.5			
苫小牧海域 (7)	B	9	8.2 7.8	2.7 1.3	1.8	○	11 8.4	—	—	<0.5 <0.5			
		10	8.2 7.8	3.0 1.2	2.2	○	11 8.1	—	—	<0.5 <0.5			
		11	8.2 7.8	2.9 1.3	2.6	○	10 8.4	—	—	<0.5 <0.5			
		12	8.1 7.8	3.1 1.4	2.4	○	10 8.0	—	—	<0.5 <0.5			
		13	8.2 7.8	2.3 1.2	2.1	○	10 8.5	—	—	<0.5 <0.5			
		15	8.2 7.8	2.8 1.4	2.1	○	11 8.6	—	—	<0.5 <0.5			
		17	8.2 7.8	2.6 1.4	2.1	○	10 8.5	—	—	<0.5 <0.5			
		19	8.1 7.8	2.4 1.5	2.0	○	10 8.0	—	—	<0.5 <0.5			
苫小牧海域 (8)	A	1	8.2 7.8	1.9 1.1	1.6	○	10 7.9	0 0	0 0	<0.5			
		2	8.2 7.8	2.5 1.0	1.8	○	10 8.3	0 0	0 0	<0.5			
		4	8.2 7.8	2.3 1.2	1.6	○	10 8.5	0 0	0 0	<0.5			
		5	8.2 7.8	2.0 1.2	1.8	○	10 7.8	0 0	0 0	<0.5			
		6	8.2 7.9	2.2 1.2	1.9	○	10 8.7	0 0	0 0	<0.5			
		8	8.2 7.8	2.7 1.1	1.9	○	10 8.5	0 0	0 0	<0.5			

(注) 評価欄 「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 苫小牧海域の COD(75%値) 経年変化 (北海道調べ)





■健康項目の測定結果(平成29年度(2017年度))

(北海道調べ)

項目 (環境基準)	海域(1)		海域(2)	海域(3)		海域(4)	海域(5)	海域(6)	海域(7)
	地点29	地点31	地点22	地点24	地点26	地点27	地点28	地点21	地点13
カドミウム (0.003mg/L以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	—
全シアン (検出されないこと)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	<0.1	<0.1	—	—
鉛 (0.01mg/L以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—
砒素 (0.01mg/L以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L以下)	—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—
チウラム (0.006mg/L以下)	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—
シマジン (0.003mg/L以下)	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	—	<0.0003	—
チオベンカルブ (0.02mg/L以下)	—	<0.002	<0.002	—	<0.002	—	—	<0.002	—
ベンゼン (0.01mg/L以下)	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—
セレン (0.01mg/L以下)	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	—

(注) 上記測定結果全て環境基準を達成。

5 水質汚濁の防止対策

(1) 水質汚濁防止法による規制・指導

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、公共用水域に排水している事業場に対し、北海道が水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行っています。これらの事業場には届出義務及び排水基準の遵守義務があり、排水基準については水質汚濁防止法に定める一律排水基準のほか、西港内と幌内川に排水する場合は、北海道の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年（1972年）4月3日条例第27号）」によりさらに厳しい基準が設定されています。

北海道が行う立入調査により、これら排水基準に適合しない場合は、事業場に対し排水処理施設の改善、維持管理の強化など、必要な措置を行うよう指導しています。

(2) 公害防止協定による規制・指導

公共用水域に排水している事業場のうち、汚濁負荷量の大きい事業場と公害防止協定を締結し、排水先の水域及び事業場規模などに応じ個別に排水量や協定値を定め、これを遵守するよう指導しています。

本市では、これら公害防止協定締結事業場に対して関係機関とともに立入調査を実施し、排水処理施設の維持管理状況、公害防止協定に定める協定値の遵守状況の確認を行っています。立入調査の結果については、以下のとおりです。

■公害防止協定の遵守状況(平成30年度(2018年度))

締結事業場数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守
22 事業場	全事業場で遵守	全事業場で遵守

(3) 地盤沈下対策

本市は、工業用水法などの法令により地下水の揚水が規制される地域ではありませんが、地盤沈下の未然防止のため工業用水道の利用を促進し、やむを得ず地下水を使用する場合は、合理的使用方法により揚水量を必要最低限とするよう指導しています。

また、苫小牧市公害防止条例で地下水採取に伴う地盤沈下防止に努めるよう定めています。

(4) 地下水汚染、土壌汚染対策

地下水汚染については、北海道が汚染の改善・防止のため「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針」及びこれに基づく実施要領を平成16年（2004年）に策定し、対策の強化を図っています。

北海道が平成29年度（2017年度）に実施した地下水の測定計画に基づく調査では、市内3調査地点中1地点で、ほう素の環境基準値を超過しました。これらの地点は、経年変化を監視する継続調査を行っており、基準超過の場合は北海道より、地下水利用者に対して注意喚起を行っています。

土壌汚染については、平成14年度（2002年度）に土壌汚染対策法が施行されて以来、「有害物質使用特定施設*の使用の廃止時」、「土壌汚染の恐れがある一定規模以上の土地の形質変更時」及び「土壌汚染により健康被害が生ずる恐れがあると知事が認めるとき」に、土地の調査や汚染除去等の措置を行うこととしています。

※有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に定めるカドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、又は処理を行う施設をいいます。

(5) ゴルフ場の農薬等使用に対する指導

ゴルフ場での農薬等使用については、河川や地下水の汚染が懸念されますが、本市では、平成元年度（1989年度）に施行した「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対し、農薬使用量の削減や農薬流出の未然防止に努めるよう指導しています。

第3節 騒音・振動

1 概況

騒音は、人の感覚に直接影響を与える、いわゆる感覚公害として日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、とりわけ各種公害の中でも日常生活に身近な問題として局所的及び多発的に発生する傾向にあります。発生源としては工場、事業場、建設作業、自動車、航空機などの交通機関、飲食店、さらに私たちの家庭生活に至るまで多種多様となっています。

振動は、工場、事業場、建設作業、道路交通などから発生する振動が周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。発生源が騒音とほぼ同じであるため、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、一部の道路で環境基準、要請限度の超過が見られましたが、その他の地点では環境基準を達成しています。

■環境基準及び要請限度との比較(平成30年度(2018年度))

区 分	時間帯	環境基準及び要請限度の適否
環境騒音	昼間(6～22時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22～翌日6時)	
自動車騒音	昼間(6～22時)	△ 一部の測定地点で環境基準及び要請限度を超過していました。
	夜間(22～翌日6時)	
道路交通振動	昼間(8～19時)	○ 全ての測定地点で要請限度を達成しています。
	夜間(19～翌日8時)	
航空機騒音	全日	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

※ 基準値については、資料編(P146～)をご覧ください。

2 環境騒音及び自動車騒音・振動の状況

(1) 測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域 6 地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道・市道合わせて 7 路線で測定を実施しました。

■環境騒音及び自動車騒音・振動・交通量測定地点(平成 30 年度 (2018 年度))



環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点			
1	のぞみ町 2 丁目	A	字植苗 156-26(国道 36 号)	G	元中野 4 丁目(市道)
2	豊川町 3 丁目	B	新開町 4 丁目(国道 36 号)		
3	矢代町 3 丁目	C	矢代町 1 丁目(国道 36 号)		
4	旭町 3 丁目	D	日吉町 2 丁目(国道 36 号)		
5	住吉町 1 丁目	E	双葉町 2 丁目(市道)		
6	勇払 27 番地	F	住吉町 2 丁目(市道)		

(2) 測定結果

■環境騒音測定結果(平成30年度(2018年度))

単位:デシベル

No	地点名 (用途地域区分)	環境基準 達成状況		測定月日	測定結果		環境基準	
		昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	のぞみ町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	5月21日	46	43	60	55
2	豊川町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	5月28日	53	47	60	55
3	矢代町 (第1種住居地域)	○	○	5月28日	46	43	65	60
4	旭町 (商業地域)	○	○	6月5日	48	43	65	60
5	住吉町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	6月5日	47	39	60	55
6	字勇弘 (準工業地域)	○	○	5月21日	48	46	65	60

(注) 測定値は時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

■自動車騒音測定結果(平成30年度(2018年度))

単位:デシベル

No	道路名	測定地点	車線数 (道路端からの 距離(m))	測定結果		環境基準 達成状況		環境基準 (要請限度)	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号 美沢錦岡通	字植苗156	4(2.2)	77	73	×	×	70 (75)	65 (70)
B	国道36号 明野南通	新開町4	4(0.6)	66	61	○	○		
C	国道36号 苫小牧白老通 (元・旭)	矢代町1	4(2.0)	73	68	△	△		
D	国道36号 苫小牧白老通 (糸井・有明)	日吉町2	4(1.2)	72	67	△	△		
E	市道 緑町二条通	双葉町2	4(0.6)	65	60	○	○		
F	市道 双葉三条通	住吉町2	4(1.1)	65	59	○	○		
G	市道 港大通	元中野町4	2(0.4)	59	52	○	○		

(注) 1 測定値は、2日間連続測定した時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

2 環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値及び要請限度値超過を表す。

3 昼間とは6～22時、夜間とは22～翌日6時をいう。

■道路交通振動測定結果(平成30年度(2018年度))

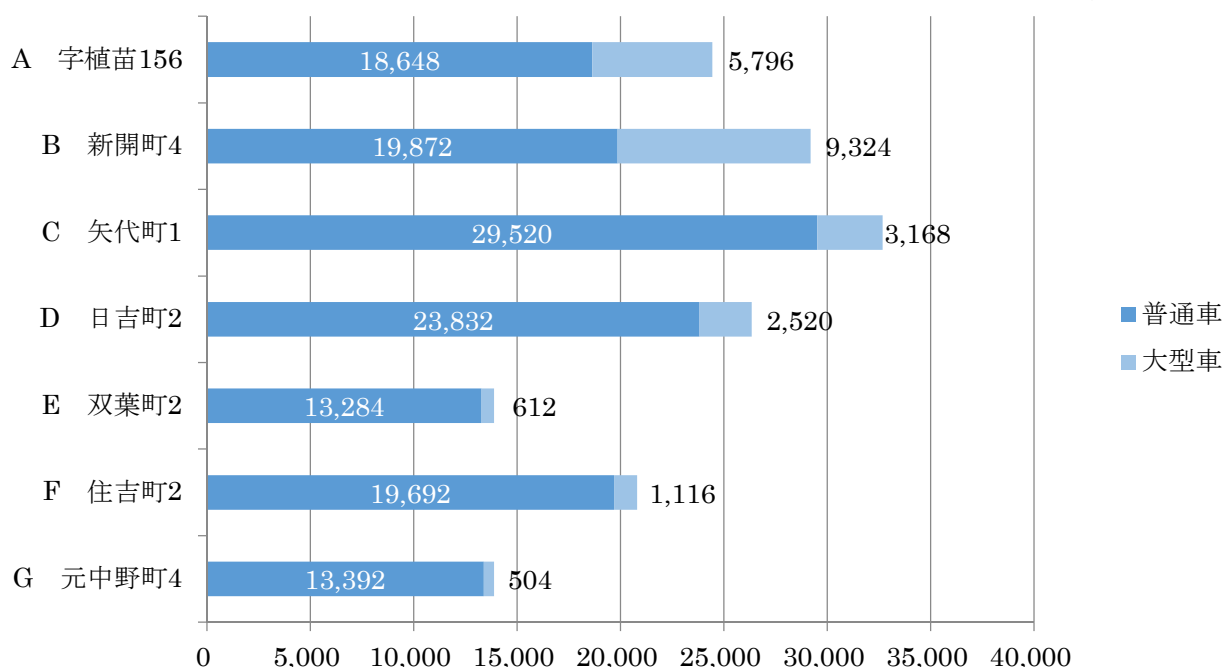
単位:デシベル

No	道路名	測定地点	測定結果		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号 美沢錦岡通	字植苗 156	56	49	70	65
B	国道36号 明野南通	新開町 4	40	33	70	65
C	国道36号 苫小牧白老通 (元-旭)	矢代町 1	46	40	65	60
D	国道36号 苫小牧白老通 (糸井-有明)	日吉町 2	49	40	70	65
E	市道 緑町二条通	双葉町 2	52	39	70	65
F	市道 双葉三条通	住吉町 2	41	30	70	65
G	市道 港大通	元中野町 4	42	33	65	60

(注) 1 振動の測定値は80%レンジの上端値。
2 昼間とは8~19時、夜間とは19~翌日8時をいう。

■交通量調査結果(平成30年度(2018年度))

単位:台



(注) グラフの値は、平日12時間交通量台数

■面的評価による自動車騒音環境基準適合状況

(平成31年(2019年)3月31日現在)

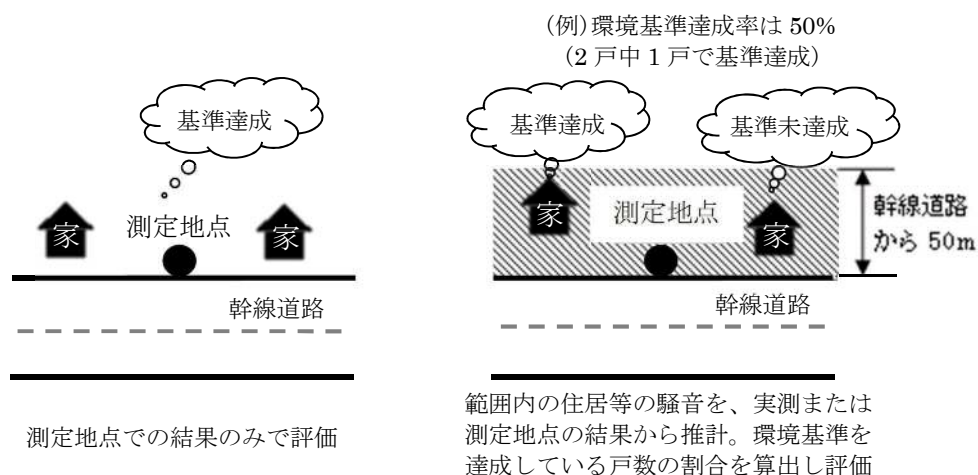
	評価 区間 延長 距離 (km)	評 価 区間数 (区間)	評 価 対象戸数 (戸)	評 価 結 果				
				昼夜とも 基準値 以下(戸)	昼のみ 基準値 以下(戸)	夜のみ 基準値 以下(戸)	昼夜とも 基準値 超過(戸)	
全体(割合)	115.5	59	15,817 (100%)	15,029 (95.0%)	81 (0.5%)	341 (2.2%)	366 (2.3%)	
道 路 別 内 訳	高速自動車道	5.8	3	18	17	0	1	0
	一般国道	31.7	14	2,798	2,591	1	25	181
	道 道	40.5	14	4,233	3,730	80	261	162
	4車線以上の市道	37.5	28	8,768	8,691	0	54	23

※「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))



平成30年度(2018年度)は、区間延長115.5km、評価住居戸数15,817戸についての評価を実施しました。

評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは15,029戸で、95.0%が環境基準を達成しています。

3 航空機騒音の状況

測定地点及び測定結果

本市では、自衛隊が使用する千歳飛行場及び民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にある植苗、美沢、沼ノ端、勇払地区を中心に航空機騒音の影響下にあります。

北海道と本市では、新千歳空港の開港（昭和63年（1988年）7月）に伴い、オンラインによる航空機騒音常時監視体制の強化を順次行い、平成11年（1999年）7月からは、14測定局（北海道9局、本市5局）で常時監視を行っています。

■航空機騒音常時監視地点及び常時監視測定結果（平成30年度（2018年度））

単位：デシベル（Lden）



測定機関：苫小牧市			
No	測定局名	測定結果	評価
1	植苗会館局	52	○
2	丹治沼局	59	○
3	琥珀荘局	53	○
4	沼ノ端東局	54	○
5	沼ノ端局	52	○

測定機関：北海道			
No	測定局名	測定結果	評価
A	植苗局	58	○
B	ウトナイ局	53	○
C	美沢局	48	○
D	湖畔局	57	○
E	斎藤宅局	47	○
F	植苗公園局	54	○
G	※ 勇払局	50	○
H	沼ノ端東雲局	53	○
I	勇払東局	51	○

(注) 1 環境基準（Lden）値は、62 デシベル。

2 評価欄で、「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過を表す。

3 Lden（時間帯補正等価騒音レベル）は航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

※勇払局は測定機器の故障により、年間で2ヶ月以上の欠測があったため参考値扱いとする。

4 騒音・振動防止対策

(1) 事業所の騒音・振動防止対策

騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「苫小牧市公害防止条例」に基づく規制を守る義務がありますが、規制基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は、必要に応じて作業方法や機械設備の改善など、適切な対策を講じるよう指導しています。

(2) 特定建設作業の騒音・振動防止対策

建設作業に使用する機械には衝撃力を利用するものもあり、発生する騒音・振動により住宅地周辺での作業時に問題を生じることがあります。

これらの対策として、騒音及び振動規制法の対象となる特定建設作業では、事前の届出義務があり、低騒音・低振動による施工について確認を行っています。

また、工事施工業者には、作業期間や作業内容について、周辺住民に十分な周知を行うよう指導を行っています。

(3) 自動車騒音・道路交通振動対策

自動車騒音については、「騒音規制法」や「中央公害対策審議会の答申」に基づき、昭和46年（1971年）以来数次の自動車単体規制等の対策が行われてきました。

この結果、全国的に環境基準の達成状況は緩やかな改善傾向にあるものの、一般国道の近接空間等では、引き続き達成が厳しい状況が見られています。

このため最近では自動車単体の対策のほか、道路構造や交通流対策等の総合的な対策が推進されてきています。

(4) 航空機騒音対策

新千歳空港の航空機騒音については、航空機の小型化や低騒音機の導入、空港周辺における離着陸時運航方式の改善などの発生源対策がとられる一方、防衛省では、「防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律」に基づき、千歳飛行場周辺の住宅や学校・病院などに対し防音工事を実施しています。

また、新千歳空港の24時間運用に伴う周辺地域対策として、北海道と本市では、空港周辺の住宅に対し防音工事を実施しています。

さらに、空港周辺地域の住民代表により構成される「苫小牧市航空機騒音対策協議会」（事務局：総合政策部まちづくり推進室空港政策課）が設置されており、航空機騒音軽減のための協議を行い、国などの機関へ要望活動を行っています。

平成19年（2007年）からは、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転が実施されており、本市では、訓練期間中に臨時測定地点を設け、訓練に伴う騒音発生状況を測定・監視しています。

第4節 悪臭

1 概況

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭は、騒音や振動と同様に人の感覚に直接訴え、しかも微量でも感知される性質があるため、快適な生活環境を損なうものとして問題視されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22物質が定められており、その「排出濃度」で規制する方法と、嗅覚測定法により測定される悪臭の程度を表す「臭気指数」で規制する方法があります。このうち、本市では排出濃度規制を採用し、市内全域を最も厳しい濃度（臭気強度2.5相当）で規制しています。

■悪臭防止法で指定される特定悪臭物質(22物質)

	特定悪臭物質の物質名	主な発生源	規制対象		
			敷地境界	気体排出口	排水
1	アンモニア	畜産事業場、し尿処理場	○	○	
2	メチルメルカプタン	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
3	硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	○	○	○
4	硫化メチル	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
5	二硫化メチル		○		○
6	トリメチルアミン	畜産事業場、魚腸骨処理場	○	○	
7	アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場	○		
8	プロピオンアルデヒド	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場	○	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド		○	○	
10	イソブチルアルデヒド		○	○	
11	ノルマルバレールアルデヒド		○	○	
12	イソバレールアルデヒド		○	○	
13	イソブタノール		○	○	
14	酢酸エチル	塗装工場、印刷工場	○	○	
15	メチルイソブチルケトン		○	○	
16	トルエン		○	○	
17	キシレン		○	○	
18	スチレン	化学工場、FRP製品製造工場	○		
19	プロピオン酸	畜産事業場	○		
20	ノルマル酪酸	畜産事業場、魚腸骨処理場	○		
21	ノルマル吉草酸		○		
22	イソ吉草酸		○		

※ 規制基準値については、資料編(P151～)をご覧ください。

(2) 調査結果

本市では定期的に臭気パトロールを実施し、状況に応じて悪臭防止法に基づく事業場の敷地境界及び気体排出口の特定悪臭物質濃度の調査を行っています。

平成30年度（2018年度）は臭気パトロールを4回実施しました。

臭気が確認された地点については特定悪臭物質の濃度測定を実施し、規制基準遵守状況の確認を行いました。

その結果、肥料製造B事業場の敷地境界で一部物質の基準超過があり、指導を行いました。

■事業場の敷地境界線における規制基準遵守状況(平成30年度（2018年度）)

測定項目	規制基準値 (ppm)	肥料製造 A事業所		肥料製造 B事業所		廃棄物処理 C事業所	
		調査日及び評価		調査日及び評価		調査日及び評価	
		H30.5.11	評価	H30.8.28	評価	H30.8.28	評価
アンモニア	1	0.2	○	-	-	<0.1	○
メチルメルカプタン	0.002	-	-	<0.0005	○	-	-
硫化水素	0.02	-	-	0.0005	○	-	-
硫化メチル	0.01	-	-	0.0008	○	-	-
二硫化メチル	0.009	-	-	<0.0005	○	-	-
トリメチルアミン	0.005	<0.0005	○				
プロピオン酸	0.03	<0.0005	○	0.0038	○	0.0038	○
ノルマル酪酸	0.001	<0.0005	○	0.0068	×	<0.0005	○
ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0005	○	0.0014	×	<0.0005	○
イソ吉草酸	0.001	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。

■工場気体排出口の規制基準遵守状況(平成30年度(2018年度))

発生源(調査日)	測定項目	規制基準 (N m ³ /h)	調査結果 (N m ³ /h)	評価
肥料製造 B事業所 (H30(2018).10.30)	硫化水素	1.6	0.00010	○
	プロピオンアルデヒド	4.1	0.000019	○
	ノルマルブチルアルデヒド	0.7	0.000008	○
	イソブチルアルデヒド	1.6	0.000015	○
	ノルマルバレルアルデヒド	0.7	0.000006	○
	イソバレルアルデヒド	0.2	0.000035	○

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。



発生源敷地境界での試料採取

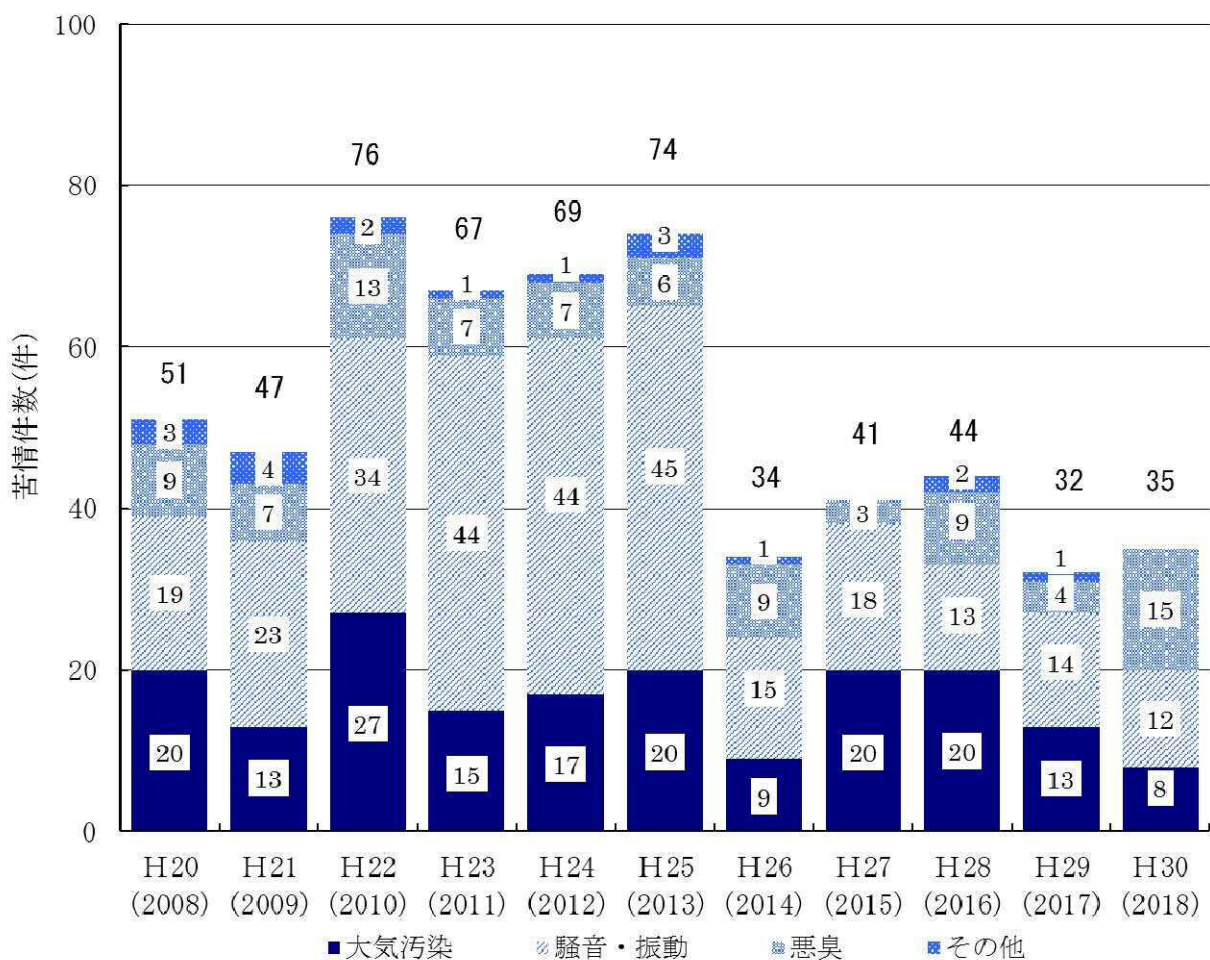
第5節 公害苦情

平成30年度（2018年度）における公害苦情処理件数は35件で、前年度より3件増加しました。

内訳は以下のとおりで、焼却の煙や近所からの騒音や工場からの悪臭など、様々な相談が寄せられており、発生源の把握を行い必要に応じて発生源者への指導や助言などを行っています。

■公害苦情の種類別件数と主な申立内容(平成30年度(2018年度))

公害の種類	件数	申立内容(一例)
大気汚染	8件	薪ストーブや野焼き行為の煙など
騒音・振動	12件	工事現場の騒音・振動、近所からの騒音、航空機騒音など
悪臭	15件	一般家庭、事業場からの臭気など
その他	0件	—
合計	35件	



■公害苦情の推移

■公害苦情相談の流れ

- ① 公害苦情の受付
相談の受付及び状況の聴き取りなど
- ② 原因究明
現地調査及び発生源者からの事情聴取
- ③ 解決策の検討
公害防止・改善対策の検討
- ④ 改善指導・当事者間での解決への支援
発生源者に対する助言・指導
相談者への処理経過説明



相談

(相談窓口)
苫小牧市環境保全課
沼ノ端 2-25
電話 57-8806 (平日)
32-6111 (休日)



相談内容に応じて
職員が現地調査を
行います。
被害状況を把握し
発生源や原因の究
明を行います。



発生源者への助言や指導、
相談者への処理経過説明
を行います。

第6節 自然環境

1 概況

本市は、道央地区南部に位置し、北西側の樽前山を背に台地・丘陵・沖積低地からなる地形で太平洋に面し、全般に温暖で降雪も少なく、しのぎやすい気候となっています。

本市の自然は、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、国際的にも重要な湿地として平成3年（1991年）12月12日にラムサール条約（正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」昭和55年（1980年）9月22日条約28号）の湿地に登録されています。また、平成14年（2002年）4月18日には、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録され、平成18年（2006年）11月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップが発足し、これに基づく重要生息地ネットワークに移行しました。

こうした豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であると共に、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

2 自然環境保全地区等の指定の現況

本市は、広く分布するすぐれた自然環境を有しており、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区等の指定を受けるほか、苫小牧市独自に自然環境保全地区を指定するなど、貴重な自然を将来にわたって保全するよう努めています。

（1）苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和49年（1974年）6月11日条例第12号）に基づき、保全地区として、現在5か所（延132.9ha）を指定しています。

①トキサタマップ湿原地区（面積 45.5ha 市有地） 【昭和 51 年（1976 年）3 月 10 日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表される植生がみられるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

②勇払川旧古川地区（面積 11.1ha 国有地・市有地） 【昭和 51 年（1976 年）3 月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③樽前ガロー地区（面積 8.6ha 国有地・私有地） 【昭和 54 年（1979 年）4 月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている兩岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）

【平成 2 年（1990 年）6 月 15 日指定】



勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類や海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなどが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤沼ノ端拓勇樹林地地区（面積 3.2ha 市有地）

【平成 7 年（1995 年）2 月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、ハスカップなどの低木が見られる森林性に富んだ良好な樹林地です。市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている貴重な地区です。

（2）北海道環境緑地保護地区等

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、次の 2 か所（延 122.9ha）が保護地区に指定されています。

また、北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」7 か所、「身近な自然地域」15 か所が選ばれています。

①糸井環境緑地保護地区（面積 67.9ha 市有地）

【昭和 48 年（1973 年）年 3 月 30 日指定】



樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹天然林の樹林地で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区です。

②勇払川学術自然保護地区（面積 55.0ha 国有地・私有地）

【昭和 48 年（1973 年）3 月 30 日定】



勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹が群落をなし、草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値あるものとして保護することが必要な地区です。

③すぐれた自然地域

自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、希少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的秀でていた自然の地域です。

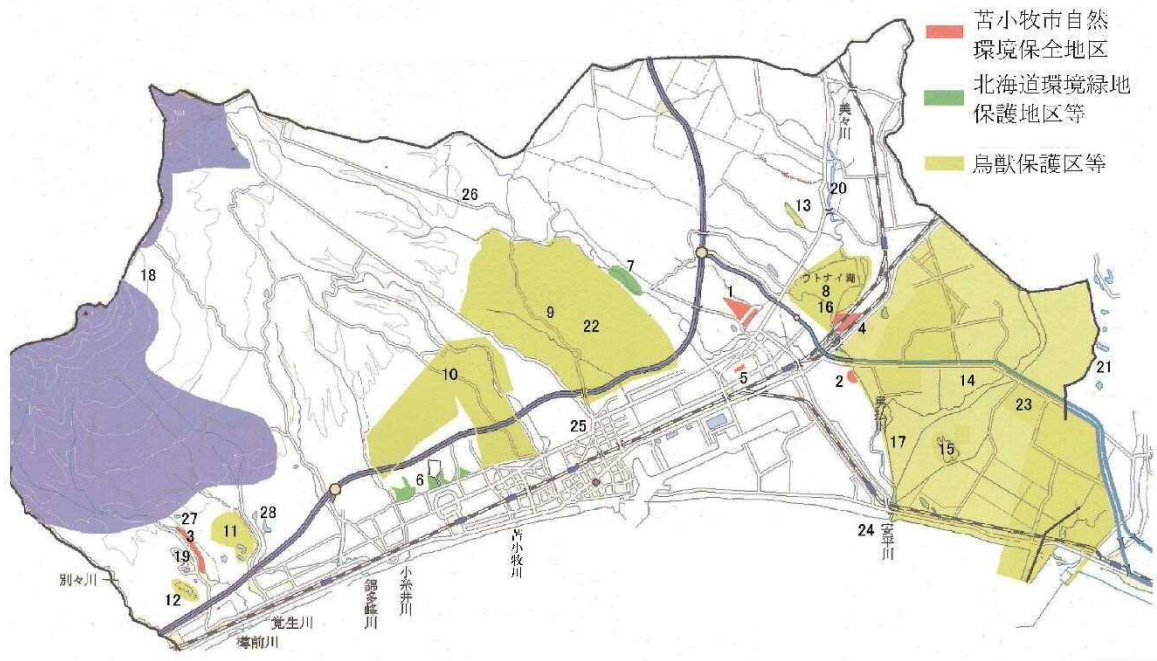
- ウトナイ湖周辺
- 美々川流域
- 勇払川流域
- 平木沼湖沼群
- 樽前山周辺
- 樽前湖沼群
- 北大苫小牧研究林

④身近な自然地域

都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっている自然の地域です。

- 勇払川旧古川地区
- 王子山
- 樽前ガロー
- 緑のトンネル
- 沼ノ端拓勇樹林地地区
- マッカ沼
- つた森山林
- トキト沼
- 勇払海岸
- 森田沼
- 丹治沼
- 錦大沼公園
- 北大苫小牧研究林
- 樽前大沼
- 緑ヶ丘公園

■ 苫小牧市自然環境保全地区等位置図



苫小牧市自然環境保全地区		鳥獣保護区等		すぐれた自然地域		身近な自然地域	
1	トキサタマップ湿原地区	8	国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	16	ウトナイ湖周辺	23	つた森山林
2	勇払川旧古川地区*	9	北大苫小牧研究林鳥獣保護区*	17	勇払川流域	24	勇払海岸
3	樽前ガロー地区*	10	王子山鳥獣保護区*	18	樽前山周辺	25	緑ヶ丘公園
4	ウトナイ沼南東部砂丘地区	11	錦大沼鳥獣保護区*	19	樽前湖沼群	26	緑のトンネル
5	沼ノ端拓勇樹林地区*	12	樽前大沼特定猟具使用禁止区域*	20	美々川流域	27	森田沼
北海道環境緑地保護地区等		13	丹治沼特定猟具使用禁止区域*	21	平木沼湖沼群	28	トキト沼・マッカ沼
6	糸井環境緑地保護地区	14	苫東特定猟具使用禁止区域	22	北大苫小牧研究林		
7	勇払川学術自然保護地区	15	弁天沼特定猟具使用禁止区域				

※ 北海道自然環境保全指針に基づき「身近な自然地域」に指定されている。

3 野生鳥獣保護の現況

野生鳥獣は、自然を構成するひとつの大切な要素であり、人間と自然とのふれあいの中でも重要な役割を担っています。我が国に生息する鳥獣は、鳥類約 630 種、哺乳類約 170 種ですが、ウトナイ湖周辺における鳥類は、その半数に近い約 270 種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの草原性鳥類、ホオジロ、アオジなどの灌木性鳥類などと多様です。哺乳類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息しています。

また、(公財)日本野鳥の会が、全国への呼びかけにより国内初のサンクチュアリ(野生生物が生息できるように保護されている地域)として、昭和 56 年(1981 年)にウトナイ湖を中心とした周辺約 510ha を指定したのも、このような豊かな自然を守り育てていくためなのです。

(1) ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

平成 14 年(2002 年)7 月に「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

本センターは、将来にわたり国指定ウトナイ湖鳥獣保護区が鳥獣の良好な生息地として保全、維持され、人と野生生物との共生が図られるよう、環境省の「野生鳥獣との共生環境整備事業」により建設され、環境省と苫小牧市で共同運営する施設です。本センターは、



鳥獣保護区のビジターセンター的機能を有し、展示ホールにはウトナイ湖の生態系や渡り鳥の営み、生息環境などを数多くの展示や映像などで紹介するとともに、初心者が自然観察を楽しむ方法などをわかりやすく解説しています。また、自然観察を通じて自然保護や野生鳥獣との適正なふれあいを図る普及啓発事業をはじめ、鳥獣保護区周辺における傷病鳥獣の収容、治療、リハビリ等を行っています。

(2) 鳥獣保護区などの設定状況

野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、生息環境の特性に応じ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」が 4 か所設定され、鳥獣の捕獲が禁止されています。

また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うことから、銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」が 4 か所設定されています。

■鳥獣保護区等指定一覧表

(平成31年(2019年)3月31日現在)

名称	面積(ha)	設定期間
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区*	510	昭和57年(1982年)3月31日～令和13年(2031年)9月30日
王子山鳥獣保護区	1,263	昭和39年(1964年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日
北大苫小牧研究林鳥獣保護区	2,715	昭和43年(1968年)3月30日～令和7年(2025年)9月30日
錦大沼鳥獣保護区	236	昭和53年(1978年)3月30日～令和19年(2037年)9月30日
丹治沼特定猟具使用禁止区域(銃器)	39	昭和39年(1964年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日
樽前大沼特定猟具使用禁止区域(銃器)	48	昭和52年(1977年)9月15日～令和9年(2027年)9月30日
苫東特定猟具使用禁止区域(銃器)	7,811	平成23年(2011年)10月1日～令和3年(2021年)9月30日
弁天沼特定猟具使用禁止区域(銃器)	208	平成24年(2012年)10月1日～令和3年(2021年)9月30日

※特別保護地区併設(510ha)

(3) 鳥獣保護の状況

衰弱、事故などにより負傷した野生鳥獣の保護取扱状況は、以下のとおりです。

■野生鳥獣の保護取扱状況

年度 区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
鳥類	141	109	165	141	134	138	148	149	127
哺乳類	3	0	0	0	7	0	4	2	2
計	144	109	165	141	141	138	152	151	129

(注) 収容時死亡個体及びカラス等有害鳥獣駆除分を除く。

(4) ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来

ウトナイ湖は、ハクチョウ類、ガン類、カモ類など渡り鳥の中継地であるとともに、越冬地でもあります。

同湖に飛来するハクチョウ類をカウント調査した結果と、昭和52年(1977年)秋から平成31年(2019年)春までの最高飛来数の推移は、以下のとおりです。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の飛来数

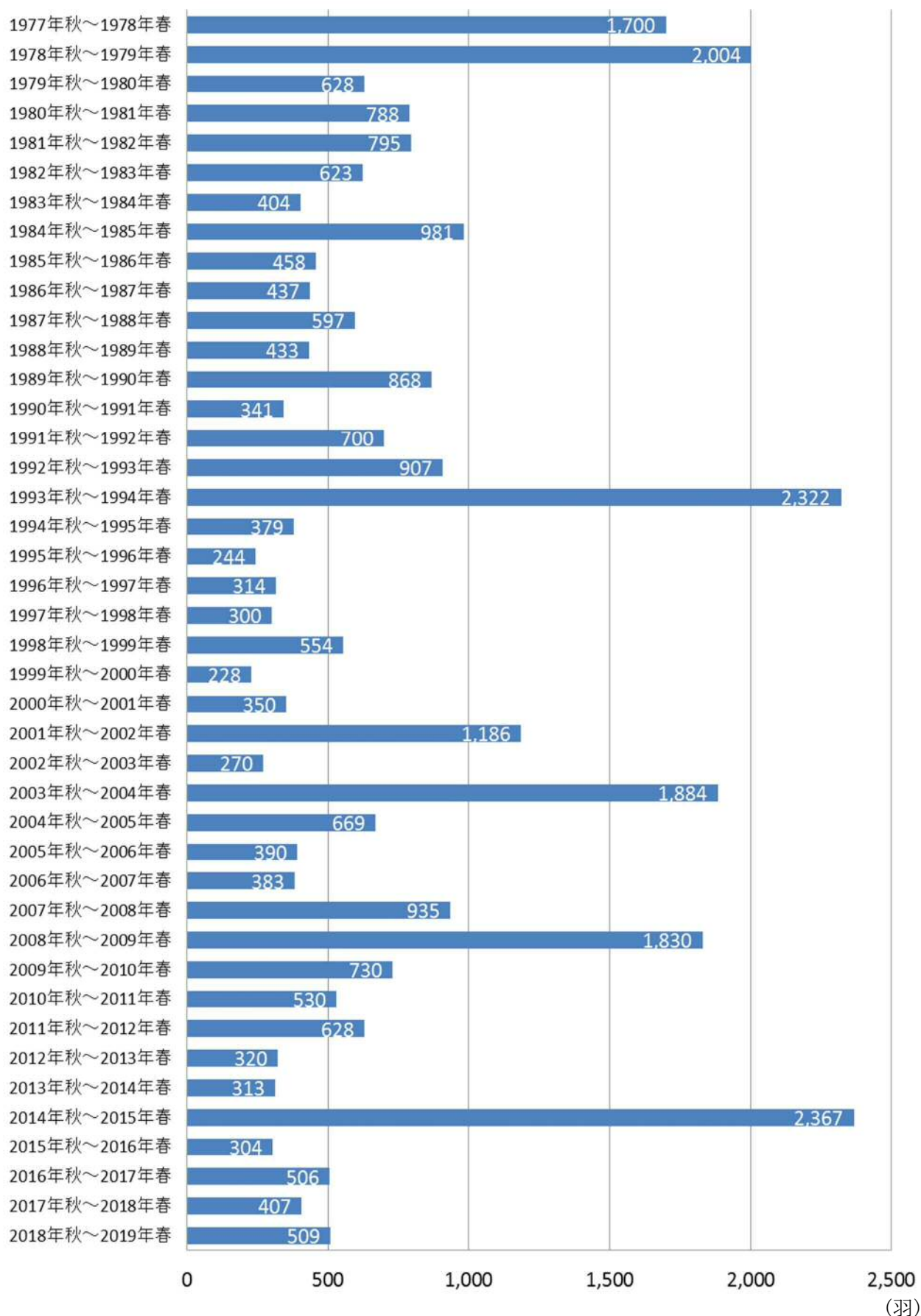
調査年	初飛来日	最高飛来数及び飛来日	飛去日
H17・秋(2005)～18・春(2006)	H17(2005).10.5	390羽 (H17(2005).10.10)	H18(2006).5.8
H18・秋(2006)～19・春(2007)	H18(2006).10.9	383羽 (H18(2006).10.15)	H19(2007).4.19
H19・秋(2007)～20・春(2008)	H19(2007).10.12	935羽 (H19(2007).10.24)	H20(2008).4.29
H20・秋(2008)～21・春(2009)	H20(2008).10.10	1,830羽 (H20(2008).10.31)	H21(2009).5.25
H21・秋(2009)～22・春(2010)	H21(2009).10.3	730羽 (H21(2009).10.24)	H22(2010).4.26
H22・秋(2010)～23・春(2011)	H22(2010).9.27	530羽 (H22(2010).10.16)	H23(2011).5.11
H23・秋(2011)～24・春(2012)	H23(2011).10.1	628羽 (H23(2011).10.15)	H24(2012).4.21
H24・秋(2012)～25・春(2013)	H24(2012).10.7	320羽 (H24(2012).10.18)	H25(2013).5.5
H25・秋(2013)～26・春(2014)	H25(2013).10.2	313羽 (H25(2013).10.9)	H26(2014).5.3
H26・秋(2014)～27・春(2015)	H26(2014).10.4	2,367羽 (H26(2014).10.17)	H27(2015).4.23
H27・秋(2015)～28・春(2016)	H27(2015).9.30	304羽 (H27(2015).12.10)	H28(2016).4.20
H28・秋(2016)～29・春(2017)	H28(2016).10.5	506羽 (H28(2016).10.23)	H29(2017).5.4
H29・秋(2017)～30・春(2018)	H29(2017).10.5	407羽 (H29(2017).10.13)	H30(2018).4.30
H30・秋(2018)～31・春(2019)	H30(2018).10.2	509羽 (H30(2018).10.18)	H31(2019).4.21



<市の鳥 ハクチョウ>

平成2年(1990年)9月、市民が自然とふれあう機会を広げ、自然保護について理解を深めることを目的に苫小牧市の鳥を「ハクチョウ」に制定しています。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の最高飛来数の推移



(5) アオサギの生息状況

アオサギの生息状況を継続的に把握するため、アオサギが集団繁殖地（コロニー）を形成する植苗地区、勇払川沿い地区、沼ノ端地区で、毎年営巣数を調査した結果は、以下のとおりです。

■アオサギ営巣数

年度 区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
営巣数	72	90	67	100	120	151	118	140	99

(注) 1 巣の産卵数は 3～5 個で、4 個が一番多く見られる。



アオサギ



集団繁殖地（コロニー）

4 ウトナイ湖とラムサール条約

(1) ウトナイ湖

ウトナイ湖は、周囲 9km、面積 275ha、平均水深 0.6m の淡水湖で、美々川をはじめトキサタマップ川などの清流がそそぎ、湖の周辺には原野、湿原などの豊かな自然が形成されています。このことからウトナイ湖は、動植物の宝庫、野鳥の楽園ともいわれ、現在まで約 270 種の鳥類が確認され、バードウォッチングや自然散策、自然観察など四季折々の自然や野鳥とのふれあいが楽しめます。特にガン、カモ類やハクチョウなどの渡り鳥にとっては重要な中継地であり、マガンやハクチョウの集団渡来地として国際的に知られています。昭和 57 年(1982 年)ウトナイ湖とその周囲、面積 510ha は、国指定鳥獣保護区特別地区に定められ、平成 3 年(1991 年)国内 4 番目のラムサール条約の登録湿地となりました。

■ウトナイ湖の位置とラムサール条約湿地の範囲(点線部分)



(2) ウトナイ湖サンクチュアリ

全国屈指の渡り鳥の中継地であるウトナイ湖の自然を残すため、(公財)日本野鳥の会が昭和 56 年(1981 年)に周辺の原野や森林を含めた約 510ha をわが国最初の野鳥の聖域・サンクチュアリに指定しました。

サンクチュアリには自然観察路や観察小屋が設けられており、四季を通じての野鳥観察や保護の拠点としてネイチャーセンターも設置されています。



(3) ラムサール条約の概要

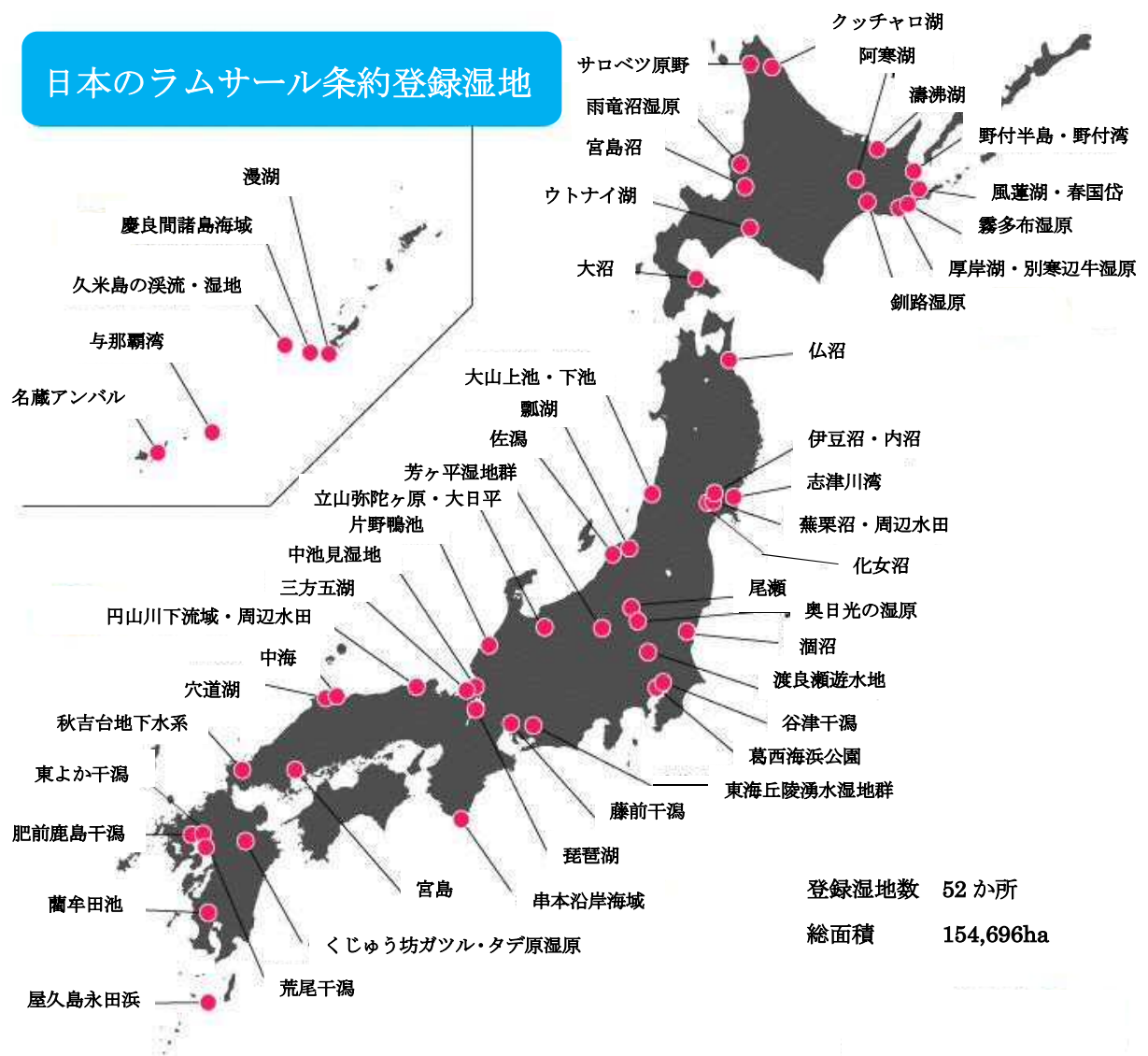
ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、昭和46年(1971年)にイランのラムサールで開催された国際会議で採択され、昭和50年(1975年)に効力を発生しています。

この条約は、各締約国がその領土にある湿地を指定し、登録することによってその保全や適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主な目的としています。また、条約の加入にあたっては、少なくとも1か所の湿地を指定し、登録することが義務付けられています。

平成31年(2019年)2月末現在で締約国は170か国、登録湿地は2,341か所になっています。

日本は、昭和55年(1980年)に釧路湿原が最初の登録地となり、現在52か所(面積154,696ha)の湿原が登録されています。

■ラムサール条約湿地位置図



5 啓発事業

自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する市民意識を高めることを目的に、次の啓発事業を実施しています。

(1) 自然ふれあい教室



本市周辺は、四季折々に野鳥、動植物、昆虫等いろいろな生物が観察され、すばらしい自然を有しております。

こうした自然とのふれあいを通して自然環境に対する市民意識の高揚と啓発を目的として、ウトナイ湖サンクチュアリのレンジャーを講師に招き、市内の小中学校の児童及び生徒・教職員・PTAを対象に自然全般に関する教室を実施しています。

■開催実績(平成30年度(2018年度))

実施日	対象	会場	参加人数
6月22日	小学生(6年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	63名
6月28日	小学生(5年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	126名
6月29日	小学生(4年生)	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	65名
6月29日	小学生(4年生)	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	64名
7月12日	小学生(3・4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	15名
7月20日	小学生(3年生)	豊川小学校周辺(松風公園)	53名
8月23日	小学生(3・4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	15名
8月26日	漁業体験参加者	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター 及び自然観察路	28名
8月26日	漁業体験参加者	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター 及び自然観察路	29名
8月30日	小学生(2年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	174名
8月31日	小学生(3年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	45名
9月5日	小学生(3年生)	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター 及び自然観察路	32名
9月28日	小学生(3年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	133名
10月4日	小学生(4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター ウトナイ湖野生生物鳥獣保護センター及び自然観察路	64名
10月19日	特別支援学級	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター 及び自然観察路	25名
合 計			931名

(2) 市民探鳥会



わが国に生息する鳥類の半数以上の種が市内に生息しており、ウトナイ湖及びその周辺でも約270種の鳥類が確認されています。こうした野鳥の観察を通して自然保護に対する理解を深めるため、毎年、市民探鳥会を実施しています。

＜30年度(2018年度)5月27日(日)開催＞

26名参加

登別市ネイチャーセンター

ふおれすと鉱山

(3) 愛鳥週間用ポスター原画募集

日本鳥類保護連盟が主催している愛鳥週間のポスター原画を市内の小中学生から募集し、愛鳥精神の普及啓発に努めています。

＜平成30年度(2018年度)＞ 小学校1校 1名応募

(4) 苫小牧の自然写真・水鳥絵画展



身近な水鳥類や野生鳥獣、自然景観に関心を持ってもらうことを目的として、写真や絵画を募集し、ウトナイ湖野生鳥獣保護センター内にて展示会を開催しています。

＜30年度(2018年度)開催＞

写真の部 14名 28点応募(一般市民)

絵画の部 8名 8点応募(一般市民)

(5) 野生動物に学ぶ救護セミナー



傷病鳥獣救護に必要な基礎知識や技術向上、市民への鳥獣保護思想の普及啓発を目的としたセミナーを実施しています。

＜30年度(2018年度)開催＞

第1回 9月22日 31名参加

第2回 11月11日 60名参加

(6) いのちの授業



ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの獣医師が講師となり、小中学校に出向く等により行っています。

リハビリ中の傷病鳥とのふれあいや映像による学習により、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を学ぶことを目的としています。

■開催実績(平成30年度(2018年度))

実施日	対 象	参加人数
7月 6日	沼ノ端小学校(3年生2クラス)	68人
7月11日	拓進小学校(2年生2クラス)	63人
7月12日	拓進小学校(2年生2クラス)	69人
8月22日	豊川小学校(3年生2クラス)	51人
8月28日	美園小学校(5年生3クラス)	86人
9月13日	勇払小学校(2年生1クラス)	17人
10月24日	東小学校(2年生1クラス)	27人
10月25日	北星小学校(3・4年生各2クラス)	104人
10月31日	拓勇小学校(4年生2クラス)	64人
11月 2日	大成小学校(3年生2クラス)	60人
11月 7日	拓勇小学校(4年生2クラス)	64人
11月 9日	大成小学校(4年生2クラス)	77人
12月12日	ウトナイ小学校(3年生2クラス)	64人
12月14日	ウトナイ小学校(2年生3クラス)	65人
1月25日	明德小学校(6年生3クラス)	28人
2月 1日	樽前小学校(1~6年生2クラス)	26人
2月 6日	糸井小学校(3・4年生各1クラス)	71人
2月15日	明野小学校(3年生2クラス)	55人
2月22日	緑小学校(4年生3クラス)	91人
3月 1日	北光小学校(2年生2クラス)	70人
	合 計	1,220人

(7) ウトナイ湖漁業体験



市民にウトナイ湖で、地引網等を体験してもらい、身近にある自然の豊かさに触れ、野鳥だけではないウトナイ湖の魅力や、自然とのふれあいのマナーについての認識を深めてもらうため、ウトナイ養殖漁業会の協力を得て行っています。

<30年度(2018年度)8月26日(日)開催>
57名参加

6 自然環境の保全対策

(1) 条例による開発行為の規制

「苫小牧市自然環境保全条例」により、都市計画法に基づく開発行為、宅地造成等規制法に基づく宅地造成及び500平方メートル以上の運動競技場等の建設、宅地造成や土地の開墾、樹木の伐採などで良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為は、市長の許可を受けることになっています。

(2) 産業廃棄物処理施設設置に対する指導

平成3年(1991年)12月に、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う必要な指導事項を定め、適正処理の確保により自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とした「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導方針」を施行し、その後、法の改正に伴い、平成12年(2000年)1月には「苫小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針」に改正して、指導を強化するとともに、設置者には公害防止協定の締結を義務づけています。

■公害防止協定一覧

締結事業者	締結日	設置・借り受け場所	施設の種類
北海道リサイクルセンター株式会社	平成4年(1992年)3月16日	字美沢 187番1	安定型及び焼却炉
株式会社C&R	平成14年(2002年)5月27日	字静川 5番4	焼却施設
	平成15年(2003年)2月5日	字静川 2番、3番、12番8	安定型
	平成16年(2004年)7月16日	字静川 2番、3番、12番8	安定型
	平成24年(2012年)12月10日	字静川 2番2、3番2、3番3、5番4、12番4、12番6、12番11、23番5	安定型及び管理型
株式会社エコクリーン	平成15年(2003年)1月30日	字柏原 3番29	安定型及び管理型
株式会社ホクハイ	平成15年(2003年)2月5日	字静川 2番、3番、12番8	安定型
株式会社苫小牧解体建設	平成15年(2003年)3月6日	字樽前 292番1	安定型
株式会社マテック	平成17年(2005年)9月20日	字弁天 504番17	廃プラスチック類の破砕施設
	平成18年(2006年)8月25日	厚真町共和 114番7	安定型及び管理型
空知興産株式会社	平成20年(2008年)9月9日	字弁天 504番78	焼却施設及び破砕・減菌施設
共信建設株式会社	平成25年(2013年)12月19日	白老町字社台 374番6、375番30、573	安定型

第7節 ごみ・リサイクル

1 基本理念

『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を基本理念とし、市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみの減量やリサイクルの推進を目指し事業を実施しています。

2 ごみ収集の体制と施設

家庭から出るごみを8種類に分別収集し、1年間に33,896t（平成30年度（2018年度）実績）のごみを処理しています。

（1）収集体制

市内ごみステーション約8,950か所から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「缶・びん・ペットボトル・紙パック」「紙類」を収集しています。平成28年（2016年）7月からは、ふくしのまちづくりに向け、高齢者や障がい者の負担軽減等を目的として、市内の一部区域で戸別収集を試行しています。

なお、「せん定枝」「大型ごみ」は、電話申込みにより戸別収集しています。

（2）ふれあい収集

平成21年度（2009年度）から「ふれあい収集」を開始し、一人暮らしの高齢者や障がいのある方等、ごみを出すことが困難な方を対象に戸別収集等の支援を行っています。

（3）ごみ処理施設

①糸井清掃センター（平成31年（2019年）4月1日廃炉）

②沼ノ端クリーンセンター

焼却能力105t/日の焼却炉2基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。

また、処理能力75t/5hの破砕施設により、「燃やせないごみ」や「大型ごみ」を小さく粉砕し、再利用できる金属等は分別しています。

敷地内の埋立処分場（容量205,100m³）では、沼ノ端クリーンセンターの焼却炉から排出される焼却灰等の埋立処理を行っています。

③苫小牧市廃棄物埋立処分場

平成21年(2009年)10月から第5ブロック(容量114,715m³)の供用を開始し、沼ノ端クリーンセンターの破砕施設で処理を行った「燃やせないごみ」や「大型ごみ」等の埋立処分を行っています。

④し尿・雑排水等処理施設(西町下水処理センター内)

西町下水処理センター内に施設があり、平成30年度(2018年度)は、し尿12,786キロリットル、浄化槽汚泥等3,953キロリットルの処理を行っています。

処理手数料については、し尿50リットルにつき322円(下水道処理区域内)、244円(下水道処理区域外)となっています。また、浄化槽汚泥については、50リットルにつき170円となっています。

3 市が収集するごみ〈家庭から出されるごみ〉

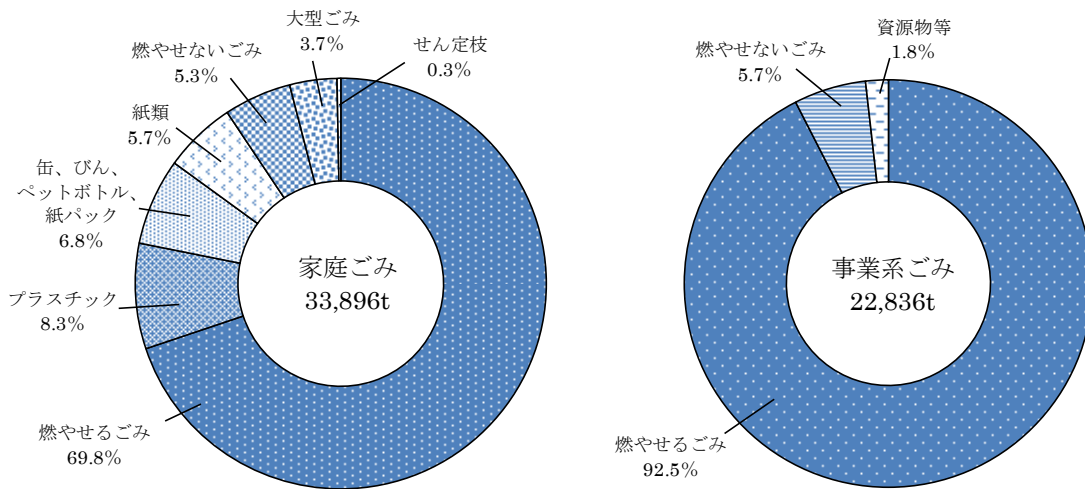
ごみの種類	有料・無料の区分・内容・収集回数など	
燃やせるごみ	指定 有料	<ul style="list-style-type: none"> ・調理時のごみ、木類、その他燃やせるもの。 ・1週間に2回収集。 ※おむつ類（紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、お尻拭き、介護用清浄綿、ストーマ用装具）は透明・半透明の別袋にて無料で収集。
燃やせないごみ	指定 有料	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類、ガラス、陶磁器類、小型の電気製品など。 ・1か月に1回収集。
有害ごみ	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・電池、ガス缶、スプレー缶、ライター、水銀式血圧計・体温計 ・1週間に2回収集。
缶・びん・ペットボトル・紙パック	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶、スチール缶、ガラスびん、ペットボトル、紙パック。 ・1か月に2回収集。
プラスチック	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器包装及びプラスチック単体の製品で汚れを落としてあるもの。 ・1週間に1回収集。
紙類	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・主要古紙、紙パック、汚れている紙、ホイル紙などを除く紙。 ・1か月に2～3回収集。
せん定枝	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭樹木をせん定した枝で1m以内に切り揃えひもで束にしたもの。 ・電話申込みをし、戸別収集。
大型ごみ	有料	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出される家具や電気製品(家電4品目以外)などのうち、最大容量の指定ごみ袋に収めることができず、最大の辺の長さまたは径が2m以下で、かつ重量が100kgに満たないもの。 ・電話申込みをし、戸別収集。

4 市が収集しないごみ

ごみの種類	処分の方法
事業活動に伴って出されるごみ	自己搬入か市の許可業者に依頼
オートバイ・ピアノ・耐火金庫・バッテリー・消火器・薬品類・ガスボンベ・ガソリン・廃油・危険物(多量のマッチ・花火等)	取扱店等に依頼
スプリング入りマットレス及びソファー	市の許可業者または販売店に依頼
車のタイヤ	市の許可業者または販売店に依頼
家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機) ※平成 13 年(2001 年)4 月 1 日から収集しない品目へ	市の許可業者または販売店に依頼
家庭系廃パソコンのうち、CRT ディスプレイ(ブラウン管モニター) ※平成 15 年(2003 年)10 月 1 日から収集しない品目へ	パソコンメーカーへ依頼※

※家庭系廃パソコンのうち、CRT ディスプレイ(ブラウン管モニター)以外のパソコン・パソコン周辺機器(デスクトップ本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ)は、市内の公共施設に設置している「使用済み小型電子機器回収専用ボックス」でも回収しています。

5 ごみの量(平成30年度(2018年))



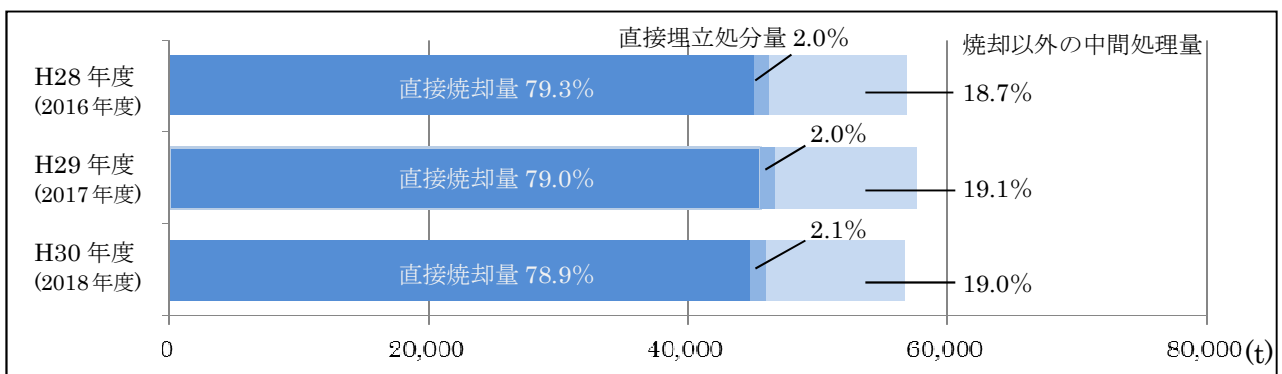
燃やせるごみ	23,656t(69.8%)
プラスチック	2,823t(8.3%)
缶、びん、ペットボトル、紙パック	2,320t(6.8%)
紙類	1,917t(5.7%)
燃やせないごみ	1,800t(5.3%)
大型ごみ	1,266t(3.7%)
せん定枝	115t(0.3%)

燃やせるごみ	21,120t(92.5%)
燃やせないごみ	1,291t(5.7%)
資源物等	425t(1.8%)

※事業系ごみの総量は不法投棄 41t 含む。
※端数処理の関係から、内訳の合計と総量が一致しません。

市民 1 人が 1 日に出す家庭ごみ	542g
--------------------	------

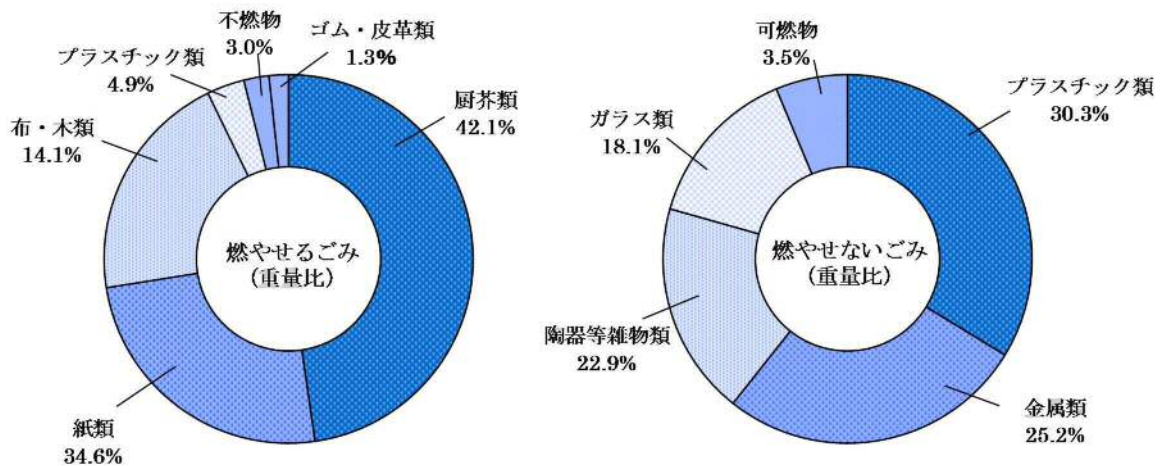
■ 3か年のごみ処理量(一般廃棄物のみ)



※端数処理の関係から、合計が 100%にならない部分があります。

年度	直接焼却量	直接埋立処分量	焼却以外の中間処理量	計
H28(2016)	45,143t	1,104t	10,664t	56,911t
H29(2017)	45,528t	1,131t	11,002t	57,661t
H30(2018)	44,776t	1,169t	10,787t	56,732t

6 ごみの内訳(平成30年度(2018年度))



※燃やせるごみの「紙類」のうち28.0%は、汚れの付着等により再生が困難なものとなっています。

7 春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」

環境美化及び清掃意識の高揚を図ることを目的として、昭和62年度(1987年度)より春・秋の大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定めています。平成24年度(2012年度)からは「ゼロごみの日」と改称し、町内会、企業、学校等が自主的・自発的に参加し、まちぐるみで一斉に付近の道路・公園・空き地等の清掃活動を行っています。

■参加者数(平成30年度(2018年度))

実施時期	参加人数	ごみの量
春(4月)	11,026人	22t
秋(10月)	13,990人	17t

8 ごみの広域処理

北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき平成13年(2001年)7月から安平・厚真行政事務組合(安平町・厚真町)のごみを受け入れ、処理しています。

9 その他

(1) ダイオキシン類対策

各焼却施設のダイオキシン類の測定結果は次のとおりとなっています。

■焼却炉排ガス中のダイオキシン類の測定結果及び焼却量(平成30年度(2018年度))

施設名	測定年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	法規制基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	焼却量
糸井清掃センター	休炉につき焼却実施なし	—		—
沼ノ端クリーンセンター1号炉	H30(2018).8.24	0.0011	1以下	99.92t
沼ノ端クリーンセンター2号炉	H30(2018).7.27	0.00033		100.28t

(2) ごみ有料化

平成14年(2002年)1月から大型ごみの有料化を実施し、平成25年(2013年)7月には料金の改定を行いました。また、平成25年(2013年)7月から家庭ごみの有料化を実施しました。

改定後 (平成25年(2013年)7月～)	大型ごみ	処理料金は大きさに応じて1m以下のものが300円、1mを超え2m以下のものが600円の2段階 ※処理手数料シールは、1枚300円で販売し、600円の品目には2枚使用
	家庭ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ1リットルにつき2円

(3) 事業系ごみの自己処理

1日平均30リットル未満の事業系一般廃棄物は、市が無料で収集運搬していましたが、平成12年(2000年)7月1日から全ての事業系一般廃棄物を許可業者収集又は自己搬入として事業者の責任を明確にしたほか、全て有料としました(市が徴収する処理料金は、10kgにつき140円)。

(4) ごみ袋

平成25年(2013年)7月開始の家庭ごみ有料化に伴い、5、10、20、30、40リットルの5種類の有料指定ごみ袋を販売しています。

(5) 排出マナーの徹底

収集車で「053の歌」^{ゼロゴミ}を放送するなど排出マナーを常時PRしています。

併せて、クリーンとまこまいの全戸配布や広報とまこまい、ごみ収集カレンダー、チラシの折り込み、出前講座、子ども向け「環境戦隊 053 ファイブ」などの取組みを実施しています。

(6) 苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とPR

平成10年(1998年)10月に条例を施行し、市内全域において空き缶、吸殻などのぽい捨てを禁止しています。

平成16年(2004年)9月に美化推進員制度から、トマコマイ・クリーンアップ・サポーター制度へ活動を移行し、全市的な“ぽい捨て防止活動”を展開しています。

また、平成28年(2016年)4月1日付で、土地所有者の責務の追加や、違反した者に対する指導・勧告及び命令ができることとするなど、一部条例改正しました。

なお、この条例の施行に伴い、5月30日をごみゼロの日とし、イベントの開催や新たなぽい捨て防止看板の設置を行い、ぽい捨て防止の促進と啓発活動に努めています。

10 資源リサイクルの概要

ごみとして捨てるものの中にはまだまだ使用できるものや、資源として回収できるものがたくさん含まれており、本市では平成25年(2013年)7月から家庭ごみ有料化や紙類資源化など、様々な施策を行っています。

また、町内会等の団体において、資源回収等の活動が積極的に行われており、その活動がより効率的かつ全市的に広がるよう以下の取組みを行っています。

(1) 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

ごみの減量、資源化を全市的な運動とすることを目的に、資源回収登録団体の組織として設立しました。協議会では、集団回収活動が効率よく行われるよう情報提供及び資源回収団体の拡大などを行っており、また、リサイクルに対する知識を深めるため、再資源化企業の視察研修なども実施しています。

①資源回収団体の登録制度

地域住民の自発的な集団回収が効率的に実施されるよう回収団体を登録制にし、市と団体の連携強化を行っています。

■資源回収団体登録数及び資源回収量(平成30年度(2018年度))

資源回収団体登録数	資源回収量
248 団体	5,358t

②リサイクルハウス設置事業助成制度

集団回収活動による資源物の一時保管場所として「リサイクルハウス」設置に係る助成制度を実施しています。

■リサイクルハウス設置助成数(平成31年(2019年)3月31日現在)

設置助成数
45 台

③資源回収団体奨励金制度

平成20年度(2008年度)から資源の有効利用を行っている資源回収団体に対し、新聞1円/kg、雑誌・ダンボール2円/kgの奨励金の助成を実施しました。なお、平成25年度(2013年度)から対象品目にアルミ類・びん類・紙パックを追加し、奨励金単価を一律3円/kgに拡充しました。

■資源回収団体奨励金助成団体数及び交付金額(平成30年度(2018年度))

助成団体数	交付金額
225 団体	15,945,498 円

(2) 苫小牧上質古紙リサイクル推進会議

古紙のうち、新聞・雑誌類は、その大部分がリサイクルされていますが、OA用紙など上質古紙については、分別や秘密保持の点から回収率が低い状況にあります。

このため、事業所・団体・行政から成る組織を設置し、上質古紙のリサイクルを実施しています。

なお、平成30年(2018年)10月から上質古紙の回収は「苫小牧上質古紙リサイクル協同組合」へ移行しました。

■苫小牧上質古紙リサイクル協同組合資源回収量(平成30年度(2018年度))

資源回収量
394 t

(3) 生ごみの減量・堆肥化

①生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト・密閉式容器)及び電動生ごみ処理機購入者に対して助成を行っています。

■生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成実績

(平成31年(2019年)3月31日現在)

種 類	助成個数		備 考
	平成30年度 (2018年度)	累 計	
生ごみ堆肥化容器	60 個	9,655 個	コンポスト 56 個、密閉式容器 4 個
電動生ごみ処理機	9 台	462 台	

②電動生ごみ処理機貸出事業

電動生ごみ処理機を使用してもらい、その効果を実感してもらう事で処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理(堆肥化)による減量を推進する事業を平成24年度(2012年度)から実施しています(貸出期間は最大1ヶ月で、処理機6台を申込順に無料貸出)。

③苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭及び事業者から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを微生物等により分解し、生ごみの減量化を推進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を平成30年（2018年）6月より開始しました。

■苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成実績(平成31年（2019年）3月31日現在)

種 類	助成個数		備 考
	平成30年度 (2018年度)	累 計	
キエーロ	15 個	15 個	
トラッシュファミリー	75 台	75 台	

(4) 拠点回収による減量化の取組み

ごみの減量と資源の有効利用促進を図るため、市内公共施設やスーパー等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施しています。

■拠点回収リサイクル品目と回収実績(平成30年度（2018年度）)

回収品目	解 説	回収量
古着・古布	家庭から排出される古着・古布について、平成21年度（2009年度）から拠点回収を行い、ウエス（工業用ぞうきん）にリサイクルする事業を実施しています。	50,267kg
廃食油	家庭から排出される廃食油について、平成19年（2007年）11月から拠点回収を行い、車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施しています。	25,380 リットル
古紙類	集団回収等に出し忘れた、もしくは家庭内に保管場所がない主要古紙（新聞・雑誌・ダンボール）について、平成23年（2011年）10月から公共施設に回収拠点（リサイクルボックス）を設置して、リサイクルする事業を実施しています。	207,015 kg

使用済み 小型電子機器	家庭から排出される使用済み小型電子機器やその付属品について、平成 24 年（2012 年）4 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	34,251kg
	東京 2020 オリンピック・パラリンピックのメダルを、全国から集めた携帯電話やパソコン等のリサイクル金属からつくる「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に、平成 29 年（2017 年）7 月から参加しました。 なお、メダル製作に必要な金属類を確保できる見通しが立ったため、このプロジェクトは平成 31 年(2019 年) 3 月 31 日をもって終了しました。	381 kg
使用済み 蛍光管	家庭から排出される使用済み蛍光管について、平成 25 年（2013 年）7 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	7,655 kg

（5）レジ袋削減に関する協定締結

平成 20 年（2008 年）5 月に事業者と苦小牧消費者協会、苦小牧市の三者による協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいます。

■レジ袋削減協定締結数(平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在)

協定締結数
7 事業者（25 店舗）

（6）エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみの減量と循環型社会の構築を目指して、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して苦小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施しています。

■エコストア認定店舗数(平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在)

認定店舗数
26 店舗

(7) ペットボトルのキャップ回収

資源の有効利用、特に子どもたちの社会福祉貢献への関心を目的に、平成19年(2007年)8月から市内小中学校等を通じてペットボトルのキャップ回収をはじめました。集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいる NPO 法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。

■ペットボトルキャップ回収量及び寄付額(平成30年度(2018年度))

キャップ回収量	寄付額
7,383kg	45,487円

(8) 使用済み割り箸リサイクル

平成19年(2007年)6月から使用済み割り箸の回収をはじめました。「港まつり」や「スケートまつり」などのイベントや市役所内から排出される割り箸を製紙会社へ搬送、資源として再利用しています。

■使用済み割り箸回収量(平成30年度(2018年度))

回収量
161kg

(9) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報「とまこまい」や出前講座などを通して、ごみの減量・リサイクルの啓発に努めるとともに、小・中学生副読本を作成し、次世代市民への環境教育も行っています。

■ごみの減量・リサイクルに対する啓発(平成30年度(2018年度))

実施内容	実績(実施回数・配布数等)
生ごみ減量講習会・出前講座の開催	77回
市民説明会「エコライフ情報局」の開催	5回
小学生副読本の配布	1,741冊
中学生副読本の配布	1,617冊

(10) リサイクルプラザ苫小牧の市民開放

平成11年(1999年)4月にオープンした「リサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具・自転車などを修理・販売するとともに、紙すきや石鹼作り、リサイクルのイベントなどの市民の自主的活動に施設を開放しているほか、平成27年度(2015年度)からは053(ゼロごみ)リユース文庫を開設し、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■リサイクルプラザ苫小牧来館者数(平成30年度(2018年度))

来館者数
26,919人

第4章 苫小牧市環境基本計画

第1節 概要

1 計画改定の背景

本市では、平成15年(2003年)3月、「苫小牧市環境基本条例(平成11年7月制定)」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を策定し、計画期間の終了に伴い、平成25年(2013年)2月、平成30年(2018年)3月に計画の全面改定を行っています。平成20年(2008年)には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域の温室効果ガスの排出抑制を行うため、「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、平成30年(2018年)3月の改定では、多様化・複雑化する環境問題に効率的に取り組んでいくために、環境基本計画と地球温暖化対策地域推進計画の両計画を統合する形で改定を行い「苫小牧市第3次環境基本計画」を策定しています。

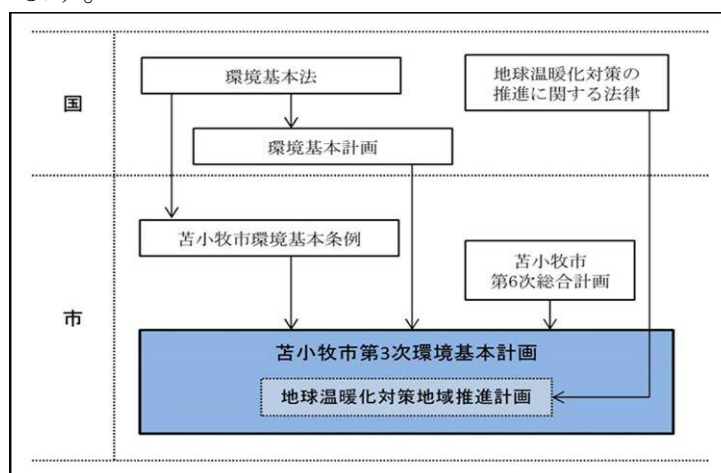
2 目的

苫小牧市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全及び創造に関わる取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

3 計画の位置づけと期間

苫小牧市環境基本条例第9条に基づき、国の環境基本計画などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造に関連する各分野の基本的な計画と連携を図り、本市における環境行政の長期的な施策の目標及び基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となっています。

計画の期間は、上位の計画となる苫小牧市総合計画の計画期間と合わせることであり、互いに整合性を図るため、平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの10年間としています。



4 計画の構成

本計画の構成は、目指すべき環境を実現するために、5つの分野と基本目標を設定し、それぞれに基本施策、各主体の具体的な取組みにより構成しています。

目指すべき環境	分野及び基本目標	基本施策	市の主な具体的取組
地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれるまち とまごまい	安全安心快適なまち		
	(1)健康で安全安心な生活環境を確保する	①公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公害防止協定の導入 ➤ 公害苦情に対する適切な対応 ➤ 環境監視及び情報提供など
		②水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水源の監視と清掃 ➤ 水源の森林保全など
	(2)潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る	①身近な自然環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園や街路樹等の整備・維持 ➤ 緑化普及支援など
		②環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不法投棄の未然防止 ➤ ごみ排出マナーの改善対策 ➤ 環境美化活動支援など
	人と自然が共生するまち		
	(1)人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する	①自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定外来生物の調査及び捕獲 ➤ 自然環境保全地区の保全など
		②自然保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然とふれあい学ぶ機会の提供
	(2)緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ	①緑の育成と保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 開発行為に対する規制・指導など
	資源を大切にすまち		
	限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める	①ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 4Rの推進 ➤ ごみ分別と減量の周知・啓発 ➤ 事業系ごみの減量など
		②資源の有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生ごみ資源化の普及 ➤ 資源物拠点回収の推進 ➤ 分別徹底の周知及び啓発など
	みんなで環境に取り組むまち		
	(1)環境を学び、大切にす心を育む	①環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境学習機会の提供など
	(2)よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる	①市民・事業者・周辺地域との連携づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 苫小牧市環境基本計画推進会議による事業の実施など
	地球環境にやさしいまち		
環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める	①省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用省エネルギーシステムの導入支援 ➤ 省エネルギーの普及啓発など 	
	②新エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用新エネルギーシステムの導入支援など 	

事業者のみなさんの主な具体的取組	市民のみなさんの主な具体的取組
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係法令や公害防止協定を遵守し、環境負荷の低減に努めましょう ➤ 近隣住民に配慮した事業活動に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常生活における騒音や悪臭などにより、近隣に迷惑をかけないよう配慮しましょう ➤ 野焼きなど、ごみの不法な焼却はやめましょう
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水源の保全と保護に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「安全でおいしい水」への理解を深めましょう
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所敷地内の緑化に努めましょう ➤ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 花や緑により敷地の環境美化に努めましょう ➤ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令に基づき適正に廃棄物処理を行いましょ ➤ 市や地域の清掃活動に参加協力をしまし 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょ ➤ ごみの排出マナーを守りましょ ➤ 市や地域の清掃活動に参加協力をしまし
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業活動において、生態や生息地への配慮を行いましょ ➤ 企業内の自然保護意識の向上に努めましょ ➤ 森林などの開発の際には法令を遵守しまし ➤ 自社の森林や緑地の保全に努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 身近な自然環境を大切にしまし ➤ 自然環境保護活動に参加協力をしまし ➤ 自然保護への理解を深めましょ ➤ 森林の仕組み・働きを理解しまし ➤ 森林などへの不法投棄はやめましょ
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみの適正な分別と再資源化に努めましょ ➤ 梱包材や容器などの再利用に努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみの適正な分別について知識を深めましょ ➤ 食品ロスの削減に努めましょ ➤ 買物の際には、マイバックを持参しまし
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業内の適正なりサイクルに努めましょ ➤ 環境配慮商品の取扱いや購入に努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生ごみの堆肥化に努めましょ ➤ 資源の有効利用に努めましょ ➤ リサイクルについて知識を深め実践しまし
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校や地域での環境教育への協力を努めましょ ➤ 企業内の環境意識の向上に努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境学習に積極的に参加しまし
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域での環境保全活動への参加協力を努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の環境保全活動に積極的に参加しまし
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー型設備・機器の導入に努めましょ ➤ 既存機器の効率的な使用に努めましょ ➤ エコドライブの推進に努めましょ ➤ 石油・石炭などの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に努めましょ ➤ 新エネルギーシステムの導入に努めましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー性能の高い機器の導入に努めましょ ➤ 家庭内での省エネルギーに努めましょ ➤ 低公害車・低燃費車の導入に努めましょ ➤ 太陽光発電システムなど新エネルギーシステムの導入に努めましょ

5 計画の推進体制

推進主体は、市、事業者及び市民です。それぞれが条例で掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進することとします。

(1) 市役所内部における計画推進体制

「環境」は、その範囲はとても広く、環境部局単独での目標の実現は困難です。そのため、庁内の関係部署との連携を強化し、他の計画との整合性を図りながら、総合的に推進していくものとします。

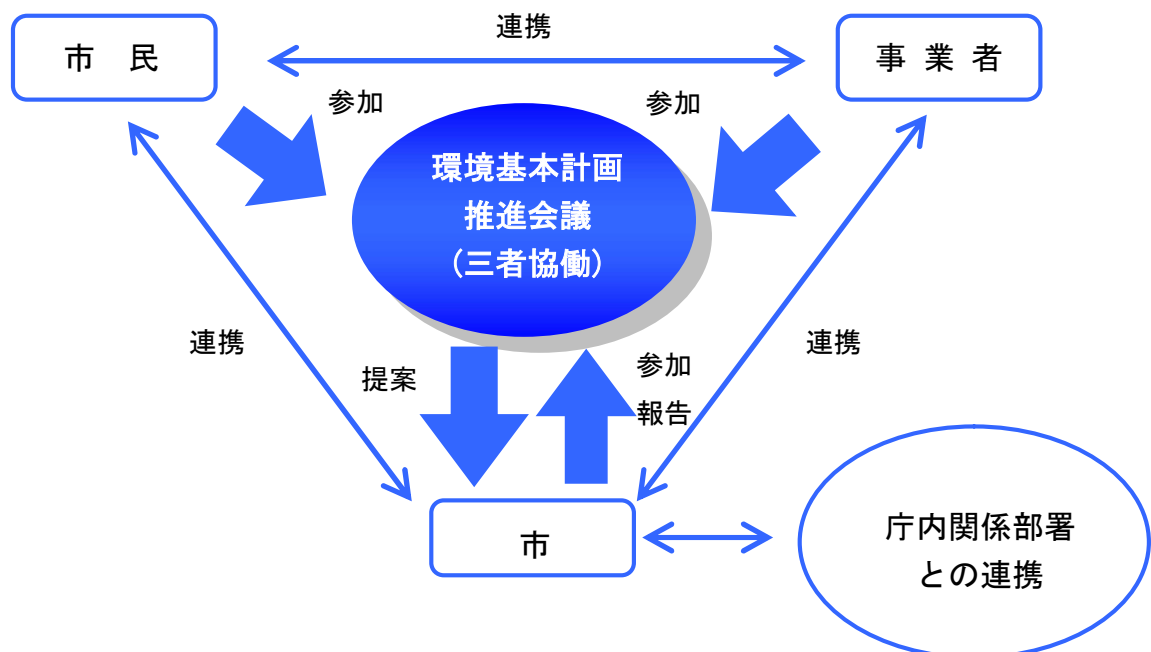
(2) 市、事業者及び市民による計画推進体制

計画の目標実現のために必要不可欠なのが、市、事業者及び市民の連携です。このため、市、事業者及び市民で構成される「苫小牧市環境基本計画推進会議」にて、計画の推進を図っていきます。

(3) 関係機関及び他市町村との連携

苫小牧市だけでは解決が難しい広域的な対応を必要とする施策については、国や北海道並びに関係する市町村や機関と連携した取組みを行っていきます。

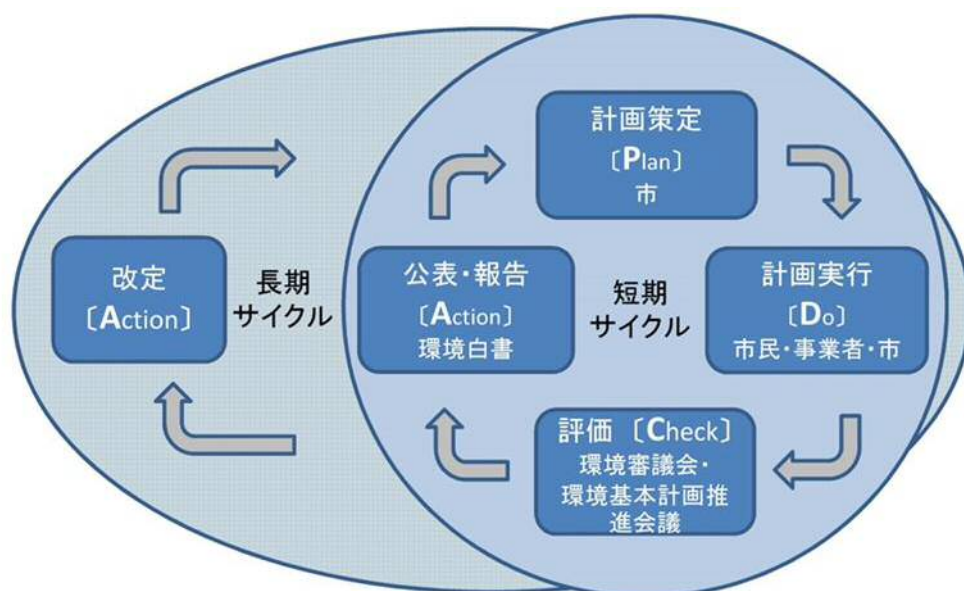
また、国や北海道の進める環境施策に協力するとともに、必要に応じて、苫小牧市の環境保全推進のための要望を行います。



6 計画の進行管理

進行管理にあたっては、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルにより行います。

短期サイクル（年度）では、策定した計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）、公表・報告（Action）を行い計画を推進します。進捗状況の点検は環境審議会、環境基本計画推進会議により行い、環境の現況は環境白書により公表します。また、長期サイクル（計画期間）では、目標の達成状況や計画の評価を行い、必要に応じた改定を行います。



第2節 目標達成の指標

1 目標達成の指標

計画の進捗度を評価するために、目標達成の指標として数値による定量目標と苫小牧市総合計画策定に向けた市民意識調査結果を進捗状況の指標としており、市民意識調査結果では「満足」「やや満足」「普通」の合計割合を満足度として評価し目標値を設定しています。

2 目標の達成状況

目標達成の指標のうち、市民意識調査結果の満足度による指標は、次期総合計画改定に向けた市民意識調査結果満足度との比較による評価となります。その他の指標に関する進捗状況は以下のとおりです。

《安全安心快適なまち》

市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水質などの項目について、達成指標を設定し環境の保全に取り組んでいます。

■大気

項目	達成指標	達成状況
大気汚染 常時監視結果	すべての測定地点 で環境基準達成	光化学オキシダントについて、全ての測定局で環境基準未達成となっております。 その他の測定項目は環境基準を達成しています。

■水質

項目	達成指標	達成状況
河川の 水質測定結果	すべての測定地点で 生活環境項目（BOD） の環境基準達成	評価方法が定められている生物化学的酸素要求量BODについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	すべての測定地点で 健康項目の環境基準 達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
海域の 水質測定結果	すべての測定地点で 生活環境項目（COD） の環境基準達成	評価方法が定められている化学的酸素要求量CODについて、1地点で環境基準未達成のほかは、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	すべての測定地点で 健康項目の環境基準 達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。

■騒音

項目	達成指標	達成状況
環境騒音 測定結果	すべての測定地点 で環境基準達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
自動車騒音 測定結果		一部の測定地点で環境基準及び要請限度を超過しました。
航空機騒音 常時測定結果		全ての測定地点で環境基準を達成しています。

■振動

項目	達成指標	達成状況
道路交通振動 測定結果	すべての測定地点 で要請限度値未満	全ての観測地点で要請限度を達成しています。

■悪臭

項目	達成指標	達成状況
悪臭に係る 立入調査	立入測定を行った事業所のすべてにおいて規制基準値超過0件	延べ4事業場の立入測定を実施したうち、1事業場の調査で一部規制基準値の超過が見られました。

《人と自然が共生するまち》

豊かな自然を守り人と自然が共生していくために、自然にふれあう機会の提供を行い自然保護に対する意識向上を図るための取組みを行っています。

指標	基準値 2016年	目標値 2022年	2018年
各小学校における「自然ふれあい教室」及び「いのちの授業」の実施回数、人数	55回、2,023人	60回、2,200人	35回、2,151人

《資源を大切にするまち》

これまでごみの分別の徹底や家庭ごみの有料化などによる、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んできました。ごみ減量化に向け3項目について目標値を設定し取組みを行っています。

指標	基準値 2016年	目標値 2022年	2018年
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	539g(2016)	525g	542g
事業系ごみ排出量	22,800t	21,700t	22,836t
リサイクル率	30.8%	32.5%	31.4%

《みんなで環境に取り組むまち》

環境保全の推進を図るためには、市、事業者及び市民それぞれの取り組みが必要です。三者で構成する環境基本計画推進会議による啓発活動によって市民意識の向上を目指した取り組みを行っています。

指 標	基準値	目標値	2018年
環境基本計画推進会議事業参加者数	年間80名 (過去10年平均)	年間100名	161名

《地球環境にやさしいまち》

地球温暖化を防止するため、国の対策・施策を中心とした取り組みを推進し、二酸化炭素の排出削減を目指しますが、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の変動による影響を受けない、エネルギー消費量を目標値として設定しています。

なお、エネルギー消費量は国（経済産業省）が公表する統計資料を用い算定しており、公表時期が2年半程度遅れることから本市の現況についても同様に遅れることとなります。

本市のエネルギー消費量は2015年度61,369TJとなっており、基準年度比2.4%の増加となっています。部門別では産業部門、家庭部門が増加しており、増加の要因は製造品出荷額増や世帯数の増加などが考えられます。

エネルギー消費量の目標値及び現況値（2015年度）は以下のとおりです。

(単位:TJ)

部 門	2013年度 (基準年度)	2015年度		目 標		基準年度比削減率	
		消費量	基準年度比	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度
産業部門	48,380	50,176	3.7%	46,703	45,536	△3.5%	△5.9%
業務部門	3,395	3,285	△3.2%	3,305	3,242	△2.7%	△4.5%
家庭部門	4,586	4,648	1.3%	4,322	4,133	△5.8%	△9.9%
運輸部門	3,181	2,895	△9.0%	2,788	2,507	△12.4%	△21.2%
廃棄物部門	402	366	△8.9%	330	316	△17.9%	△21.4%
合 計	59,944	61,369	2.4%	57,448	55,734	△4.2%	△7.0%

※端数処理の関係から、実際の計算結果と一致しない場合があります。

第3節 施策の実施状況

1 安全安心快適なまち

(1) 健康で安全安心な生活環境を確保する

施策 ① 公害の未然防止

産業型公害の未然防止のため、引続き各種環境監視を継続し、事業者に対する規制を行い、市民の健康及び安全な生活を守ります。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
企業の新規立地の際には、必要に応じて事前協議を行い、公害の未然防止に努めます。 (港湾・企業振興課)	環境保全対策が必要な工場などの受け入れに際しては、苫小牧市企業立地審議会において事前の評価・判断を実施します。平成30年度は1件該当案件があり、審議会が開催されました。	市民・学識経験者から成る審議会委員により、公害防止協定の締結など環境保全対策に万全を期すよう事業者へ意見され、市に対して答申書が提出されました。審議会により適切な判断・評価が行われました。
公害防止設備の導入や改善のための支援に努めます。 (商業振興課)	公害防止設備の導入や改善を行う中小企業者等に対して、事業活動に伴って発生する公害を処理又は防止するための施設設備資金及び環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設設備資金により、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。	中小企業者等に対し環境設備資金調達の後押しとなっています。
市民などから寄せられる身近な公害苦情について、解決に向けて適切に対応します。 (環境保全課)	35件の苦情が寄せられましたが、現地調査や発生源に対する指導を行う等、適切に対応しました。	市民の健康、安心・安全・快適な住環境の維持につながりました。

<p>航空機騒音の軽減のため、国などに対して要請を行います。 (空港政策課)</p>	<p>空港周辺の各町内会員で構成している「苫小牧市航空機騒音対策協議会」の要望活動により、10月24日に協議会委員8名と共に北海道防衛局、航空自衛隊千歳基地等、10月25日～26日に協議会委員5名と共に国土交通省、防衛省に対し、騒音軽減や防音工事に関する要望活動を行いました。11月22日に協議会を開催し、要望活動の報告、検証を行いました。</p>	<p>航空機騒音の実態や地域の要望などを国に直接伝えることが出来ました。今後も生活環境向上のため、要望活動を継続していく必要があります。</p>
<p>市内の環境状況把握のため、各種監視測定を行うとともに、ホームページや環境白書等で広く情報を提供します。 (上下水道部計画課) (環境保全課)</p>	<p>市内事業所84箇所の排水の水質検査を実施しました。 (上下水道部計画課) 大気、騒音等の監視を行い、ホームページや環境白書等により情報提供を行いました。 (環境保全課)</p>	<p>水質基準値不適合事業所に対する改善指導により、水質保全が図られました。 (上下水道部計画課) 大気、騒音等の状況については、広く市民周知ができました。 (環境保全課)</p>
<p>公害の主要発生源となる企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めます。 (環境保全課)</p>	<p>立地予定企業との公害防止に係る事前協議や公害防止協定締結35社全ての立入調査を行い、公害の未然防止に努めました。</p>	<p>公害防止協定締結企業の立入調査や指導及び立地企業との公害防止に係る事前協議により、公害の未然防止が図られました。</p>
<p>アスベストについては、関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。 (環境保全課)</p>	<p>大気汚染防止法の届出受理や立入検査、届出対象外の解体工事に対するアスベスト事前調査の確認等を行い、大気中への飛散防止対策を図りました。</p>	<p>立入検査時の指導や、事前調査結果の確認によりアスベストの大気中への飛散防止が図られました。</p>
<p>環境汚染事故の際に適切な対応を行うため、関係機関や部署との連携強化に努めます。 (危機管理室)</p>	<p>環境汚染事故に関する対応については、庁内関係部署による情報共有を徹底するほか、必要に応じて危機管理室も現地調査に立ち会うなど正確な情報収集及び関係機関との連携強化に努めました。</p>	<p>庁内関係部署との連携強化により迅速な事故対応が可能となり、結果として汚染範囲の拡大防止や早期復旧につながっています。</p>

<p>下水道施設の適正な維持管理や水処理により、河川や海域への水質保全に努めます。 (下水道計画課) (ゼロごみ推進課)</p>	<p>処理水の水質3項目、BOD(10mg/L以下)、SS(30mg/L以下)、大腸菌群数(2000個/mL以下)に管理値を設定し管理しています。 (下水道計画課) し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽設置整備事業を2件実施しました。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>適切な維持管理により、公共用水域(河川・海域)に放流される処理水の水質の安定に効果があり、平成30年度の実績値(速報値)は、BOD5.8mg/L、SS10mg/L、大腸菌群数8個/mLであり、周辺水域の水質保全に役立っています。 (下水道計画課) 対象地域の市民ニーズを把握し、事業を継続します。 (ゼロごみ推進課)</p>
<p>下水道について理解と関心を高めるため啓発に努めます。 (上下水道部総務課)</p>	<p>各下水処理センターにおいて、小学校を対象とした施設見学会や、西町下水処理センターにおいて親子見学会を実施しました。</p>	<p>普段目にすることの出来ない下水道のしくみについて関心を持っていただき、自由研究の題材として提供することができました。</p>

施策 ② 水源の保全

「苫小牧のおいしい水」は、私たちの生活に欠かせない貴重な財産です。この水を守るために、周辺から悪影響を受けることなく、水源を保全するとともに、おいしい水ができる要素の一つである森林の重要性に鑑み、森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持増進を図っていきます。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
定期的なパトロールによる監視や清掃の実施により水源保護に努めます。 (錦多峰浄水場) (高丘浄水場)	週1回のパトロールによる監視を実施しました。また、勇振取水場、幌内取水場及び錦多峰取水場の清掃を延べ7回実施しました。	水源の保護及び取水場の保全により、安全でおいしい水道水を守ることにつながりました。
「安全でおいしい水」への理解を深めるよう啓発に努めます。 (上下水道部総務課)	浄水場施設見学や市民対象の水道施設バス見学会の実施及び「とまチョップ水」を活用したイベントなどで、「おいしい水」のPRを図りました。	「蛇口の向こう側を見てみよう」との趣旨から、各見学会で「おいしい水」が出来るまでの工程を興味深く見学していただきました。また、「とまチョップ水」を活用して「おいしい水」のPRを図った結果、9万本を超える販売・配布実績となりました。
森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持のため、関係法令や「苫小牧市水道水源の保護に関する指導要綱」に基づいた水源保護に努めます。 (上下水道部整備課) (錦多峰浄水場)	指導要綱に基づく水源保護地域内で、取水場水質に影響を及ぼす可能性のある事業を行う事業者に対し、必要な措置を講じるよう要請しました。	事業者との連携により、取水場水質は良好に保たれました。
市民・事業者との連携による水源の保全に努めます。 (錦多峰浄水場)	関係団体及び事業者で構成する「水を汚染から守る会」で、取水河川（錦多峰川）流域での清掃活動を春と秋2回実施しました。	延べ151人が参加し、不燃ごみ1,400Kg、粗大ごみ370Kg、その他廃棄物（テレビ10台、ホイール付タイヤ5本）を回収しました。

(2) 潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る

施策 ① 身近な自然環境の充実

緑化は景観の向上につながるだけでなく、空気の浄化や身近な自然とふれあう場、学習の場にもなります。このように緑化は様々な役割を果たすことから、地域ぐるみで適正に保全・育成を推進します。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
公園などの身近な自然とふれあえる場の整備や適正な維持管理に努めます。 (道路河川課) (緑地公園課)	公園と隣接する水辺の親水空間を利用しやすく整備し、定期的にパトロールを行い、浚渫・清掃などを実施しました。(道路河川課) 公園や緑地、植樹帯を適正に維持管理したほか、公園の再整備により、みどりを身近に感じる環境を整えました。(緑地公園課)	水辺で遊ぶ子どもが増え、散歩での利用者も増えました。 (道路河川課) 自然と身近にふれあえる、良好な環境が保全されました。 (緑地公園課)
市民植樹祭の実施など、まちぐるみで緑化活動を行う機会の提供に努めます。 (緑地公園課)	美沢市有林において市民植樹祭を実施しました。90人の市民が参加し、1,655本のカラマツの苗木を植樹しました。	自然環境への意識向上と、良好な環境づくりが図られました。
町内会や各種団体などと連携し、花や緑による環境美化に努めます。 (緑地公園課)	町内会など22団体に緑化資材を提供しました。	自然と身近にふれあえる、良好な環境づくりが図られました。
「まちを緑にする会」などと連携し、市民への緑化普及・支援に努めます。 (緑地公園課)	「花づくり講習会」や「花壇コンクール」など、市民参加の緑化イベントを開催しました。	自然環境への意識向上と、良好な環境づくりが図られました。

<p>市民・企業の緑化活動に対する支援に努めます。 (港湾・企業振興課) (緑地公園課)</p>	<p>苫小牧市企業立地振興条例に基づく緑化助成制度を周知し、緑化保全を推進しました。また、工場立地法に基づく申請を受理し、工場立地に係る環境保全の適正化を図りました。(港湾・企業振興課) 市民3団体に緑化活動資金を助成しました。(緑地公園課)</p>	<p>平成30年度は緑化助成制度の該当がありませんでした。工場立地法については、3社の申請があり、その際に環境保全の指導を行いました。法に基づく適正な工場立地により、環境保全が図られました。(港湾・企業振興課) まちの環境美化が図られました。(緑地公園課)</p>
--	---	--

施策 ② 環境美化の推進

市、事業者、市民とのパートナーシップの形成を図り、互いに協力し合い意見や考えを協議、反映できるシステムと実践の場をつくり、環境美化を進めます。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>関係機関との連携やパトロールの実施、市民からの情報提供により、警告看板や監視カメラなどを設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>国・道等の関係機関と監視カメラの導入や抑止看板の設置などについて協議し、実施しました。 また、警察と連携した投棄者対応を行うなど、不法投棄撲滅に努めました。</p>	<p>監視カメラの導入による効果が年々増しており、発生件数も多いときに比べ半分ほどに減少しています。今後も継続し、不法投棄ゼロを目指します。</p>
<p>家庭ごみ戸別収集の段階的導入に向け、モデル区域での試行を通して検証を行います。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>家庭ごみの適正な分別の促進及び高齢者や障がい者への新たな福祉サービスを目的に、平成28年7月から平成30年6月までの2年間、市内一部地域をモデル地区として戸別収集を試行し、想定されるメリット及びデメリットの検証を行いました。</p>	<p>苫小牧方式の収集方法として、当面は「ステーション収集を軸とし、一部戸別収集を併用する」こととし、地域住民からの要望によっては折りたたみステーションへの切り替えにより対応した結果、収集作業にかかる負担の軽減と不適正排出の抑制に効果がありました。</p>

<p>「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、共同住宅におけるごみ排出マナー向上に努めます。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>平成30年度は「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」会議を1回開催しました。ごみの排出管理が良好な共同住宅を「共同住宅優良ごみステーション」として認定しています。</p>	<p>「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」と連携し、啓発パンフレットの配布や、ごみステーションの見回りを行い、共同住宅入居者の分別意識の向上が図られました。</p>
<p>春と秋の大掃除やごみ拾い大作戦など、市民参加型のイベントを行い、まちぐるみで環境美化活動を推進します。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>4月15日～5月14日、10月1日～10月31日を大掃除月間として町内会、事業所等317団体(25,016名)により河川付近も含めた清掃活動を実施しました。また、各団体に対し、ごみ袋の提供及び廃棄物の収集等の支援を行いました。</p>	<p>市民の清掃意識の高揚が図られ、まちの環境美化につながりました。</p>
<p>ぼい捨て防止対策の強化と、市民や事業者などの環境美化活動への支援に努めます。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>新たなぼい捨て防止看板の設置を行い、ぼい捨て防止の促進と啓発活動に努めました。</p>	<p>市民の清掃意識の高揚が図られ、まちの環境美化につながりました。</p>

2 人と自然が共生するまち

(1) 人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する

施策 ① 自然環境保全

自然環境の豊かさや健全性を表す指標の一つが、野生生物の多様性です。多種多様な野生生物と共生できる環境を目指します。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
環境被害が確認された特定外来生物の調査及び捕獲に努めます。 (環境生活課)	アライグマ 180 頭の捕獲を行いました。また、生息状況に関する調査を実施しました。	在来生物の生態系や生息環境を維持し、農業被害の低減が図られました。
美々川流域等のすぐれた自然地域や自然環境保全地区などの保全に努めます。 (環境生活課)	市内 5 か所ある市自然環境保全地区の清掃や巡視活動を実施し、保全に努めました。	良好な自然景観や緑地を形成している地区及び動物の生息地について保全が図られました。
地域の自然生態系の現況を周知し保全に努めます。 (環境生活課)	「いのちの授業」や「自然ふれあい教室」他、エゾシカやアライグマに関する捕獲・調査を実施しました。	自然生態系について周知され、保全が図られました。

施策 ② 自然保護の推進

環境学習の機会は、自然保護を推進する上で大変重要です。自然とふれあい学ぶ場の充実に努めます。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
自然観察会や傷病鳥獣救護ボランティア講座など、自然とふれあい学ぶ機会の提供に努めます。 (環境生活課)	市民探鳥会に 26 名の参加、ウトナイ湖漁業体験に 57 名の参加のほか、野生生物に学ぶ救護セミナーを 2 回実施し、延べ 91 名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。

(2) 緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ

施策 ① 緑の育成と保護

本市では森林の市域（都市計画区域外を含む）に占める割合が60%以上にも及びます。環境汚染物質の吸収、酸素の生産、自然災害の防止、様々な野生生物の生息地、木材資源の供給など非常に大切な役割を果たしており、これらの機能が十分発揮できる生き生きとした森林をつくり出すことを目指します。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
森林などの開発行為に対して、適正な規制と指導を行います。 (環境生活課) (緑地公園課)	苫小牧市自然環境保全条例の周知とともに、審査・指導及び8件の開発行為許可を行い、自然環境の維持に努めました。 (環境生活課) 34件の伐採届出を受け、適正な実施の指導を行いました。 (緑地公園課)	適正な規制と指導により、自然環境の保全が図られ、快適な生活環境を維持することができました。
市有林の維持管理を行います。 (緑地公園課)	下草刈りを実施し、樹木の生育環境を整えました。	災害防止など、森林が持つ公益的機能が保たれました。
森林を守るため、山火事防止の促進や病虫害などの防除に努めます。 (緑地公園課)	林野火災予消防対策協議会の開催や樹木を食害する野ねずみ駆除を行いました。	山火事予防の意識向上と森林被害を防ぐことができました。

3 資源を大切にすまち

限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める

施策 ① ごみの減量化

ごみに関する情報の提供と共有により地域ぐるみでごみの減量を進めます。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
4Rの推進を図ります。 (ゼロごみ推進課)	市内小中学校、町内会や市民団体などに対して、出前講座77回、市民説明会5回、各種イベント11回を実施しました。5月30日の「ごみゼロの日」においても啓発活動を行いました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進につながりました。
生ごみ3きり運動を推進します。 (ゼロごみ推進課)	市内小中学校、町内会や市民団体などに対して、出前講座77回、市民説明会5回、各種イベント11回を実施しました。5月30日の「ごみゼロの日」においても啓発活動を行いました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進につながりました。
ごみ分別と減量について、広報誌やホームページ等による情報提供及び出前講座・各種イベントによる周知啓発の充実を図ります。 (ゼロごみ推進課)	ごみの分別やリサイクルの方法などを具体的に広報とまこまいやホームページに掲載し、市民周知に努めました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進につながりました。
事業系ごみ減量に向け、排出事業者及び収集運搬業者に対し、適正な分別・処理方法について周知等を行います。 (ゼロごみ推進課)	事業系ごみの減量と分別啓発を進めるために、職員による展開調査を実施しました。事業系ごみ分別・処理ガイドブックを更新し、市内事業所に配布しました。また、事業系ごみ分別にかかる説明会を開催し、企業・市民周知に努めました。	説明会や展開調査を通じ、分別(収集)の実態を把握し、指導や今後の周知のあり方を検討しました。

施策 ② 資源の有効利用の推進

空き缶・空きびん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類の資源回収など資源が循環するシステムづくりを推進します。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
リサイクルプラザ苫小牧において、各種情報の提供、体験講座やイベントを実施し、意識啓発に努めます。 (ゼロごみ推進課)	再生品展示販売会や 053 (ゼロごみ) リユース文庫、イベント等について広報とまこまいやホームページを活用し周知しました。また、来場者にリサイクルに関する情報提供を行いました。	体験講座など市民が自主的に活動する場を提供できました。今後もリサイクルに関する講座の開設に取り組みます。
生ごみの減量に向け、コンポスト容器等の購入助成や、生ごみ分解容器「キエーロ」の普及などに努めます。 (ゼロごみ推進課)	広報とまこまいやホームページ等により市民周知を行い、コンポスト 56 個、EM 密閉式容器 4 個、電動生ごみ処理機 9 個の購入助成を行いました。	市民のリサイクルに対する意識が高まり、生ごみの減量化・資源化につながりました。
生ごみの資源化に向けた施策の調査・研究を進めます。 (ゼロごみ推進課)	家庭ごみの組成における燃やせるごみのうち、約 5 割を生ごみが占めており、家庭ごみにおいて生ごみの減量が、今後のごみ排出量削減の重要な要素となるため、先進都市の視察を行いました。	先進都市の視察など、引き続き調査・研究に努めます。
建設リサイクル法による届出の周知と指導に努めます。 (建築指導課)	建設リサイクル法に基づく届け出を 296 件、通知 197 件受け付けました。	資源の再利用化が図られました。
古着古布等の拠点回収の推進に努めます。 (ゼロごみ推進課)	市の公共施設 7 か所に設置し、「綿 50%以上」と「それ以外の布」の 2 種類に分けて回収を行いました。	市民のリサイクルに対する意識が高まり、ごみの減量化・資源化につながりました。
家庭及び事業所から排出される資源物の分別徹底の周知に努めます。 (ゼロごみ推進課)	定期的に沼ノ端クリーンセンター内において職員による搬入調査を行いました。また、平成 30 年 10 月に事業系ごみ分別処理ガイドブックを更新し、企業を対象とした説明会を開催しました。	不適正排出者には直接口頭指導も行い、市民及び企業市民のリサイクルに対する意識が高まり、ごみの減量化・資源化につながりました。

<p>リサイクル製品やグリーン製品の普及啓発に努めます。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>リサイクルプラザ苫小牧において再生品展示販売会や 053 (ゼロごみ) リユース文庫、イベント等について広報とまこまいやホームページを活用し普及に努めました。また、来場者にリサイクルに関する情報提供を行いました。</p>	<p>体験講座など市民が自主的に活動する場を提供できました。今後もリサイクルに関する講座の開設に取組みます。</p>
--	---	--

4 みんなで環境に取り組むまち

(1) 環境を学び、大切に作る心を育む

施策 ① 環境教育の推進

環境学習は、環境の現状を知り、仕組みを理解するだけでなく、日常生活のなかで実践する意義を見出すことにもつながっています。そのため、従来の学校教育、家庭教育や生涯学習といった枠を超えた取組みが必要です。

■具体的な行動の実施状況(平成 30 年度 (2018 年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>小中学生を中心とした次世代市民に対し、環境教育副読本の配布や「いのちの授業」などの出前講座を実施し環境教育の充実を図ります。 (環境生活課) (ゼロごみ推進課) (環境保全課)</p>	<p>苫小牧市教育研究所環境教育研究委員会の協力により、小学生副読本・中学生副読本をそれぞれ作成、各小中学校へ配布しました。 また、「いのちの授業」を 20 回実施し、延べ 1,220 名が参加しました。</p>	<p>小学 4 年生と中学 1 年生の授業等で用いられており、次世代を担う若年層への啓発となりました。 「いのちの授業」では、自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。</p>
<p>小中学校省エネ行動教育プログラム事業を行います。 (教育部総務企画課)</p>	<p>小学校 24 校、中学校 14 校が実施校として、学校全体で省エネ活動に取り組めました。</p>	<p>児童・生徒が省エネ型の生活習慣を身に付け、環境問題への意識を高めることが出来ました。今後も環境教育の一環として、取組みを継続します。</p>

<p>各種出前講座や体験学習会などを実施し、広く環境学習機会の提供に努めます。</p> <p>(環境生活課) (ゼロごみ推進課) (環境保全課)</p>	<p>小中学校において出前講座 12 回、夏冬の自由研究所イベント 8 回、幼稚園・保育園にて寸劇を交えた環境戦士 053 ファイブを 3 回実施しました。</p> <p>「自然ふれあい教室」を 15 回開催し、延べ 931 名が参加しました。</p>	<p>環境学習の出前講座の中でも、ごみの減量と分別、リサイクルは受講者も多く、ごみの減量化・資源化につながりました。</p> <p>「自然ふれあい教室」では、自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。</p>
--	--	---

(2) よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる

施策 ① 市民・事業者・周辺地域との連携づくり

市民一人ひとりが環境問題は身近で自身の問題であると認識し自主的な取組みを進める必要があります。また、ごみの広域処理など周辺地域との連携をさらに強化しなければなりません。

■具体的な行動の実施状況(平成 30 年度 (2018 年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>環境保全活動推進のため、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。</p> <p>(環境生活課) (ゼロごみ推進課) (環境保全課)</p>	<p>各事業・イベントなどの情報を市ホームページや広報とまこまいに掲載しました。</p>	<p>広報誌、フェイスブックを活用することで、より多くの方々に効果的な情報発信をすることができました。</p>
<p>ごみ出しが困難な高齢者世帯や障がい者世帯を支援するため、「ふれあい収集」を推進します。</p> <p>(ゼロごみ推進課)</p>	<p>日頃のごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障がい者等 654 世帯を対象に、声掛けを行いながら訪問する「ふれあい収集」を実施しました。</p>	<p>自立した生活を営むための在宅サービスの支援につながりました。</p>
<p>「苫小牧市環境基本計画推進会議」による事業を実施します。</p> <p>(環境保全課)</p>	<p>苫小牧市環境基本計画推進会議を 3 回開催し、5 つの事業を実施しました。</p>	<p>市民、事業者、市との三者による会議で、各種事業を企画・運営し、環境への取組みを実践することができました。</p>

<p>ごみの広域処理やリサイクルなど、周辺地域と連携し取組みを推進します。 (ゼロごみ推進課)</p>	<p>焼却に伴うダイオキシンの恒久的対策として、高度な排ガス処理施設を有する 24 時間連続運転の大規模な焼却施設で処理することが必要であるため、苫小牧市、安平町、厚真町の 3 市町村で連携して取り組んでいます。</p>	<p>施設規模に見合うごみ量の確保と建設費等の経済的側面から、引続き 3 市町村での連携を強化していきます。</p>
---	--	--

5 地球環境にやさしいまち

環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める

施策 ① 省エネルギーの推進

産業活動や日常生活などにおいて、環境負荷の低減やエネルギーの効率的な利用を行うために、省エネルギーの推進を進めていきます。

■具体的な行動の実施状況(平成 30 年度 (2018 年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>エコオフィス宣言を募り、優良な取組事例をホームページで紹介します。 (環境保全課)</p>	<p>ホームページや各種事業において周知を行い、新たに 43 件の宣言がありました。</p>	<p>省エネに率先して取り組む事業所が増え、CO₂削減が推進されました。</p>
<p>国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。 (環境保全課)</p>	<p>ホームページに各機関による省エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。</p>	<p>事業者における省エネルギーの開発・導入が促進されました。今後も掲載を継続します。</p>
<p>低利融資制度による中小企業に対する省エネ設備・機器や低公害車の導入支援に努めます。 (商業振興課)</p>	<p>公害防止設備の導入や改善を行う中小企業者等に対して、事業活動に伴って発生する公害を処理又は防止するための施設設備資金及び環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設設備資金により、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。</p>	<p>導入を希望する中小企業者等に対して低利な資金調達を可能としています。</p>

<p>環境マネジメントシステムや省エネ無料診断など、省エネルギーに関する情報提供に努め、事業者の自主的な行動を促します。 (環境保全課)</p>	<p>ホームページのリンクに掲載しました。</p>	<p>より多くの事業者が積極的に環境への取組みを行うことが必要であることから、導入促進が図られていると判断しています。</p>
<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の周知と規制・指導に努めます。 (建築指導課)</p>	<p>建築物省エネ法の届出が 51 件あり、建築物省エネ基準に関わる適合の合否を確認しました。</p>	<p>建築物の省エネルギー性能の向上が図られました。</p>
<p>一般家庭での省エネルギーシステムの導入や断熱改修などのリフォーム支援に努めます。 (環境保全課) (建築指導課)</p>	<p>省エネルギーシステムの導入補助に 361 件、住宅耐震・リフォーム支援事業へは 79 件を受け付けました。</p>	<p>住宅用太陽光発電システム 35 件、エコキュートへ 74 件、エコジョーズへ 182 件、エコフィールへ 70 件、外壁の張替え 29 件、窓サッシ交換 11 件、ボイラー交換 9 件などの省エネ設備の導入が促進されました。今後も助成については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組みを継続します。</p>
<p>低炭素建築物認定制度の周知に努めます。 (建築指導課)</p>	<p>低炭素建築物認定申請が 4 件あり、低炭素建築物に関する法律による認定の合否を確認しました。</p>	<p>建築物の二酸化炭素排出の抑制が図られました。</p>
<p>家庭内での省エネルギー推進のため啓発に努めます。 (環境保全課)</p>	<p>節電や省エネルギーに対する意識を高め、温室効果ガス削減への取組みを促進するため、平成 30 年 8 月及び 11 月の 2 ヶ月の各家庭における電気使用量モニターを募集し「わが家の節電コンテスト 2018」を開催しました。29 世帯参加のもと、使用量・削減率部門それぞれ上位 3 世帯を表彰しました。</p>	<p>当市においても削減目標を設定しており、国との役割分担のもと、目標達成に向けた取組みが必要であるため、市民一人ひとりの削減行動の呼びかけとして継続します。</p>

<p>地域公共交通の維持・確保及び利用促進に努めます。 (まちづくり推進課)</p>	<p>イベント時に公共交通の利用啓発ポスターを掲出しているほか、市内幼稚園、小学校、高等学校とバス事業者が連携したデコレーションバスを運行しました。また、「たるまえサンフェスティバル」において「バスの日」イベントを開催しました。</p>	<p>ポスターの掲出や、デコレーションバスの運行を通じて、公共交通機関への親しみやすさを感じてもらい、利用啓発が図られました。</p>
<p>エコドライブの普及推進に努めます。 (環境保全課)</p>	<p>パンフレットやホームページによる周知やドライブシミュレーターを使用した体験型講座（エコライフ情報局）を開催し、新たに 159 件のエコドライブ宣言が得られました。 6 月の「環境月間」には、市職員の意識向上と取組みの再認識を目的に「エコドライブのすすめ」を実施しました。</p>	<p>エコドライブシミュレーターなどの体験を通して、市民への啓発となりました。また、エコドライブを実践することで CO₂ 排出削減につながりました。</p>

施策 ② 新エネルギーの導入推進

本市が設置・運営する各公共施設への新エネルギー利用を推進するとともに、新エネルギーについて情報提供を行い、事業者及び市民への利用促進をすすめていきます。

■具体的な行動の実施状況(平成30年度(2018年度))

市の行動指針	実施内容	効果など
水素エネルギーなど新エネルギーの導入促進のための調査・研究に努めます。 (工業・雇用振興課) (環境保全課)	国・道が主催する会議やセミナー等に参加し、情報収集を行いました。	国・道・自治体などで実施している再生可能エネルギーの導入実例について、情報を収集することができました。
新エネルギーシステムの導入支援に努めます。 (環境保全課)	住宅用太陽光発電システムへ35件、また、省エネ機器エコキュートへ74件、エコジョーズへ182件、エコフィールへ70件助成しました。	住宅用太陽光発電システムをはじめ、各種設備の導入が促進され区域の温室効果ガス排出量削減が図られました。 今後も助成については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組みを継続します。
国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。 (環境保全課)	ホームページに各機関による新エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。	事業者における新エネルギーの開発・導入を促進しました。 今後も掲載を継続します。

第4節 協働による計画の推進

市、事業者及び市民で構成する「苫小牧市環境基本計画推進会議」において、苫小牧市環境基本計画の推進事業を行っています。

平成30年度（2018年度）は会議を3回、5つの事業を開催しました。事業内容は次のとおりです。

（1）せせらぎスクール

自然とふれあい学ぶ機会を充実し、多様な野生生物の理解を深めることを目的に、8月3日（金）にオートリゾート苫小牧アルテン内を流れる覚生川にて開催しました。

小学生以下の子ども17人（ほか保護者11人）が参加し、講師を市環境保全課職員が務め、水生生物の採取や水質状況調査等を行い、環境保全の大切さを学びました。

（2）ウトナイ湖漁業体験

自然景観の中で活動することを通じて、水辺の環境を保全する意識の醸成を目的として、8月26日（日）ウトナイ湖にて市民57名の参加により開催しました。

この事業は、環境生活課との共催により実施し、サンクチュアリレンジャーよりウトナイ湖の自然についての説明を受け、その後湖畔での地引網体験や簡易水質測定を行い、自然環境の保護の大切さについて学びました。

（3）親子森林整備体験「秘密基地を作ろう！」

次世代を担う子どもたちに自然環境保全への関心を高めてもらうことを目的として、10月28日（日）イコロの森にて開催しました。

小学生以下の子ども19人、保護者13人が参加し、いぶり自然学校スタッフの指導のもと、森林環境を維持するための間伐の必要性、作業手順について説明を受け実際に間伐作業を行い、その後切った木を組み合わせ秘密基地の作成を行いました。最後に暖房用の薪やチップとして再利用するための作業を行い、環境保護の必要性と資源の再利用について学びました。

（4）エコ企業見学会

環境負荷低減に努める企業の技術や取組みを学び、環境保全の必要性を再認識していただくことを目的としたバスツアーを1月12日（土）に株式会社Jファーム苫小牧、苫小牧港開発株式会社にて開催しました。

小学生以下の子ども14人、保護者14人が参加し、Jファーム苫小牧では、天然ガス・木質バイオマスなどの多様なエネルギー源やエネルギー消費により発生する二酸化炭素を利用し季節を問わず野菜の栽培を行う環境に配慮した技術について、苫小牧港開発では、モーダルシフトや企業としての温暖化対策の取組について説明を受け、事業者の環境負荷低減の取組みについて学びました。

(5) 親子でエコ・クッキング教室

省エネルギーの推進、環境教育・環境学習の充実と普及を図ることを目的に、2月23日(土)に市民活動センター調理室にて、小学生以下の子ども8人、保護者8人の参加により開催しました。

講師として北海道地球温暖化防止活動推進員の宮森芳子氏を迎え、地球温暖化防止についてのミニ講座実施後、余熱を利用し地元食材を使用した3品目を作り、環境に優しい省エネ調理法を学びました。

資料編

【参考 1】環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号

項目	基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 10μm 以下のものをいう。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
- 4 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5 環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

■大気汚染常時監視測定結果の評価方法

区分	評価方法	対象物質
短期評価	測定を行った日について、1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較し評価を行う。	二酸化窒素、微小粒子状物質を除く
長期評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値（但し、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする）について評価を行う。	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
	年間にわたる1日平均値の98%値について評価を行う。	二酸化窒素

- (注) 1 「2%除外値」とは、1年間に得られた日平均値を値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて、2%目の日数に1を加えた日数に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた8番目の日平均値が2%除外値となる。
- 2 「98%値」とは、1年間に得られた日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、低い方から98%目に該当するのは、358番目の日平均値となる。

■微小粒子状物質測定結果の評価方法

区分	評価方法
短期基準による評価	年間 98 パーセンタイル値を日平均値として選択し評価を行う。
長期基準による評価	測定結果の1年平均値について評価を行う。

- (注) 「パーセンタイル値」とは、率 (percent、%) と下からの順位 (percentile) を意味する。

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
改正 平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
AA	<ul style="list-style-type: none"> 水道1級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの） 自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びA以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	50MPN /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> 水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの） 水産1級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用） 水浴及びB以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> 水道3級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの） 水産2級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用）及びC以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	25mg/L 以下	5,000MPN /100mL 以下
C	<ul style="list-style-type: none"> 水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用） 工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）及びD以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	50mg/L 以下	—
D	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水2級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの） 農業用水及びEの欄に掲げるもの 	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	100mg/L 以下	—
E	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水3級（特殊の浄水操作を行うもの） 環境保全（日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度） 	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—

- (注) 1 基準値は日間平均値とする。
2 BODの年間評価は75%水質値で評価する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

②湖 沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数
AA	<ul style="list-style-type: none"> 水道1級(ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの) 水産1級(ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用) 自然環境保全(自然探勝等の環境保全)及びA以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	50MPN /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> 水道2、3級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作または前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの) 水産2級(サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用水産3級の水産生物用) 水浴及びB以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	7.5mg/L 以上	5mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> 水産3級(コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用) 農業用水及びCの欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	15mg/L 以下	—
C	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの) 環境保全(日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度) 	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	・自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	・水道 1,2,3 級（特殊なものを除く） ・水産 1 種（サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用） ・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	・水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	・水産 2 種（ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用）及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	・水産 3 種（コイ、フナ等の水産生物用） ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

③海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物等 (油分等)
A	<ul style="list-style-type: none"> 水産1級（マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用） 水浴 自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びB以下の欄に掲げるもの 	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出され ないこと
B	<ul style="list-style-type: none"> 水産2級（ボラ、ノリ等の水産生物用） 工業用水及びCの欄に掲げるもの 	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全（沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度） 	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種除く） 	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	<ul style="list-style-type: none"> 水産1種（底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される） 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種除く） 	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	<ul style="list-style-type: none"> 水産2種（一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される）及びIVの欄に掲げるもの（水産3種除く） 	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	<ul style="list-style-type: none"> 水産3種（汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される） 工業用水 生物生息環境保全（年間を通して底生生物が生息できる程度） 	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行う。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

3 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号
改正 平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 44 号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
	米 0.4mg/kg 以下	銅	土壌 125mg/kg 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
有機リン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
	土壌 15mg/kg 未満	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		

(注) 1 1mg/L は、検液中の濃度（mg/kg は、農用地での米・土壌の濃度）。

- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検出されないこと」とは、検液を定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号
改正 平成26年11月17日環境省告示第127号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号
改正 平成21年3月31日環境省告示第11号

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	公共用水域及び地下水について適用する
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の底質について適用する
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

- (注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 2 大気及び水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 騒音に係る環境基準

生活環境の保全及び人の健康に関する環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次に掲げるとおりである。

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号
改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

7 航空機騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、次のとおりとする。

昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号
改正 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準評価方法が、うるささ指数 (WECPNL) から時間帯補正等価騒音レベル (Lden) に変更となった。

2 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

【参考2】指針値・要請限度

1 大気汚染に係る指針値

(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値：指針値)

平成15年9月30日環境省通知
改正 平成26年4月30日環境省通知

項目	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1年平均値が $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ひ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

(注) 指針値とは、有害性評価にかかるデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指針や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

2 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引続き知見の集積に努める物質。

平成5年4月28日環境庁通知
改正 平成21年11月30日環境省通知

項目	公共用水域 指針値	地下水指針値	項目	公共用水域 指針値	地下水指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	フェノブカルブ	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	イプロベンホス	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン	—	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	ニッケル	—	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下	0.07mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—
プロピザミド	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下

3 自動車騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区域区分	時間の区分	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合、道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間において 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る）

b 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く）

c 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

4 道路交通振動に係る要請限度

昭和 63 年北海道告示第 317 号

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8～19 時）	夜間（19～8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 第 1 種区域：昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

第 2 種区域：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

【参考3】悪臭物質と規制基準

1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度

(単位:ppm)

臭気強度 臭気の強さ 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	やっと感 知できる におい	何のにおい であるか がわかる 弱いにおい		楽に感知 できる におい		強い におい	強烈な におい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注) 太線内は法の規制基準の範囲、臭気強度 2.5 は本市の規制基準を示している。

2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制

北海道では、事業場から発生する悪臭により周辺的生活環境が損なわれている際の行政指導の効果的な推進を図るため、昭和 59 年（1984 年）に「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定しました。

この要綱では、官能試験法（悪臭の程度を人の嗅覚により判定する試験法）により求められる臭気指数を指導基準値としており、本市における指導基準値は下表に示すとおりとなっています。

■要綱に基づく指導基準値

区分	指導基準値（臭気指数）
敷地境界	10
気体排出口	30

（注） 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

【参考4】法・条例による届出状況

1 大気関係

(1) ばい煙及び粉じん発生施設届出数

(平成31年(2019年)3月31日現在)

施設名		電気事業法等に基づく届出			大気汚染防止法に基づく届出			北海道公害防止条例に基づく届出	苫小牧市公害防止条例に基づく届出
		工場	事業場	計	工場	事業場	計		
ばい煙発生施設	ボイラー	19		19	220	291	511		338
	ガス発生炉				2		2		
	焙焼炉				1		1		
	金属溶解炉				26		26		
	金属加熱炉				59		59		
	石油加熱炉				15		15		
	触媒再生炉				1		1		
	硫黄回収用燃焼炉				2		2		
	焼成炉				4		4		
	乾燥炉				24		24		
	電気炉				1		1		
	廃棄物焼却炉				1	9	10		
	塩素反応施設				6		6		
	鉛溶解炉				1		1		
	ガスタービン	1	9	10	3		3		
	ディーゼル機関	11	28	39	8	8	16		
ガス機関		6	6						
	アンモニア肥料の製造用合成施設							1	
粉じん発生施設	堆積場				32	8	40	14	
	ベルトコンベア・バケットコンベア				30	11	41	269	
	破砕機・摩砕機				15	1	16	24	
	ふるい				4		4	17	
	分級機							7	
	セメントサイロ・ホッパー 削片板製造施設・チッパー							4 17	
計		31	43	74	455	328	783	353	338

(2) ばい煙及び粉じん発生施設届出工場・事業場数 (平成31年(2019年)3月31日現在)

電気事業法等 に基づく届出		大気汚染防止法 に基づく届出		北海道 公害防止条例 に基づく届出	苫小牧市 公害防止条例 に基づく届出
工場	事業場	工場	事業場		
10	34	93	145	40	177

2 水質関係

水質汚濁防止法届出状況

(平成31年(2019年)3月31日現在)

業種別	排水量 50m ³ /日		特定 事業場数	特定 施設数	排水量 千 m ³ /日
	以上	未満			
畜産農場	1	1	2	20	0.1
食料品製造業	2	2	4	13	0.0
木材・木製品製造業	1		1	1	0.4
紙・パルプ又は紙化工品製造業	3		3	162	614.8
無機化学工業製品製造業	1	1	2	6	7.2
発酵工業	1		1	10	7.0
有機化学工業製品製造業	2		2	10	1.8
石油精製業	1		1	8	440.0
ガラス又はガラス製品製造業		1	1	3	0.0
セメント・セメント製品製造業		8	8	20	0.0
砂利採取業		3	3	7	0.0
鉄鋼業		1	1	2	0.0
非鉄金属製造業	1		1	1	4.7
金属製品製造業	2	1	3	19	8.5
自動車・自動車付属品製造業	4	2	6	590	3.8
上水道施設	2		2	30	1.8
下水道施設	3		3	91	66.2
娯楽施設	1		1	2	0.4
医療機関	1		1	60	0.2
一般廃棄物処理施設	1		1	1	0.7
産業廃棄物処理施設	2		2	21	13.0
有害物質使用・貯蔵施設		15	15	34	0.0
計	29	35	64	1,111	1,170.6

3 騒音・振動関係

(1) 騒音・振動発生施設の届出状況

(平成31年(2019年)3月31日現在)

特定施設の種類	騒音規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(騒音)	振動規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(振動)
金属加工機械	46	182	43	166
空気圧縮機及び送風機	890	1,491	—	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	26	39	27	48
織機	0	—	0	0
建設用資材製造機械	19	16	—	1
穀物用製粉機	0	19	—	—
木材加工機械	122	98	9	8
抄紙機	12	7	—	—
印刷機械	30	2	8	2
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0
鋳造型機	0	0	1	0
圧縮機	—	—	277	488
遠心分離機	—	—	—	15
コンクリート製品製造機械	—	—	1	13
ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機	—	—	0	0
計	1,145	1,854	366	741
工場・事業場の数	164	132	111	124

(注)「—」は、届出対象外であることを表す。

(2) 騒音・振動発生施設の届出状況

(平成31年(2019年)3月31日現在)

特定施設の種類の	苫小牧市公害防止条例に基づく届出数
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン	1
ディーゼル発電機	4
冷凍機	377
丸のこ盤・帯のこ盤	25
かんな盤	18
グラインダー	27
せん断機	14
機械プレス	6
送風機	334
コンプレッサー	364
計	1,170
工場・事業場の数	152

(3) 特定建設作業の届出状況(平成30年度(2018年度))

騒音規制法に基づく届出	件数	振動規制法に基づく届出	件数
くい打機を使用する作業	3	くい打機を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して建物等を破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	25	舗装版破碎機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	3	ブレーカーを使用する作業	19
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0		
バックホウを使用する作業	0		
トラクターショベルを使用する作業	0		
ブルドーザーを使用する作業	0		
計	31	計	21

4 悪臭関係

悪臭発生施設の届出状況(道条例)

(平成31年(2019年)3月31日現在)

施設名	施設数
飼料又は肥料製造用施設	10
紙・パルプ又は紙加工品製造用施設	35
ゴム製品製造用熱処理施設及び焼却施設	9
計	54
工場・事業場の数	8

5 ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法の届出状況

(平成31年(2019年)3月31日現在)

届出種別	特定施設の種別	事業所数	施設数
大気施設	製鋼用電気炉	1	1
	アルミニウム合金製造施設	5	14
	廃棄物焼却炉	7	14
	計	13	29
汚水施設	クラフトパルプ等製造用塩素系漂白施設	2	6
	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設等	2	17
	計	6	25

【参考5】公害防止協定

1 締結状況(35社と締結)

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道電力(株)苫東厚真発電所	○			昭和52年9月 (1977年)	電力
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	○			昭和55年4月 (1980年)	原油備蓄
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○			昭和56年10月 (1981年)	原油備蓄
いすゞエンジン製造北海道(株)	○			昭和57年6月 (1982年)	自動車用エンジン製造
苫東コールセンター(株)浜厚真事業所	○			昭和58年7月 (1983年)	石炭取扱い
(株)サニックスエナジー苫小牧発電所	○			平成13年4月 (2001年)	電力
アイシン北海道(株)	○			平成18年7月 (2006年)	自動車用部品製造
(株)北海道ダイキアルミ苫小牧工場	○			平成19年9月 (2007年)	アルミニウム二次地金製造
合同酒精(株)苫小牧工場	○			平成20年3月 (2008年)	アルコール製造
(株)ダイナックス苫小牧地区工場	○			平成29年4月 (2017年)	自動車・船舶等部品製造
北海道パワーエンジニアリング(株)苫小牧共同火力発電所		○		昭和51年3月 (1976年)	電力
北海道電力(株)苫小牧発電所		○		昭和51年3月 (1976年)	電力
王子製紙(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月 (1976年)	紙・パルプ製造
日本製紙(株)北海道工場勇払事業所		○		昭和51年3月 (1976年)	紙・パルプ・セルロースパウダー製造
出光興産(株)北海道製油所		○		昭和51年3月 (1976年)	石油精製
JX 金属苫小牧ケミカル(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月 (1976年)	産業廃棄物処理
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所		○		昭和51年3月 (1976年)	鋼材等製造
			○	平成21年6月 (2009年)	
北海道曹達(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月 (1976年)	液体苛性ソーダ等製造

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
(株)イワクラ苫小牧臨海工場		○		昭和 63 年 7 月 (1988 年)	パーティクルボード製造
			○	昭和 55 年 11 月 (1980 年)	
トヨタ自動車北海道(株)		○		平成 3 年 5 月 (1991 年)	自動車用部品製造
王子ネピア(株)苫小牧工場		○		平成 6 年 5 月 (1944 年)	紙製造
エスケイ産業(株)勇払 LNG 製造所		○		平成 19 年 7 月 (2007 年)	液化天然ガス製造
(株)鈴木商会苫小牧アルミ工場		○		平成 20 年 5 月 (2008 年)	アルミニウム二次地金製造
豊通スメルティングテクノロジー(株)		○		平成 20 年 7 月 (2008 年)	溶融アルミニウム製造
日本 CCS 調査(株)		○		平成 26 年 5 月 (2014 年)	学術研究試験施設
苫小牧バイオマス発電(株)		○		平成 27 年 1 月 (2015 年)	電力
北海道石灰化工(株)苫小牧工場			○	昭和 53 年 1 月 (1978 年)	生石灰・消石灰製造
岩倉化学工業(株)			○	昭和 56 年 5 月 (1981 年)	ホルマリン・接着剤製造
大成産業(株)苫小牧工場			○	昭和 57 年 7 月 (1982 年)	木材加工品製造
(株)トマウエーブ苫小牧工場			○	平成 9 年 4 月 (1997 年)	肥料製造・廃棄物処理
DIC 北日本ポリマ(株)北海道工場			○	平成 10 年 9 月 (1998 年)	合成樹脂製造
日本軽金属(株)苫小牧製造所			○	平成 14 年 4 月 (2002 年)	アルミニウム製品製造
新酸素化学(株)苫小牧工場			○	平成 15 年 6 月 (2003 年)	過酸化水素水製造
光生アルミ北海道(株)			○	平成 20 年 12 月 (2008 年)	アルミニウム製品製造
ウッドファイバー(株)			○	平成 21 年 2 月 (2009 年)	木材加工建材製造

2 協定値

(1) 7者協定(事業者と北海道・苫小牧市・千歳市・安平町・厚真町・むかわ町が締結)

①大気に係る協定値

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1号機	152	184	39	—	—
	2号機	251	318	94	—	—
	4号機	103	106	22	—	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所		6.8	4.2	4.3	—	—
(独)石油天然ガス金属鉱物資源機構		10.2	5.8	5.8	—	—
いすゞエンジン製造北海道(株)		0.4	3.2	1.6	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	1号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
	2号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
アイシン北海道(株)		—	10.3	5.5	—	—
(株)北海道ダイキ アルミ苫小牧工場	溶解炉	0.44	0.14	0.18	—	0.9
	回転炉	0.43	0.18	1.00	—	0.9
	5t 溶解炉	0.36	0.15	0.12	—	0.9
合同酒精(株)苫小牧工場		3.87	1.90	0.72	—	—

(注) 大気協定値で示す「m³N」は、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状況における量に換算した量。

②水質に係る協定値

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	4,100 (1,24号機合計)	6.0~ 8.0	—	—	17	—	17	—	1	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
(独)石油天然ガス 金属鉱物資源機構	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
いすゞエンジン 製造北海道(株)	600 (300m ³ /日以下 は下段)	6.0~ 8.0	25	20	25	20	25	20	5	4
		6.0~ 8.0	60	50	60	50	60	50	5	4
苫東コールドセンター(株) 浜厚真事業所	—	6.0~ 8.0	—	—	20	—	30	—	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	254	5.8~ 8.6	—	—	30	—	25	—	1	—
アイシン北海道(株)	500	5.8~ 8.6	25	20	25	20	25	20	3	2
合同酒精(株) 苫小牧工場	9,573	5.0~ 9.0	—	—	20	—	30	—	10(植物) 3(鉱物)	—

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)		大腸菌 群数 (個/cm ³)	アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸及び硝酸化合物 (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	3,432	5.8~ 8.6	80	70	80	70	5	—	3,000	4

(2) 3者協定(事業者と北海道・苫小牧市が締結)

①大気に係る協定値

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道パワーエンジニアリング(株) 苫小牧共同火力発電所	年平均排出量	290	88	11	—	—
	日平均排出量	415	125	15	—	—
北海道電力(株)苫小牧発電所	年平均排出量	170	110	10	—	—
	日平均排出量	215	138	13	—	—
王子製紙(株)苫小牧工場	年平均排出量	420	270	90	—	—
	日平均排出量	470	300	100	—	—
	1号スラッジ ボイラー	—	—	—	17	1.0
	6号ボイラー	—	—	—	330	0.1
日本製紙(株) 北海道工場勇払事業所	年平均排出量	87	58	50	—	—
	日平均排出量	145	75	73	—	—
	1号ボイラー	—	—	—	39	1
出光興産(株)北海道製油所	年平均排出量	306	160	45	—	—
	日平均排出量	340	167	50	—	—
JX 金属苫小牧ケミカル(株) 苫小牧工場	年平均排出量	2.0	7.0	2.0	—	—
	日平均排出量	3.0	8.0	3.0	—	—
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所	年平均排出量	1.7	1.3	2.0	—	—
	日平均排出量	2.0	1.5	2.5	—	—
北海道曹達(株)苫小牧工場	年平均排出量	1.61	4.85	1.94	—	—
	日平均排出量	1.62	4.96	1.96	—	—

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	年平均排出量	1.2	5.2	7.8	—	—	
	日平均排出量	1.7	8.1	13.0	—	—	
トヨタ自動車北海道(株)	年平均排出量	15.3	22.7	19.7	—	—	
	日平均排出量	25.1	29.7	28.5	—	—	
王子ネピア(株)苫小牧工場	年平均排出量	47.7	48.0	7.6	—	—	
	日平均排出量	47.7	53.4	7.6	—	—	
エスケイ産業(株) 勇払 LNG 製造所	年平均排出量	—	8.92	—	—	—	
	日平均排出量	—	9.32	—	—	—	
(株)鈴木商会 苫小牧アルミ工場	年平均排出量	2.14	2.22	8.15	—	—	
	日平均排出量	反射炉	0.65	0.69	2.58	—	0.90
		3t 回転炉	0.35	0.34	2.04	—	0.90
		5t 回転炉	0.42	0.43	1.64	—	0.90
		エンジン炉	0.72	0.76	1.89	—	0.90
豊通スメルティング テクノロジー(株) 北海道工場	年平均排出量	—	0.90	2.5	—	—	
	日平均排出量	No.1 溶解 保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		No.2 溶解 保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		No.3 溶解 保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		集塵機	—	—	2.1	—	0.9
日本CCS調査(株)	年平均排出量	5.9	8.6	4.5	—	—	
	日平均排出量	5.9	9.2	5.3	—	—	
苫小牧バイオマス発電(株)	年平均排出量	—	6.6	7.5	—	—	
	日平均排出量	—	7.1	8.2	—	—	

②水質に係る協定値

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名	排水量 (千 m ³ /日)	pH	COD (mg/L)			SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
			最大	日間平均	汚泥負荷量 (kg/日)	最大	日間平均	最大
北海道パワー エンジニアリング(株)	港内 1.9	5.0~9.0	20	10	19	20	15	5
	太平洋 1.0	5.0~9.0	20	17	17	20	17	5
王子製紙(株) 苫小牧工場	434	5.0~9.0	160	120	52,080	90	70	—
日本製紙(株)北海道 工場勇払事業所	170.4	5.0~9.0	160	120	20,448	90	70	—
出光興産(株) 北海道製油所	602.5	5.0~9.0	10	5	3,012	20	12	5
JX 金属苫小牧 ケミカル(株)	4	5.0~9.0	30	22	90	25	18	1.2
北海道曹達(株) 苫小牧工場	7.23	5.0~9.0	7	5	37	17	10	5
トヨタ自動車 北海道(株)	3	6.0~8.0	25	20	60	25	20	4
王子ネピア(株) 苫小牧工場	18	5.0~9.0	160	120	2,160	70	50	—

(3) 2者協定(事業者と苫小牧市が締結)

①大気に係る協定値

(平成31年(2019年)3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	
北海道石灰化工(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	7,930 Nm ³ /年	3,500 kg/年	—	
	1時間値	メルツ炉	—	1.67 Nm ³ /時	4.39 kg/時	—
		コマ炉	—	0.27 Nm ³ /時	0.50 kg/時	—
大成産業(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	1,600 Nm ³ /年	12,500 kg/年	—	
	1時間値	—	2.04 Nm ³ /時	2.91 kg/時	—	
(株)トマウエーブ 苫小牧工場	年間排出量	8,904 Nm ³ /年	3,504 Nm ³ /年	6,307 kg/年	—	
	1時間値	3.71 Nm ³ /時	1.46 Nm ³ /時	2.63 kg/時	—	
新酸素化学(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	10,400 Nm ³ /年	—	—	
	1時間値	—	1.28 Nm ³ /時	—	—	
光生アルミ 北海道(株)	年間排出量	—	2,580 Nm ³ /年	7,570 kg/年	—	
	1時間値	2t 溶解炉	—	0.40 Nm ³ /時	1.19 kg/時	0.90
		1t 溶解炉	—	0.31 Nm ³ /時	0.56 kg/時	0.90
ウッドファイバー (株)	年間排出量	—	19,600 Nm ³ /年	23,000 kg/年	—	
	1時間値	1号ボイラー	—	1.55 Nm ³ /時	1.82 kg/時	—
		2号ボイラー	—	3.10 Nm ³ /時	3.63 kg/時	—

②水質に係る協定値

(平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	フェノール類 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	354	5.0~9.0	—	10	5	—	—	350
岩倉化学工業(株)	1,072	5.0~9.0	—	5	5	5	—	3,000
DIC 北日本ポリマ (株)北海道工場	776	5.0~9.0	—	25	15	5	1	3,000
日本軽金属(株) 苫小牧製造所	9,000	5.0~9.0	—	20	30	5	—	3,000
清水鋼鐵(株) 苫小牧製鋼所	380	5.0~9.0	—	20	30	5	—	3,000

【参考6】環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和37 (1962)			総務部庶務課に安全都市推進協議会事務局を設置	○		
昭和38 (1963)	1		市内5か所で降下はいじん量を測定	○		
	9		市内10か所で二酸化鉛法による亜硫酸ガスの測定	○		
昭和42 (1967)	8	3	公害対策基本法公布			○
昭和43 (1968)	6	10	大気汚染防止法及び騒音規制法公布			○
昭和44 (1969)	4	1	苫小牧市公害対策審議会条例公布及び施行	○		
	6		苫小牧市公害対策審議会発足	○		
	7		人口10万人となる	○		
	10		北海道公害防止条例の制定		○	
	12		騒音規制法の地域指定を受ける			○
昭和45 (1970)	4		公害係が企画部防災課に新設される	○		
	6	1	苫小牧市公害防止施設整備促進要綱の策定	○		
	10		ハマナス・ハスカップの保護対策開始	○		
	12	25	水質汚濁防止法公布			○
	12	25	廃棄物処理法公布			○
昭和46 (1971)	6	1	悪臭防止法公布			○
	7		機構改革により市民部公害課となる	○		
	10	21	北海道公害防止条例改正(全部)		○	
昭和47 (1972)	3	1	苫小牧市公害防止条例公布	○		
	3		航空機騒音測定開始	○		
	4	1	苫小牧幌内川に関する水質汚濁環境基準の類型指定告示		○	
	5	30	悪臭防止法施行令、施行規則公布			○
	7		北海道知事より苫小牧市住民に公害監視委員委嘱		○	
昭和48 (1973)	3		北海道苫小牧公害防止センター設置		○	
	3	15	苫小牧川、苫小牧海域水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	5		昭和48年大気汚染健康調査実施	○		
	6		機構改革により環境部が新設され環境保全課、公害課の二課となる	○		
	6		第1回環境週間行事実施	○	○	○
	8		自動車騒音測定開始	○		
	10	5	公害健康被害補償法公布			○
	11		人間環境都市宣言	○		
	12		環境部に自然保護課が新設される	○		
昭和49 (1974)	4	1	苫小牧地域の騒音に係る環境基準の地域類型指定告示			○
	6	11	苫小牧市自然環境保全条例公布	○		
	6	11	昭和49年度大気汚染健康調査実施	○		
	7	1	悪臭防止法の地域指定告示			○
	7		苫小牧市自然環境保全審議会発足	○		
	7		苫小牧市地域植生等調査実施	○		
	12		「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
昭和50 (1975)	3	31	航空機騒音に係る環境基準の地域指定告示			○
	4	15	大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出規制K値=6.42に改正			○
	6		昭和50年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧市地域将来予測等自然環境調査開始	○		
	9		苫小牧市自然保護監視委員委嘱	○		
昭和51 (1976)	3	1	北海道大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく苫小牧市に係る大気汚染緊急時対策実施要領施行		○	

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和51 (1976)	3	10	勇払川旧古川及びトキサタマップ湿原自然環境保全地区指定公示	○		
	3	25	苫小牧地域公害防止計画に基づく公害防止3者協定締結(14企業)	○	○	
	6	10	振動規制法の制定			○
	6		昭和51年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧東港現地着工	○		
	9		苫小牧市航空機騒音対策協議会設置	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
	10		改正悪臭防止法施行令施行(二硫化メチル等3物質の規則追加)			○
昭和52 (1977)	8		樽前ガロー環境調査	○		
	9	13	樽前大沼猟銃禁止区域設定告示		○	
	9	21	北海道電力(株)苫東厚真発電所公害防止7者協定締結	○	○	
昭和53 (1978)	3	10	錦大沼鳥獣保護区設定告示		○	
	3		振動規制法の地域指定告示			○
	4		苫小牧市自然環境保全基本方針決定	○		
	6		錦大沼公園環境調査	○		
	8		ウトナイ沼南東部環境調査	○		
	10	17	苫小牧市自然環境保全条例技術細目設定告示	○		
	12		白鳥生息実態調査	○		
昭和54 (1979)	2		公害パトロールカーによる測定開始	○		
	3	18	「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
	4	10	樽前ガロー自然環境保全地区指定告示	○		
昭和55 (1980)	3		航空機騒音常時監視装置設置	○		
	4	1	北海道苫小牧地方環境監視センター設置		○	
	4	1	環境保全課と公害課が統合され公害対策課となる	○		
	4	1	北海道苫小牧公害防止センターの譲与を受け「苫小牧市公害防止センター」となる	○		
	4	1	市内12か所の大気汚染測定局テレメーターシステムによる常時監視	○		
	4	17	北海道石油共同備蓄(株)公害防止7者協定締結	○	○	
	4		人口15万人となる	○		
	6		錦大沼公園周辺湖沼群植生等調査	○		
	8		美々川流域底生動物調査	○		
	9	20	沼ノ端拓勇樹林自然環境保全地区指定告示	○		
昭和56 (1981)	10		苫小牧東港に第一船が入港	○		
	5	22	岩倉化学工業(株)公害防止2者協定締結	○		
	5		将来予測継続調査観測点植生調査	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第1年次)	○		
	6		樽前地区(樽前大沼周辺)植生等調査	○		
	7	20	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、有珠川、安平川、勇払川及び厚真川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	7	20	苫小牧海域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	10	1	苫小牧東部石油備蓄(株)公害防止7者協定締結	○	○	
昭和57 (1982)	3	4	美々川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	3	24	ウトナイ鳥獣保護区特別保護区設定告示(環境庁長官) (期間1982.3.31~1991.10.31)			○
	3	25	振動規制法指定地域の一部変更			○
	5		原生植物実態調査(樽前、錦岡地区)	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第2年次)	○		
	5		樽前地区(トキト沼周辺)植生等調査	○		
	6	1	いすゞ自動車(株)北海道工場公害防止7者協定締結	○	○	
	6	7	第10回環境週間記念植樹会(於 勇払川旧古川自然環境保全地区)	○		
	7	5	大成産業(株)苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和58 (1983)	3	31	騒音規制法及び振動規制法の指定地域の一部変更			○
	7	11	苫東コールセンター(株)浜厚真事業所公害防止7者協定締結	○	○	
	11		環境部と衛生部を統合して環境衛生部、公害対策課と自然保護課自然保護係を統合して環境課とし、「苫小牧市公害防止センター」を「苫小牧市環境監視センター」に改称	○		
昭和59 (1984)	4	1	大気汚染防止法に基づく政令市の指定を受ける			○
	4	18	ウトナイ沼自然環境調査(第1年次)	○		
	9	21	「苫小牧地域公害防止計画」地域指定除外を閣議決定			○
昭和60 (1985)	5	10	ウトナイ沼自然環境調査(第2年次)	○		
	9	10	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正(小型ボイラーの排出規制の制定)			○
昭和62 (1987)	2	27	「苫小牧地域公害防止推進計画」の作成(計画期間:1986～1990年度)	○	○	
昭和63 (1988)	2	1	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正(ガスタービン・ディーゼル機関の排出規制の制定)			○
	7	15	㈱イワクラ苫小牧臨海工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成元 (1989)	1	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針策定		○	
	1		パンケナイ川上流部森林調査	○		
	4		ウトナイ沼南東部自然環境調査	○		
平成2 (1990)	2	1	苫小牧ゴルフ場開発に関する指導要綱の施行	○		
	4		改正悪臭防止法施行令施行(プロピオン酸等4物質の規制追加)			○
	6	15	ウトナイ沼南東部砂丘自然環境保全地区指定告示	○		
	9	23	苫小牧市の鳥「ハクチョウ」制定	○		
平成3 (1991)	5	1	ゴルフ場の水質保全に関する運用方針作成	○		
	5	20	トヨタ自動車北海道(株)公害防止3者協定締結	○	○	
	10	31	ウトナイ湖鳥獣保護特別保護地区指定(更新)告示(期間:1991.11.1～2011.9.30)			○
	11	1	ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地指定告示			○
	12	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針策定	○		
	12	12	ウトナイ湖ラムサール条約湿地に登録			条約常設委員会
平成4 (1992)	2	28	「苫小牧地域公害防止推進計画」策定(計画期間1991～1995年度)	○	○	
	4	10	機構改革により環境課が環境監視センターと自然保護課の二課となる	○		
	5		気候変動枠組条約採択			気候変動枠組条約
	9	4	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	11	6	第2回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(宮城県若柳町、築館町、迫町)			関係市町村
	12	22	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく地域指定を受ける(1993.3.1施行)			○
平成5 (1993)	5	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針の改正(2000.1.1廃止)	○		
	7	30	㈱越村アルミ工業所苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	11	19	環境基本法公布・施行			○
平成6 (1994)	3		気候変動枠組条約発効			気候変動枠組条約
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行(トルエン等10物質の規制)			○
	5	19	ホクシー(株)苫小牧工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成7 (1995)	2	21	沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区指定告示	○		
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行(排水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定方法を定める)			○
	4	11	(1980年9月指定)沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区の指定解除	○		
	5	2	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	6	30	航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域一部変更			○
	10	18	第3回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道浜頓別町)			関係市町村

年	月	日	内 容	市	道	国
平成8 (1996)	4	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	4	30	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
平成9 (1997)	4	15	㈱トマウェーブ苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	12	11	京都議定書採択			気候変動枠組条約
平成10 (1998)	3	30	苫小牧市公害防止条例の一部改正(航空機騒音の追加)	○		
	4	1	行政組織の見直しとともに、保健衛生課衛生係と自然保護課を統合して環境生活課とし、環境監視センターを環境保全課に名称変更	○		
	6	17	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	9	30	北日本ディック(㈱北海道工場公害防止2者協定締結)	○		
	10	9	地球温暖化対策推進法公布			○
	10	23	第4回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道苫小牧市)			関係市町村
平成11 (1999)	4	1	騒音に係る環境基準の改正			○
	7	28	苫小牧市環境基本条例公布・施行	○		
	9	21	つた森山林銃猟禁止区域設定告示		○	
	12	22	第1回苫小牧市環境審議会開催(環境基本計画の策定諮問)	○		
平成12 (2000)	1	1	産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針策定	○		
	3	10	(仮称)苫小牧市環境基本計画を作る会会員募集	○		
	4	1	騒音規制法、騒音規制法施行令、騒音規制法施行規則の一部改正			○
	4	1	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(要請限度)の改正			○
	6	2	苫小牧市環境を考える市民の会、会員に委嘱状交付	○		
	9	22	弁天沼鉛散弾規制地域設定告示		○	
平成13 (2001)	4	1	まちづくり推進会議設置	○		
	4	1	一般環境大気「美沢・高丘測定局」の廃止	○		
	4	24	㈱サニックス苫小牧発電所公害防止7者協定締結	○	○	
	5	7	別々川・錦多峰川・幌内川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	5	29	三市ヒグマ連絡協議会設置			関係市
	8	1	一般環境大気「糸井測定局」を「自動車排出ガス測定局」に変更	○		
平成14 (2002)	4	1	日本軽金属(㈱)苫小牧製造所公害防止2者協定締結	○		
	4	2	樽前川、覚生川、小糸井川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	4	18	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」に登録			国際湿地保全連合
	5		トキサタマップ湿原地区自然環境調査	○		
	6	17	ISO14001認証取得に向け、市長が運用開始を宣言	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センターオープン			○
	12	20	ISO14001認証登録	○		
平成15 (2003)	1	27	苫小牧市グリーン購入推進方針制定	○		
	2	15	土壌汚染対策法の施行			○
	3	24	苫小牧市公共工事環境配慮指針制定	○		
	3	25	苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画策定	○		
	6	1	新酸素化学(㈱)苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	7	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	7	27	環境教育推進法公布			○
平成16 (2004)	4	1	苫小牧市環境基本計画推進会議発足	○		
	10	21	第6回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(新潟県新潟市)			関係市町村
平成17 (2005)	2	16	京都議定書発効			気候変動枠組条約
	3	29	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	○		
	4	28	京都議定書目標達成計画閣議決定			○
	12	20	ISO14001認証登録継続	○		
平成18 (2006)	7	5	アイシン北海道(㈱)公害防止7者協定締結	○	○	
	11	6	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」から、「東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業)」へ移行			9ヵ国政府を始め、国際機関等16主体

年	月	日	内 容	市	道	国
平成19 (2007)	3	26	053大作戦実施本部設立総会	○		
	3	28	京都議定書目標達成計画改訂			○
	3	29	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申書	○		
	3	30	苫小牧市資源物分別拡大基本計画策定	○		
	7	11	エスケイ産業(株)勇払LNG製造所3者協定締結	○	○	
	9	4	(株)北海道ダイキアルミ公害防止7者協定締結及び2者協定解除	○	○	
	12	1	航空機騒音テレメータシステム更新	○		
平成20 (2008)	3		合同酒精(株)苫小牧工場7者協定締結	○	○	
	3		苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画改訂(第二期)	○		
	5	14	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を3社と締結	○		
	5	19	(株)鈴木商会苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	6	30	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を3社と締結	○		
	7	10	(株)北海道スメルティングテクノロジー苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	9		苫小牧市公害防止マニュアル作成	○		
	12	12	ISO14001認証登録継続	○		
	12	25	光生アルミ北海道(株)と公害防止2者協定締結	○		
平成21 (2009)	2		苫小牧市環境基本計画一部改訂	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画策定	○		
	2	20	(株)木の繊維苫小牧工場と公害防止2者協定締結	○		
	3	31	北海道地球温暖化防止対策条例公布		○	
	4	19	ecoライフ大作戦～053ステージ2～キックオフイベント開催	○		
	6	1	清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所と公害防止2者協定締結	○		
平成22 (2010)	3		苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定	○		
	8	5	第8回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(滋賀県高島市)	○		
	8	23	(株)ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止2者協定締結	○		
	10	31	ISO14001認証登録返上	○		
平成23 (2011)	3	28	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申「家庭ごみの有料化について」	○		
	4		苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
	6		「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」取りまとめ	○		
	10	1	ウトナイ湖鳥獣保護特別保護地区指定(更新)告示 (期間:2011.10.1～2031.9.30)			○
	11	7	市内空間放射線量率の測定を開始	○		
	11		家庭ごみ有料化実施計画策定	○		
	11		紙類資源化実施計画策定	○		
	12		ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地20周年	○		
平成24 (2012)	2	24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(家庭ごみ有料化)	○		
	3	28	053大作戦～ステージ3～イベント開催	○		
	3	30	地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴う苫小牧市告示	○		
	4	14	053大作戦 ～ステージ3～ オープニングイベント開催	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター開設10周年	○		
	12	14	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(埋立焼却処分手数料改定)	○		
平成25 (2013)	2	1	大気汚染沼ノ端公園測定局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始	○		
	2		苫小牧市第2次環境基本計画策定	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を改訂(中間見直し)	○		
	3	31	大気汚染測定局5地点(錦岡、花園、矢代、旭、ウトナイ)廃止	○		
	4	17	日本郵便(株)苫小牧郵便局と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	6		第7期分別収集計画策定	○		
	6	30	053大作戦 ～ステージ3～ ファイナルイベント開催	○		
	7	1	家庭系一般廃棄物有料化開始	○		
	8	9	北海道電力(株)苫小牧支店と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	10	7	苫小牧市環境保全課移転(旭町→字沼ノ端)	○		

年	月	日	内 容	市	道	国
平成26 (2014)	2	1	大気汚染常時監視測定局に市役所前(自動車排ガス局)を追加・測定開始	○		
	3	25	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川(有珠川含む)、幌内川、美々川、勇払川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	5	13	日本CCS調査㈱と公害防止3者協定締結	○	○	
平成27 (2015)	1	6	苫小牧バイオマス発電㈱と公害防止3者協定締結	○	○	
	4	4	053大作戦～ステージ4～オープニングイベント開催	○		
	4		苫小牧市第2期エコオフィスプラン策定	○		
平成28 (2016)	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	27	053大作戦～ステージ4～ファイナルイベント開催	○		
	3	31	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を1社と締結	○		
	6		第8期分別収集計画策定	○		
	7		家庭ごみの戸別収集試行開始	○		
平成29 (2017)	3		「苫小牧市資源化センター」廃止	○		
	4	7	㈱ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止7者協定締結及び2者協定解除	○	○	
	4		資源物中間処理の民間委託	○		
平成30 (2018)	3		苫小牧市第3次環境基本計画策定(苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を統合)	○		
	4	1	糸井清掃センター休炉	○		
	9	7	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ開始	○		
	9	14	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受け入れ開始	○		
	9	28	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ終了	○		
	10	1	有害ごみ及び資源物(缶・びん)の回収方法の変更及びおむつ類の無料回収開始	○		
平成31 (2019)	1	8	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受け入れ終了	○		
	3	31	家庭ごみの戸別収集試行終了	○		

【参考7】苫小牧市環境基本条例

平成11年7月28日 条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画（第8条・第9条）

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条－第23条）

第3節 地球環境保全の推進（第24条）

第3章 苫小牧市環境審議会（第25条）

附則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全（快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与す

るものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを楽しむように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境白書）

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画

（施策の基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

- (2) 人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるように必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講じるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に関する協定の締結等)

第16条 市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組みを必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 苫小牧市環境審議会

(環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する

基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(苫小牧市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 苫小牧市公害対策審議会条例（昭和44年条例第6号）は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(苫小牧市公害防止条例の一部改正)
- 4 苫小牧市公害防止条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

苫小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、
太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましく
いらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性に
みられたこのまらを愛し、健やかな市民として
あゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまらを つつみましょう
学びあいつくるよろこびを そだてましょう
花と木のかおりでまらを みたしましょう
さわやかな笑顔できまりを まもりましょう
生き生きとくらす力を のばしましょう

(昭和 60 年 9 月 27 日制定)

裏表紙の紹介

裏表紙では、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」が「STOP THE GLOBAL WARMING (地球温暖化防止)」をPRしています。

とまチョップの名前は、とまこまいの「とま」、ハクチョウの「チョ」、ハナショウブの「ヨ」、ホッキ貝の「ッ」、ハスカップの「ップ」の組み合わせで、苫小牧市子ども会議で名付けられました。



© 2011 苫小牧市

この冊子は、環境に配慮した紙を使用しており、不要になった際にはリサイクル（再利用）することができます

苫小牧市環境白書

令和元年度版
(平成 30 年度実績)

令和 元 年 11 月
編集発行 苫小牧市環境衛生部環境保全課
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25
電 話 (0144) 57-8806
E-mail:kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp
